

学 生 便 覧

2 0 1 9 年 度

神戸大学大学院システム情報学研究科

目 次

I 沿革略史	3
II 機構	9
III 教学規則等	
1 神戸大学教学規則	13
2 神戸大学共通細則	41
IV 研究科規則等	
神戸大学大学院システム情報学研究科規則	49
神戸大学大学院システム情報学研究科入学試験出願資格の認定に関する内規	74
神戸大学大学院システム情報学研究科転入学に関する内規	77
神戸大学大学院システム情報学研究科再入学に関する内規	78
神戸大学大学院システム情報学研究科外国人特別学生入学選考規程	79
神戸大学大学院システム情報学研究科科目等履修生規程	81
神戸大学大学院システム情報学研究科聴講生規程	83
神戸大学大学院システム情報学研究科研究生規程	85
修学上の取扱いについて	
他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生の取扱いについて	87
他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて	88
自然科学系プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項	90
神戸大学大学院システム情報学研究科 I Tスペシャリスト養成コース実施要項	92
神戸大学大学院システム情報学研究科計算科学専攻計算科学インテンシブコース実施要項	93
V 授業の概要について	
[システム情報学研究科博士課程前期課程]	
1 システム情報学研究科前期課程の教育理念	
システム情報学研究科前期課程教育の目指すもの	99
教育研究組織	100
2 修学上の一般的事項	
修学上の一般的事項	
1 教育課程・教育方法について	103
2 授業について	103
3 授業科目及び履修要件について	104
4 履修手続について	104
5 定期試験について	104
6 単位の授与及び成績評価について	105
7 研究指導について	106
8 交通機関の運休、気象警報の発表、避難勧告・避難指示の発令の場合における授業、 定期試験の休講措置について	106

9 工学部, 工学研究科及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の成績評価に対する申し立てに関する申合せ	108
10 システム情報学研究科の学生の試験等における不正行為に関する申合せ	108
3 教育の目指すもの及び教育課程	
◎各専攻共通授業科目の概要等	
各専攻共通授業科目の概要	113
1 システム科学専攻	
(1) 教育の目指すもの	117
(2) 授業科目開講予定一覧	118
2 情報科学専攻	
(1) 教育の目指すもの	125
(2) 授業科目開講予定一覧	126
3 計算科学専攻	
(1) 教育の目指すもの	133
(2) 授業科目開講予定一覧	134

[システム情報学研究科博士課程後期課程]

1 修学上の一般的事項

修学上の一般的事項

1 教育課程・教育方法について	145
2 授業について	145
3 授業科目, 修了要件及び履修手続きについて	145
4 授業科目の試験について	146
5 単位の授与及び成績評価について	147
6 研究指導について	147
7 研究経過発表会及び研究成果発表会について	148
8 交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難勧告・避難指示の発令の場合における授業, 定期試験の休講措置について	148

2 各専攻の授業科目開講予定一覧表

授業科目開講予定一覧表

(システム科学専攻)	153
(情報科学専攻)	154
(計算科学専攻)	155
(計算科学専攻インテンシブコース)	156

VI 学位

神戸大学学位規程	159
神戸大学大学院システム情報学研究科の学位授与に関する方針	170
神戸大学大学院システム情報学研究科の学位論文評価基準	172
神戸大学大学院システム情報学研究科の修士学位に関する内規	173

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領	174
神戸大学大学院システム情報学研究科の課程博士学位に関する内規	175
神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規	177
神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程研究経過発表会実施要領	179
神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程研究成果発表会実施要領	180
神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文審査等に関する内規	182
神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文草稿の内見に関する申し合わせ	184
神戸大学大学院システム情報学研究科の学位論文審査委員会に関する申し合わせ	186
VII 学生生活の案内	189
VIII 学生関係規則等	
1 神戸大学学生健康診断規程	197
2 神戸大学における授業料, 入学料, 検定料及び寄宿料の額に関する規程	199
3 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程	202
4 神戸大学学生懲戒規則	205
5 神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ	207
6 神戸大学学生表彰規程	208
7 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	210
IX システム情報学研究科関係規則等	
1 神戸大学工学研究科工作技術センター利用要項	217
X 神戸大学配置図等	
1 神戸大学配置図	227
2 六甲台キャンパス案内	228
3 工学部・工学研究科・システム情報学研究科配置図	230
4 工学部学舎平面図	231
5 システム情報学研究科・工学部(情報知能工学科)学舎平面図	236
6 都市安全研究センター研究棟平面図	238
7 先端膜工学研究拠点平面図	239
8 教室設備等一覧表	241
9 主な部局等所在地及び電話番号	242

本紙記載以外にも学生生活に関係する規則等があります。神戸大学ホームページの規則集や別途配布の学生生活案内も参照してください。

I 浴 革 略 史

沿 革 略 史

- 昭和50年 4月24日 大学院設置基準の制定を契機に全学的組織による大学院問題検討委員会が設けられ、本学大学院の整備・充実についての検討を開始した。
- 昭和50年 7月21日 理、工、農学部の教官を主体とする自然科学系の分科会が発足し、新しい構想による大学院設置の検討を開始した。
- 昭和51年 3月22日 自然科学総合研究科（博士課程）の設置構想を起草した。
- 昭和51年12月 1日 自然科学総合研究科（博士課程）の設置趣意書を発表した。
- 昭和52年 2月24日 大学院問題検討委員会における検討内容のまとめとして、「神戸大学大学院設置計画」を発刊し、自然科学総合研究科（博士課程）設置計画を発表した。
- 昭和53年 3月31日 「大学院の改革構想について」を刊行し、自然科学総合研究科（博士課程）設置に関する昭和52年度における検討経過を発表した。
- 昭和54年 4月 1日 生産科学専攻（後期3年博士課程）が独立専攻として工学研究科に設置された。
- 昭和55年 4月 1日 物質科学専攻（後期3年博士課程）が理学研究科に、システム科学専攻（後期3年博士課程）が工学研究科に独立専攻として設置された。
- 昭和56年 4月 1日 自然科学研究科（後期3年博士課程）が設置された。
物質科学専攻（理学研究科物質科学専攻を移行）
生産科学専攻（工学研究科生産科学専攻を移行）
資源生物科学専攻
環境科学専攻
システム科学専攻（工学研究科システム科学専攻を移行）
初代研究科長に須田省三教授（理学部）が就任した。
- 昭和57年 3月17日 自然科学研究科校舎の新営工事を着工した。
- 昭和57年 3月31日 第1回修了者に博士の学位を授与した。（学術博士4名，工学博士2名）
- 昭和58年 3月28日 自然科学研究科校舎（現自然科学総合研究科1号館）の新営工事（延面積5,781㎡）が竣工した。
- 昭和58年 4月 1日 研究科長に赤川浩爾教授（工学部）が就任した。
- 昭和58年 4月11日 自然科学研究科校舎において授業を開始した。
- 昭和60年 4月 1日 研究科長に荻田 淳教授（農学部）が就任した。
- 昭和62年 4月 1日 研究科長に村上温夫教授（工学部）が就任した。
- 平成元年 4月 1日 知能科学専攻が設置された。
- 平成元年 4月 1日 研究科長に位田正邦教授（理学部）が就任した。
- 平成3年 4月 1日 研究科長に平井一正教授（工学部）が就任した。
- 平成5年 4月 1日 研究科長に藤井 聰教授（農学部）が就任した。
- 平成6年 4月 1日 理学研究科，工学研究科及び農学研究科が，自然科学研究科の前期課程として改組・統合され，自然科学研究科は，前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程の独立研究科となった。
後期課程に生命機能科学専攻が設置された。

平成7年4月1日	研究科長に北村新三教授（工学部）が就任した。
平成9年2月16日	研究科長に佐々木武教授（理学部）が就任した。
平成9年4月1日	後期課程の「物質科学専攻」、「環境科学専攻」及び「知能科学専攻」が廃止され、「情報メディア科学専攻」、「分子集合科学専攻」及び「地球環境科学専攻」が設置された。
平成10年4月9日	後期課程の「資源生物科学専攻」及び「システム科学専攻」が廃止され、「構造科学専攻」及び「資源エネルギー科学専攻」が設置された。
平成11年2月16日	研究科長に上田完次教授（工学部）が就任した。
平成11年4月1日	後期課程の「生産科学専攻」及び「生命機能科学専攻」が廃止され、「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」が設置された。
平成13年2月16日	研究科長に上島脩志教授（農学部）が就任した。
平成13年3月30日	自然科学総合研究棟2号館（延面積5,825㎡）が竣工した。
平成13年11月30日	自然科学総合研究棟3号館（西）（延面積8,668㎡）が竣工した。
平成14年6月28日	自然科学総合研究棟3号館（東）（延面積8,763㎡）が竣工した。
平成15年2月16日	研究科長に福田秀樹教授（工学部）が就任した。
平成15年10月1日	神戸商船大学との統合による第3次改組を行い、後期課程の「情報メディア科学専攻」、「分子集合科学専攻」、「地球環境科学専攻」、「構造科学専攻」、「資源エネルギー科学専攻」、「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」は廃止され、「数物科学専攻」、「分子物質科学専攻」、「地球惑星システム科学専攻」、「情報・電子科学専攻」、「機械・システム科学専攻」、「地域空間創生科学専攻」、「食料フィールド科学専攻」、「海事科学専攻」、「生命機構科学専攻」及び「資源生命科学専攻」の10専攻が設置された。
平成16年4月1日	国立大学法人神戸大学となった。
平成17年2月16日	研究科長に福田秀樹教授が再任された。
平成19年2月16日	研究科長に福田秀樹教授が再任された。
平成19年4月1日	自然科学研究科の第4次改組により、理学研究科、工学研究科、農学研究科、海事科学研究科及び自然科学系先端融合研究環が設置された。 工学研究科では、博士課程前期課程及び博士課程後期課程に、建築学専攻・市民工学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報知能学専攻の各専攻が設置され、研究科長に森本政之教授が就任した。
平成22年4月1日	工学研究科情報知能学専攻の改組により、システム情報学研究科（システム科学専攻、情報科学専攻、計算科学専攻）が設置され、研究科長に多田幸生教授が就任した。
平成22年6月15日	ITIA-CNR(Institute of Industrial Technologies and Automation-National Research Council)（イタリア）と学術交流協定を締結した。（失効）
平成22年11月1日	ブロック大学・科学技術計算研究所（カナダ）と学術交流協定調印した。
平成24年4月1日	研究科長多田幸生の任期が満了し、後任として賀谷信幸教授が研究科長に就任した。

平成25年4月1日 研究科長賀谷信幸の任期が満了し、後任として吉本雅彦教授が研究科長に就任した。

平成25年10月16日 IASI-CNR (Institute for Systems Analysis and Computer Science-National Research Council) (イタリア) と学術交流協定を締結した。

平成25年11月5日 インサリヨン工科大学 (フランス) と学術交流協定を締結した。

平成26年12月1日 Electronics Research Institute (エジプト) と学術交流協定を締結した。

平成27年4月1日 研究科長に吉本雅彦教授が再任された。

平成27年12月16日 カリフォルニア大学サンディエゴ校 (アメリカ) と学術交流協定を締結した。

平成28年2月3日 南カリフォルニア大学 (アメリカ) と学術交流協定を締結した。

平成28年4月1日 研究科長吉本雅彦の任期が満了し、後任として玉置久教授が研究科長に就任した。

平成28年6月2日 オスロ大学 (ノルウェー) と学術交流協定を締結した。

平成28年12月28日 ヴィリニユスゲディミナス工科大学 (リトアニア共和国) と学術交流協定を締結した。

平成29年4月27日 バルセロナ自治大学 (スペイン) と学術交流協定を締結した。

平成29年8月8日 国立清華大学 (台湾) と学術交流協定を締結した。

平成30年4月1日 研究科長に玉置久教授が再任された。

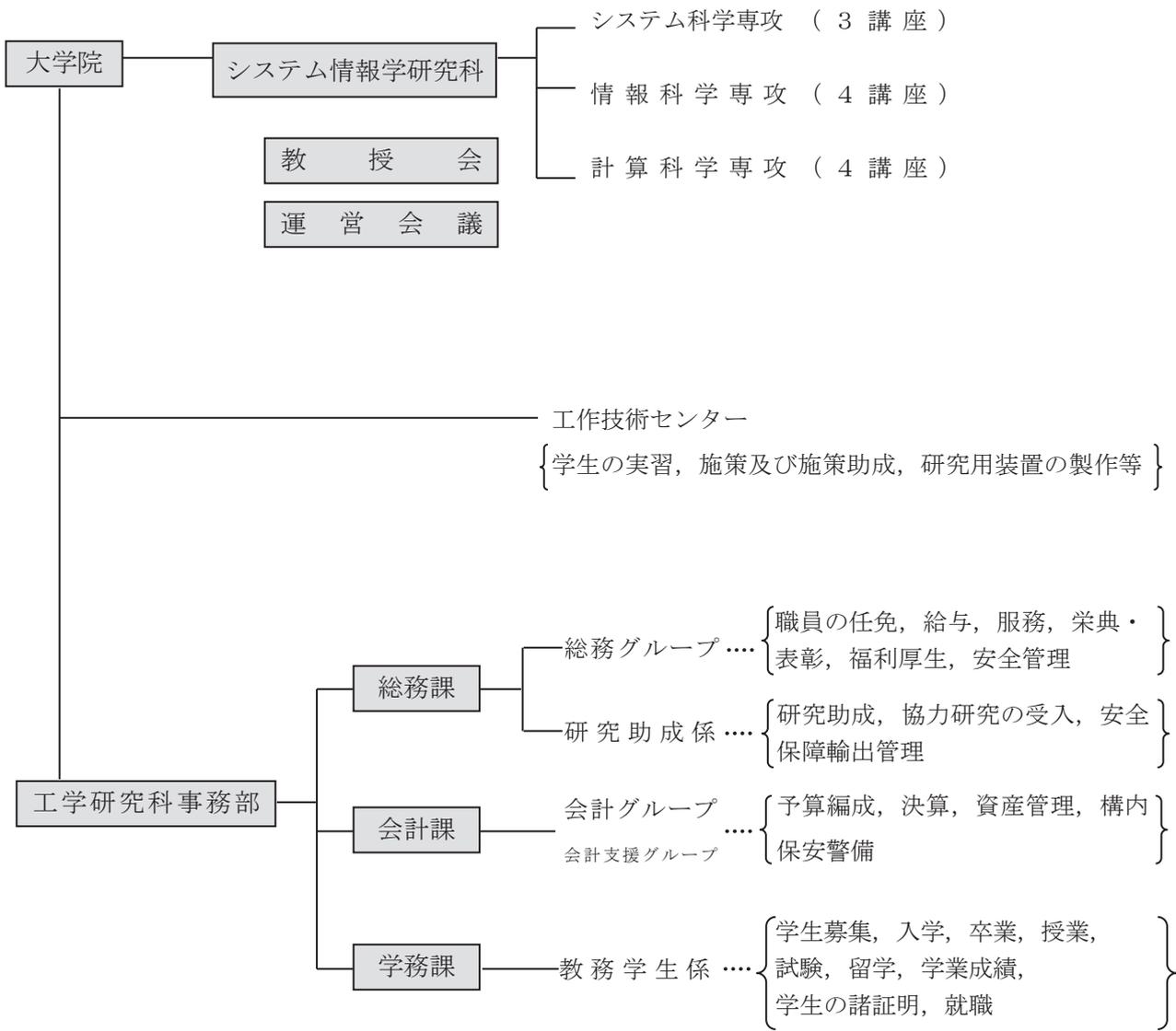
平成30年10月25日 グルノーブル国立工科大学 (フランス) と学術交流協定を締結した。

平成30年12月19日 グルノーブル・アルプ大学 (フランス) と学術交流協定を締結した。

平成31年1月3日 華中師範大学 (中国) と学術交流協定を締結した。

II 機 構

運営機構図



III 教學規則等

1 神戸大学教学規則

目 次

第1章 総 則

- 第1条 趣 旨
- 第2条 教 育 憲 章
- 第3条 学 部
- 第4条 大 学 院
- 第5条 乗 船 実 習 科
- 第6条 収 容 定 員
- 第7条 学 年
- 第8条 学 期 ・ ク ォ ー タ ー
- 第9条 休 業 日

第2章 学 部

第1節 入 学

- 第10条 入 学 許 可
- 第11条 早 期 入 学
- 第12条 入 学 期
- 第13条 編 入 学
- 第14条 転 入 学
- 第15条 再 入 学
- 第16条 入 学 志 願
- 第16条の2 入 学 者 選 抜
- 第17条 入 学 手 続
- 第18条 入 学 料 の 免 除
- 第19条 入 学 料 の 徴 収 猶 予 等
- 第20条 死 亡 等 に よ る 入 学 料 の 免 除
- 第21条 宣 誓

第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等

- 第22条 修 業 年 限
- 第23条 修 業 年 限 の 通 算
- 第24条 在 学 年 限
- 第25条 教 育 課 程
- 第26条 授 業 科 目 の 区 分
- 第27条 授 業 の 方 法
- 第28条 履 修 方 法 及 び 試 験
- 第29条 履 修 科 目 の 登 録 の 上 限

第30条	成績評価基準
第31条	単位の授与
第32条	単位の基準
第33条	他学部の授業科目の履修
第34条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第34条の2	休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第35条	大学以外の教育施設等における学修
第36条	入学前の既修得単位等の認定
第37条	編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第38条	転学部
第39条	転学科
第3節 留学及び休学	
第40条	留学
第41条	休学の許可
第42条	休学の解除
第43条	休学の命令
第44条	休学期間の取扱い
第4節 退学及び除籍	
第45条	退学
第46条	疾病等による除籍
第47条	入学料等未納による除籍
第5節 卒業要件及び学士の学位	
第48条	卒業要件
第49条	学士の学位授与
第6節 授業料	
第50条	授業料の納期
第51条	授業料の免除
第52条	授業料の徴収猶予及び月割分納
第53条	休学者の授業料
第54条	退学者等の授業料
第7節 賞罰	
第55条	表彰
第55条の2	懲戒
第3章 大学院	
第1節 入学	
第56条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第57条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学

- 第58条 後期課程の入学資格
第59条 医学研究科の博士課程の入学資格
第60条 医学研究科の博士課程への早期入学
第61条 進 学
第62条 入 学 者 選 抜

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

- 第63条 標準修業年限
第63条の2 教育課程
第64条 教育方法等
第65条 他大学大学院等の研究指導
第66条 研究指導のための留学
第67条 修士課程及び前期課程の修了要件
第68条 博士課程の修了要件
第69条 専門職学位課程の修了要件
第70条 学位論文及び最終試験
第71条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第3節 準 用 規 定

- 第72条 準 用 規 定
第73条 履修科目の登録の上限
第73条の2 成績評価基準
第74条 他大学大学院の授業科目の履修
第74条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第75条 入学前の既修得単位の認定
第76条 留 学
第77条 休 学

第4章 学位プログラム

- 第77条の2 学位プログラム

第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生
及び外国人特別学生

- 第78条 特別聴講学生
第79条 特別研究学生
第80条 科目等履修生
第81条 聴講生，研究生及び専攻生
第82条 授業料の納期
第83条 外国人特別学生

第6章 授業料，入学料及び検定料の額

- 第84条 授業料，入学料及び検定料の額
第84条の2 授業料等の不徴収

第7章 教育職員免許状

第85条 教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年 4 月 1 日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年 5 月16日制定）に則り、行うものとする。

(学 部)

第 3 条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医 学 部 医学科，保健学科

工 学 部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科

農 学 部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海 事 科 学 部 グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

(大 学 院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課程の別
人 文 学 研 究 科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻	博士課程
経 営 学 研 究 科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保 健 学 研 究 科	保健学専攻	博士課程

工 学 研 究 科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博士課程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休 業 日）

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏 季 休 業 8月8日から9月30日まで

冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は，学長が定める。

- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則試行の際限に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

第2章 学 部

第1節 入 学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程，高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において，学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については，その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で，17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入 学 期）

第12条 入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（編 入 学）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で，本学に編入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で文学部，法学部，経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において，前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部，理学部，工学部，農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において，前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を

満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第16条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除する

ことがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）及び神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院高度教養科目履修規程（平成28年3月22日制定）で定める。

2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びそ

の履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（履修科目の登録の上限）

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（成績評価基準）

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

（単位の授与）

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（単位の基準）

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修

等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあつては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授業料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納 付 期 間
前 期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後 期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学

を許可されるときに納付することができる。

- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
 - (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為にあったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することができる。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

(懲 戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。

4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

第3章 大 学 院

第1節 入 学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院におけ

る教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科の博士課程の入学資格)

第59条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修

業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(医学研究科の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進 学)

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の

上，進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は，2年とする。

2 前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻（1年履修コース）1年

4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3年とする。

(教育課程)

第63条の2 大学院（専門職大学院を除く。）は，本学，研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法等)

第64条 大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時

期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第65条 教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1年を超えないものとする。

（研究指導ための留学）

第66条 前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に2年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあつては，1年）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第68条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は，後期課程に3年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては，当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては，2年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては，3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学研究科の博士課程の修了要件は，当該課程に4年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限）以上在学し，所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は，当該課程に3年以上在学し，所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は，法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては，第3項に規定する在学期間については，前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと，第3項に規定する単位については，第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし，93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合はその超える部分の単位数に限り，研究科が認める範囲で，30単位を超えてみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは，学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において，所定の課程を修了した者に対しては，その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは，学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)，第14条(転入学)，第15条(再入学)，第16条(入学志願)，第17条(入学手続)，第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)，第19条(入学料の徴収猶予等)，第20条(死亡等による入学料の免除)，第21条(宣誓)，第22条(修業年限)(第1項，第2項及び第3項を除く。)，第24条(在学年限)，第27条(授業の方法)，第31条(単位の授与)，第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)，第33条(他学部の授業科目の履修)，第38条(転学部)，第39条(転学科)，第45条(退学)，第46条(疾病等による除籍)，第47条(入学料等未納による除籍)，第50条から第54条まで(授業料)，第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は，大学院に準用する。ただし，第24条を準用する場合において，医学研究科の博士課程以外の博士課程にあつては，標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 前項に規定する学位プログラムは、次のとおりとする。

EU エキスパート人材養成プログラム

3 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することができる。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生，研究生及び専攻生)

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することができる。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することができる。

3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することができる。

4 聴講生，研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第82条 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第83条 外国人で，第10条，第56条，第58条又は第59条の規定によらないで，外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で，学部又は大学院の課程を修了した者には，第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第6章 授業料，入学料及び検定料の額

(授業料，入学料及び検定料の額)

第84条 本学の授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第84条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については，前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき，不徴収とすることができる。

3 科目等履修生のうち，教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

4 聴講生及び研究生のうち，現職教育職員の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

5 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生，聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

6 外国人特別学生の授業料等については，学長が認めたときは，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

第7章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表 収容定員

1 学 部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員		
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計	
文学部	人文学科	100	100					400	400	
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,500	
	発達コミュニティ学科	100				5	5	410		
	環境共生学科	80				3	3	326		
	子ども教育学科	50				2	2	204		
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760	
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120	
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080	
理学部	数学科	28	153			学科共通 25	25	112	662	
	物理学科	35						140		
	化学科	30						120		
	生物学科	25						100		
	惑星学科	35						140		
医学部	医学科	100	260	5	5		10	625	1,265	
	保健学科	看護学専攻		80				10		640
		検査技術科学専攻		40						
		理学療法学専攻		20						
		作業療法学専攻		20						
工学部	建築学科	93	565			学科共通 20	20	372	2,300	
	市民工学科	63						252		
	電気電子工学科	93						372		
	機械工学科	103						412		
	応用化学科	106						424		
	情報知能工学科	107						428		
	農学部	食料環境システム学科		36	160					
資源生命科学科		55				220				
生命機能科学科		69				276				
海事科学部	グローバル輸送科学科	80	200			学科共通 10	10	320	820	
	海洋安全システム科学科	40						160		
	マリンエンジニアリング学科	80						320		
合計			2,518		5		135		10,567	

2 大 学 院

区 分		入 学 定 員								総 定 員							
		修士課程		博 士 課 程				専門職学 位課程		修士課程		博 士 課 程				専門職学 位課程	
				前 期		後 期						前 期		後 期			
				専攻別	計	専攻別	計					専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20				34	88	24	60				
	社会動態専攻		27		12					54		36					
国際文化学研究科	文化相関専攻		18	47	6	15				36	94	18	45				
	グローバル文化専攻		29		9					58		27					
人間発達環境 学研究科	人間発達専攻		51	91	11	17				102	178	33	51				
	(1年履修コース)		4							4							
	人間環境学専攻		36		6					72		18					
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18				74	74	54	54				
	実務法律専攻							80	80						240	240	
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20				166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32				102	102	96	96				
	現代経営学専攻							69	69						138	138	
理学研究科	数学専攻		22	122	4	27				44	244	12	81				
	物理学専攻		24		5					48		15					
	化学専攻		28		6					56		18					
	生物学専攻		24		6					48		18					
	惑星学専攻		24		6					48		18					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25							50	50						
	医科学専攻					100	100							400	400		
保健学研究科	保健学専攻		64	64	25	25				128	128	75	75				
工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42				128	632	24	126				
	市民工学専攻		42		6					84		18					
	電気電子工学専攻		64		8					128		24					
	機械工学専攻		76		10					152		30					
	応用化学専攻		70		10					140		30					
システム情報 学研究科	システム科学専攻		28	73	3	12				56	146	9	36				
	情報科学専攻		21		3					42		9					
	計算科学専攻		24		6					48		18					
農学研究科	食料共生システム学専攻		26	120	5	23				52	240	15	69				
	資源生命科学専攻		42		8					84		24					
	生命機能科学専攻		52		10					104		30					
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33				
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	140	24	69				
	国際協力政策専攻		22		7					44		21					
	地域協力政策専攻		22		9					44		27					
科学研究イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30				
合 計		25	1,233		295		100	149	50	2,462		885		400	378		

2 神戸大学共通細則

平成16年4月1日制定
最終改正 平成28年3月31日

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入 学 願 書
出身学校長の調査書又はこれに代わる書類
写 真
その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90点以上)
優 (80点以上90点未満)
良 (70点以上80点未満)
可 (60点以上70点未満)
不可 (60点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学 生 証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再発行手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院の第1条から第4条まで並びに第6条及び第7条に定める事項については、それぞれ関係の研究科において定める。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

様式 1 号

入 学 許 可 書	
受験番号	番
氏 名	
神戸大学 学部に入学を許可する。	
年 月 日	
神戸大学長	

A4 (297mm × 210mm)

様式 2 号

宣 誓 書	
私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。	
年 月 日	
署名	
神戸大学長 殿	

A4 (297mm × 210mm)

様式 3 号

年 月 日	
神戸大学 殿	
学部	学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
㊟	
休 学 願	
下記のとおり休学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 期 間 自 年 月 日	
至 年 月 日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

様式 4 号

年 月 日	
神戸大学 殿	
学部	学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
㊟	
復 学 願	
下記のとおり復学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 復学年月日 年 月 日	

注 病気の場合は診断書(復学意見書)添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

様式 5 号

神戸大学 殿	年 月 日
	学部
	学科
	学籍番号
	本人住所
	氏 名
	退 学 願
下記のとおりに退学したいので御許可願います。	
	記
1 理 由	
2 退学年月日	年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm×210mm)

様式 6 号

(表)

神戸大学学生証	
写 真	所 属 学 籍 番 号 氏 名 生 年 月 日
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。
	発 行 年 月 年 月 日 有 効 期 限 年 月 日
(図書館利用ID)	神 戸 大 学 長 印 (生協組合員番号)

(裏)

■ 注意事項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。 (1)本学教職員の請求があった場合 (2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合 (3)本学図書館を利用する場合 <small>(表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)</small> 2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。 3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。 4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。 	(シール貼付スペース)
神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)	

様式 7 号

神戸大学 殿	年 月 日
	学部
	学科
	学籍番号
	住 所
	氏 名
	欠 席 届
下記のとおりに欠席いたしますからお届けします。	
	記
1 理 由	
2 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日

注 疾病の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm×210mm)

IV 研究科規則等

神戸大学大学院システム情報学研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）及び神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第2条 研究科は、システムの解析・統合の基礎となるシステム科学、情報の創出・処理・利用に寄与する情報科学、高性能計算技術とその諸科学・工学への応用を追求する計算科学の各専攻分野を柱として、システム情報（自然から工学、社会までの広範なシステムに内在する意味のある情報をいう。）を核に、新たな知識・価値の創出を目指す新しい学問領域の創成・展開を図るとともに、これに貢献する豊かな創造性と国際感覚を有する人材を養成するための教育研究を行う。

(課程)

第3条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及び講座等)

第4条 研究科に置く専攻、講座及び教育研究分野は、別表第1に掲げるとおりとする。

(各専攻における教育研究上の目的)

第5条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) システム科学専攻

システムの解析・設計・構築・運用のための理論と技術に関する学際的な教育研究を行う。これにより、前期課程では、アナリシスとシンセシスを効果的に実践するシステムズ・アプローチの方法論と問題解決能力を身に付けさせるとともに、学際的視野を有する創造性豊かな人材の養成を目的とする。後期課程では、それぞれの専門分野の深化のみならず、異分野融合のための新たな理論・技術を創造する卓越した能力を有する技術者及び研究者の養成を目的とする。

(2) 情報科学専攻

情報の数理的基礎理論の構築から、情報処理の新しい方法論の探究、先端的な情報応用技術の開発に至るまでの教育研究を行う。これにより、前期課程では、価値ある情報の創出・処理・利用に寄与する情報科学に関する基礎理論からその社会的応用に至るまでの広範な学術領域において、広い視野を持ち、指導的役割を果たすことができる人材の養成を目的とする。後期課程では、これらの学術領域において、自ら問題を設定し、探求し、及び解決できる高度な課題探求能力と豊かな創造性を有する技術者及び研究者の養成を目的とする。

(3) 計算科学専攻

高性能計算の技術的基礎並びに計算アプローチによる自然現象の理解・解明及びその応用に関する教育研究を行う。これにより、前期課程では、超並列計算・アルゴリズム等の高性能計

算技術及びその応用において、幅広い知識と高い創造性を有する人材の養成を目的とする。後期課程では、高性能計算に関する新理論・技術の創出及びこれを駆使した革新的な科学技術の開拓・展開・実践において卓越した能力を有する技術者及び研究者の養成を目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長2人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て定める。

(専攻長)

第8条 研究科の各専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長は、専攻ごとに研究科に配置された教授の中から選出する。

4 専攻長の選考に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

(前期課程の入学資格)

第9条 研究科の前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

（前期課程への早期入学）

第 9 条の 2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（進学）

第 10 条 神戸大学（以下「本学」という。）の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

（後期課程の入学資格）

第 11 条 研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(選考方法)

第12条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

(転専攻)

第13条 学生は、所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り、転専攻を願い出ることができる。

- 2 前項の規定により転専攻の願い出があった場合には、教授会の議を経て許可することがある。
- 3 転専攻の時期等については、別に定める。

(転入学)

第14条 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、研究科長は、教授会の議を経て入学を許可することがある。

- 2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第15条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、研究科長は、教授会の議を経て入学を許可することがある。

- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第16条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

- 2 前項に掲げる授業及び研究指導は、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(授業科目等)

第17条 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数等は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第18条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第19条 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、研究科に配置された本学の専任の教授（特命教授を除く。）及び連携講座の教授とする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に配置された本学の専任の准教授、講師、助教（これらのうち特命教員を除く。）又は連携講座の准教授をもって充てることができる。

(授業科目の履修)

第20条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。

- 3 前期課程に在籍する学生は、学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 4 第2項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、第32条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

- 第21条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。
 - 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、前期課程にあつては10単位を限度とし、後期課程にあつては4単位を限度として、研究科において修得したものとみなし、第32条に規定する単位として認めることができる。
 - 4 前3項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修させる場合について準用する。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

- 第21条の2** 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。
 - 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて、前期課程にあつては10単位を限度とし、後期課程にあつては4単位を限度として、第32条に規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第22条** 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。
- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前期課程にあつては10単位を限度とし、後期課程にあつては4単位を限度として、第32条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院等の研究指導)

- 第23条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける

ことができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、後期課程の学生にあつては、特別の事情があると認められる場合に限り、2年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

(自然科学系プログラム教育コース)

第24条 自然科学系の分野に関する幅広い知識及び学際的視点を有する人材を養成するため、前期課程に自然科学系プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）を置く。

- 2 プログラムコースに関し必要な事項は、別に定める。

(ITスペシャリスト養成コース)

第24条の2 情報通信技術、特に高度なソフトウェア技術者を養成するため、前期課程にITスペシャリスト養成コースを置く。

- 2 ITスペシャリスト養成コースに関し必要な事項は、別に定める。

(計算科学インテンシブコース)

第25条 計算科学に特化した研究者としてのキャリア形成を重点的に支援するため、計算科学専攻に前期課程・後期課程一貫的な教育を行う博士課程である計算科学インテンシブコース（以下「インテンシブコース」という。）を置く。

- 2 インテンシブコースに関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第26条 学生は、第21条及び第23条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休学)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(前期課程の研究経過発表会)

第29条 各専攻は、別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

- 2 前期課程の学生は、研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、所定の期間を経なければ、学位論文を提出することができない。

(後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会)

第30条 各専攻は、後期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

- 2 各専攻は、別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として、研究成果発表会を開催

するものとする。

- 3 後期課程の学生は、研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、所定の期間を経なければ、学位論文を提出することができない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 31 条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）の定めるところによる。

(成績評価基準)

第 31 条の 2 教学規則第 73 条の 2 に規定する成績評価基準については、別に定める。

(課程の修了)

第 32 条 前期課程の修了要件は、前期課程に 2 年以上在学し、別表第 2 に定める授業科目のうちから 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、別表第 3 に定める授業科目のうちから 10 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に 1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前 2 項の課程修了の認定は、教授会の議を経て行う。

(学位の授与)

第 33 条 前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 前 2 項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程 システム情報学又は工学

博士課程

システム科学専攻 システム情報学、工学又は学術

情報科学専攻 システム情報学、工学又は学術

計算科学専攻 システム情報学、工学、計算科学又は学術

(特別聴講学生)

第 34 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の聴講の許可は、学期の初めに行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を第 2 又は第 4 クォーターが開始する月の初めに行うことができる。
- 4 聴講期間は、聴講科目の開講学期とし、1 年以内とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、第 2 クォーター又は第 4 クォーターが開始する月の初めに入学した場合は聴講期間を 2 学期以内とする。

(特別研究学生)

第 35 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の受入れの時期は、学年、学期又は月の初めとする。
- 3 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 36 条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 37 条 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 38 条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生は、研究科に配置された教員の指導の下に研究を行うものとする。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 39 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 専攻, 講座及び教育研究分野 (第4条関係)

専攻	講座	教育研究分野
システム科学専攻	システム基盤	システム計画
		システム設計
		システム計測
		システム制御
	システム創成	システム数理
		システム構造
		システム知能
応用システム	応用システム	
情報科学専攻	情報基礎	情報数理
		アーキテクチャ
		ソフトウェア
		情報通信
	知能情報	情報システム
		知的データ処理
		メディア情報
		創発計算
	感性アートメディア	感性アートメディア
	知能統合	知能統合
計算科学専攻	計算科学基礎	計算基盤
		計算知能
		計算流体
		シミュレーション技法
	計算科学創成	計算分子工学
		計算生物学
		計算ロボティクス
		計算宇宙科学
	応用計算科学	応用計算科学
	大規模計算科学	大規模計算科学

別表第2 前期課程の授業科目及び単位数等（第17条，第32条関係）

(1)-1 システム科学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
先端融合科学特論A（システム情報学）	1	必修	
先端融合科学特論B（システム情報学）	1	選択	
システム計画学特論	2	選択	共通科目
システム運用論	2	選択	
分布システム理論1	1	選択	
分布システム理論2	1	選択	
システム数理特論1	1	選択	
システム数理特論2	1	選択	
応用数理特論1	1	選択	
応用数理特論2	1	選択	
システム構造特論	2	選択	
計算理論	2	選択	
情報数学特論	2	選択	
数理論理学特論	2	選択	
数理統計学特論	2	選択	
集合論特論	2	選択	
プログラミング言語特論	2	選択	
アルゴリズム特論	2	選択	
ネットワークコンピューティング論	2	選択	
数理モデル解析特論	2	選択	
データマイニング論	2	選択	
HPC特論	2	選択	
大規模ソフトウェア論	2	選択	
情報可視化論	2	選択	
イメージングシステム論	2	選択	
人工知能総論	2	選択	
センシング論※	2	選択	基礎科目
システム制御論※	2	選択	
分散システム論※	2	選択	
大規模知的システム論※	2	選択	
計算機アーキテクチャ特論	2	選択	
ソフトウェア科学特論	2	選択	
情報システム設計論	2	選択	
情報管理特論	2	選択	

マルチメディア特論	2	選択	基礎科目
探索・学習理論	2	選択	
計算物理化学	2	選択	
計算生物学	2	選択	
計算生体力学	2	選択	
宇宙電磁界シミュレーション	2	選択	
計算科学演習 A 1	0.5	選択	
計算科学演習 A 2	0.5	選択	
システムメカニクス論	2	選択	応用科目
ダイナミカルシステム論	2	選択	
複合現実感システム論	2	選択	
医用システム論	2	選択	
応用システム認識論	2	選択	
応用システム計画論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：7単位

選択：23単位以上

共通科目より10単位以上，基礎科目より6単位以上（内※印科目より4単位以上），
応用科目より4単位以上を修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。
ただし，他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

(1)-2 システム科学専攻（ITスペシャリスト養成コース）

科目名	単位数	必修・選択の別	備考	
クラウド開発基礎	2	必修	ITスペシャリスト必修科目	
クラウド開発応用	2	必修		
クラウド開発演習	2	必修		
クラウド基礎PBL	1	必修		
クラウド発展PBL	1	必修		
システム計画学特論	2	選択	共通科目 ※印はITスペシャリスト指定科目	
システム運用論	2	選択		
分布システム理論1	1	選択		
分布システム理論2	1	選択		
システム数理特論1	1	選択		
システム数理特論2	1	選択		
応用数理特論1	1	選択		
応用数理特論2	1	選択		
システム構造特論	2	選択		
計算理論	2	選択		
情報数学特論	2	選択		
数理論理学特論	2	選択		
数理統計学特論	2	選択		
集合論特論	2	選択		
プログラミング言語特論※	2	選択		
アルゴリズム特論※	2	選択		
ネットワークコンピューティング論	2	選択		
数理モデル解析特論	2	選択		
データマイニング論※	2	選択		
HPC特論	2	選択		
大規模ソフトウェア論※	2	選択		
情報可視化論	2	選択		
イメージングシステム論	2	選択		
人工知能総論	2	選択		
センシング論※	2	選択		基礎科目
システム制御論※	2	選択		
分散システム論※	2	選択		
大規模知的システム論※	2	選択		
計算機アーキテクチャ特論	2	選択		
ソフトウェア科学特論	2	選択		

情報システム設計論	2	選択	基礎科目
情報管理特論	2	選択	
マルチメディア特論	2	選択	
探索・学習理論	2	選択	
計算物理化学	2	選択	
計算生物学	2	選択	
計算生体力学	2	選択	
宇宙電磁界シミュレーション	2	選択	
計算科学演習 A 1	0.5	選択	
計算科学演習 A 2	0.5	選択	
システムメカニクス論	2	選択	応用科目
ダイナミカルシステム論	2	選択	
複合現実感システム論	2	選択	
医用システム論	2	選択	
応用システム認識論	2	選択	
応用システム計画論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：14単位

選択：16単位以上

共通科目より6単位以上（内 I T スペシャリスト指定科目より4単位以上），基礎科目より6単位以上（内※印科目より4単位以上），応用科目より4単位以上を修得すること。

(2)-1 情報科学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考	
先端融合科学特論A (システム情報学)	1	必修		
先端融合科学特論B (システム情報学)	1	選択		
システム計画学特論	2	選択	共通科目	
システム運用論	2	選択		
分布システム理論 1	1	選択		
分布システム理論 2	1	選択		
システム数理特論 1	1	選択		
システム数理特論 2	1	選択		
応用数理特論 1	1	選択		
応用数理特論 2	1	選択		
システム構造特論	2	選択		
計算理論	2	選択		
情報数学特論	2	選択		
数理論理学特論	2	選択		
数理統計学特論	2	選択		
集合論特論	2	選択		
プログラミング言語特論	2	選択		
アルゴリズム特論	2	選択		
ネットワークコンピューティング論	2	選択		
数理モデル解析特論	2	選択		
データマイニング論	2	選択		
HPC特論	2	選択		
大規模ソフトウェア論	2	選択		
情報可視化論	2	選択		
イメージングシステム論	2	選択		
人工知能総論	2	選択		
センシング論	2	選択		基礎科目
システム制御論	2	選択		
分散システム論	2	選択		
大規模知的システム論	2	選択		
計算機アーキテクチャ特論※	2	選択		
ソフトウェア科学特論※	2	選択		
情報システム設計論※	2	選択		
情報管理特論※	2	選択		
マルチメディア特論※	2	選択		

探索・学習理論※	2	選択	基礎科目
計算物理化学	2	選択	
計算生物学	2	選択	
計算生体力学	2	選択	
宇宙電磁界シミュレーション	2	選択	
計算科学演習 A 1	0.5	選択	
計算科学演習 A 2	0.5	選択	
応用論理学	2	選択	応用科目
集積システム論	2	選択	
ヒューマンコンピュータインタラクション論	2	選択	
メディア表現論	2	選択	
マルチモーダル情報処理	2	選択	
感性情報環境論	2	選択	
ダイナミカルシステム論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：7単位

選択：23単位以上

共通科目より10単位以上，基礎科目より6単位以上（内※印科目より4単位以上），
応用科目より4単位以上を修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。
ただし，他研究科開講の先端融合科学特論 A 及び B は算入することができない。

(2)-2 情報科学専攻 (ITスペシャリスト養成コース)

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
クラウド開発基礎	2	必修	ITスペシャリスト必修科目
クラウド開発応用	2	必修	
クラウド開発演習	2	必修	
クラウド基礎PBL	1	必修	
クラウド発展PBL	1	必修	
システム計画学特論	2	選択	共通科目 ※印はITスペシャリスト指定科目
システム運用論	2	選択	
分布システム理論1	1	選択	
分布システム理論2	1	選択	
システム数理特論1	1	選択	
システム数理特論2	1	選択	
応用数理特論1	1	選択	
応用数理特論2	1	選択	
システム構造特論	2	選択	
計算法論	2	選択	
情報数学特論	2	選択	
数理論理学特論	2	選択	
数理統計学特論	2	選択	
集合論特論	2	選択	
プログラミング言語特論※	2	選択	
アルゴリズム特論※	2	選択	
ネットワークコンピューティング論	2	選択	
数理モデル解析特論	2	選択	
データマイニング論※	2	選択	
HPC特論	2	選択	
大規模ソフトウェア論※	2	選択	
情報可視化論	2	選択	
イメージングシステム論	2	選択	
人工知能総論	2	選択	
センシング論	2	選択	
システム制御論	2	選択	
分散システム論	2	選択	
大規模知的システム論	2	選択	
計算機アーキテクチャ特論※	2	選択	
ソフトウェア科学特論※	2	選択	

情報システム設計論※	2	選択	基礎科目
情報管理特論※	2	選択	
マルチメディア特論※	2	選択	
探索・学習理論※	2	選択	
計算物理化学	2	選択	
計算生物学	2	選択	
計算生体力学	2	選択	
宇宙電磁界シミュレーション	2	選択	
計算科学演習 A 1	0.5	選択	
計算科学演習 A 2	0.5	選択	
応用論理学	2	選択	応用科目
集積システム論	2	選択	
ヒューマンコンピュータインタラクション論	2	選択	
メディア表現論	2	選択	
マルチモーダル情報処理	2	選択	
感性情報環境論	2	選択	
ダイナミカルシステム論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：14単位

選択：16単位以上

共通科目より6単位以上（内ITスペシャリスト指定科目より4単位以上），基礎科目より6単位以上（内※印科目より4単位以上），応用科目より4単位以上を修得すること。

(3)-1 計算科学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考	
先端融合科学特論A (システム情報学)	1	必修		
先端融合科学特論B (システム情報学)	1	選択		
システム計画学特論	2	選択	共通科目	
システム運用論	2	選択		
分布システム理論 1	1	選択		
分布システム理論 2	1	選択		
システム数理特論 1	1	選択		
システム数理特論 2	1	選択		
応用数理特論 1	1	選択		
応用数理特論 2	1	選択		
システム構造特論	2	選択		
計算理論	2	選択		
情報数学特論	2	選択		
数理論理学特論	2	選択		
数理統計学特論	2	選択		
集合論特論	2	選択		
プログラミング言語特論	2	選択		
アルゴリズム特論	2	選択		
ネットワークコンピューティング論	2	選択		
数理モデル解析特論	2	選択		
データマイニング論	2	選択		
HPC特論	2	選択		
大規模ソフトウェア論	2	選択		
情報可視化論	2	選択		
イメージングシステム論	2	選択		
人工知能総論	2	選択		
センシング論	2	選択		基礎科目
システム制御論	2	選択		
分散システム論	2	選択		
大規模知的システム論	2	選択		
計算機アーキテクチャ特論	2	選択		
ソフトウェア科学特論	2	選択		
情報システム設計論	2	選択		
情報管理特論	2	選択		
マルチメディア特論	2	選択		

探索・学習理論	2	選択	基礎科目
計算物理化学※	2	選択	
計算生物学※	2	選択	
計算生体力学※	2	選択	
宇宙電磁界シミュレーション	2	選択	
計算科学演習A 1※	0.5	選択	
計算科学演習A 2※	0.5	選択	
地球シミュレーション	2	選択	
大規模シミュレーション総論A 1	1	選択	応用科目
大規模シミュレーション総論A 2	1	選択	
大規模シミュレーション総論B 1	1	選択	
大規模シミュレーション総論B 2	1	選択	
計算流体力学	2	選択	
計算材料学1	1	選択	
計算材料学2	1	選択	
超並列アーキテクチャ論	2	選択	
HPCビジュアライゼーション	2	選択	
超並列ソフトウェア開発特論	2	選択	
超並列処理特論	2	選択	
社会シミュレーション	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：7単位

選択：23単位以上

共通科目より6単位以上，基礎科目より6単位以上（内※印科目より4単位以上），
応用科目より8単位以上を修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。
ただし，他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

(3)-2 計算科学専攻 (ITスペシャリスト養成コース)

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
クラウド開発基礎	2	必修	ITスペシャリスト必修科目
クラウド開発応用	2	必修	
クラウド開発演習	2	必修	
クラウド基礎PBL	1	必修	
クラウド発展PBL	1	必修	
システム計画学特論	2	選択	共通科目 ※印はITスペシャリスト指定科目
システム運用論	2	選択	
分布システム理論1	1	選択	
分布システム理論2	1	選択	
システム数理特論1	1	選択	
システム数理特論2	1	選択	
応用数理特論1	1	選択	
応用数理特論2	1	選択	
システム構造特論	2	選択	
計算理論	2	選択	
情報数学特論	2	選択	
数理論理学特論	2	選択	
数理統計学特論	2	選択	
集合論特論	2	選択	
プログラミング言語特論※	2	選択	
アルゴリズム特論※	2	選択	
ネットワークコンピューティング論	2	選択	
数理モデル解析特論	2	選択	
データマイニング論※	2	選択	
大規模ソフトウェア論※	2	選択	
情報可視化論	2	選択	
HPC特論	2	選択	
イメージングシステム論	2	選択	
人工知能総論	2	選択	
センシング論	2	選択	基礎科目
システム制御論	2	選択	
分散システム論	2	選択	
大規模知的システム論	2	選択	
計算機アーキテクチャ特論	2	選択	
ソフトウェア科学特論	2	選択	

情報システム設計論	2	選択	基礎科目
情報管理特論	2	選択	
マルチメディア特論	2	選択	
探索・学習理論	2	選択	
計算物理化学※	2	選択	
計算生物学※	2	選択	
計算生体力学※	2	選択	
宇宙電磁界シミュレーション※	2	選択	
計算科学演習A 1※	0.5	選択	
計算科学演習A 2※	0.5	選択	
地球シミュレーション	2	選択	応用科目
大規模シミュレーション総論A 1	1	選択	
大規模シミュレーション総論A 2	1	選択	
大規模シミュレーション総論B 1	1	選択	
大規模シミュレーション総論B 2	1	選択	
計算流体力学	2	選択	
計算材料学1	1	選択	
計算材料学2	1	選択	
超並列アーキテクチャ論	2	選択	
HPCビジュアライゼーション	2	選択	
超並列ソフトウェア開発特論	2	選択	
超並列処理特論	2	選択	
社会シミュレーション	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：14単位

選択：16単位以上

共通科目より6単位以上（内ITスペシャリスト指定科目より4単位以上）、基礎科目より6単位以上（内※印科目より4単位以上）、応用科目より4単位以上を修得すること。

(3)-3 計算科学専攻（計算科学インテンシブコース）

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
システム計画学特論	2	選択	共通科目
システム運用論	2	選択	
分布システム理論1	1	選択	
分布システム理論2	1	選択	
システム数理特論1	1	選択	
システム数理特論2	1	選択	
応用数理特論1	1	選択	
応用数理特論2	1	選択	
システム構造特論	2	選択	
計算理論	2	選択	
情報数学特論	2	選択	
数理論理学特論	2	選択	
数理統計学特論	2	選択	
集合論特論	2	選択	
プログラミング言語特論	2	選択	
アルゴリズム特論	2	選択	
ネットワークコンピューティング論	2	選択	
数理モデル解析特論	2	選択	
データマイニング論	2	選択	
HPC特論	2	選択	
大規模ソフトウェア論	2	選択	
情報可視化論	2	選択	
イメージングシステム論	2	選択	
人工知能総論	2	選択	
計算物理化学	2	選択	基礎科目
計算生物学	2	選択	
計算生体力学	2	選択	
宇宙電磁界シミュレーション	2	選択	
計算科学演習A1	0.5	選択	
計算科学演習A2	0.5	選択	
地球シミュレーション	2	選択	応用科目 ※印は他大学との協定講座科目
大規模シミュレーション総論A1	1	選択	
大規模シミュレーション総論A2	1	選択	
大規模シミュレーション総論B1	1	選択	
大規模シミュレーション総論B2	1	選択	

計算流体力学	2	選択	応用科目 ※印は他大学との協定講座科目
計算材料学1	1	選択	
計算材料学2	1	選択	
超並列アーキテクチャ論※	2	選択必修	
HPCビジュアライゼーション※	2	選択必修	
超並列ソフトウェア開発特論※	2	選択必修	
超並列処理特論※	2	選択必修	
社会シミュレーション※	2	選択必修	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：6単位

選択必修：2単位以上

なお、2単位を超える単位については、選択科目に算入することができる。

選択：22単位以上

共通科目より6単位以上、基礎科目より6単位以上、応用科目より8単位以上を修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

別表第3 後期課程の授業科目及び単位数等（第17条，第32条関係）

(1) システム科学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
システム基盤論	2	選択	専門科目
システム創成論	2	選択	
システム科学応用論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(2) 情報科学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
情報基礎特論	2	選択	専門科目
知能情報特論	2	選択	
情報科学応用論	2	選択	
人工知能応用論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(3) 計算科学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
計算科学基礎論	2	選択	専門科目
計算科学創成論	2	選択	
計算科学応用論	2	選択	
大規模シミュレーション応用論	2	選択	
大規模数値シミュレーション特論	2	選択	
計算科学特論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(4) 計算科学専攻（計算科学インテンシブコース）

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
計算科学基礎論	2	選択	専門科目（発展科目） ※印は他大学との協定講座科目である。
計算科学創成論	2	選択	
計算科学応用論	2	選択	
大規模シミュレーション応用論	2	選択	
計算科学特論※	2	選択	
大規模数値シミュレーション特論※	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

神戸大学大学院システム情報学研究科入学試験出願資格の認定に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、システム情報学研究科規則第9条第8号、第9号又は第9条の2の規定により前期課程に入学を志願しようとする者、及び第11条第7号又は第8号の規定により後期課程に入学を志願しようとする者の出願資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(前期課程出願資格の認定)

第2条 次の各号のいずれかによって前期課程に出願しようとする者は、出願に先立ち資格審査により出願資格の認定を受けなければならない。

- (1) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (2) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(前期課程早期入学の出願資格の認定)

第2条の2 次の各号のいずれかに該当し、かつ、研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたものが、前期課程に出願しようとするとき、出願に先立ち事前審査により出願資格の認定を受けなければならない。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(後期課程出願資格の認定)

第3条 次の各号のいずれかによって後期課程に出願しようとする者は、出願に先立ち資格審査により出願資格の認定を受けなければならない。

- (1) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学又は研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者
- (3) 大学において、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する6年制の課程を修了した者
- (4) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者で、24歳に達したもの

(出願資格審査委員会)

第4条 出願資格の認定を行うため、システム情報学研究科出願資格審査委員会（以下「出願資格審査委員会」という。）を置く。

- 2 出願資格審査委員会は、システム情報学研究科副研究科長1人及び各専攻の専攻長をもって組織し、委員長は副研究科長を充てる。出願資格審査委員会は、出願資格審査委員会委員長が招集し、その議長となる。
- 3 出願資格審査委員会は、必要に応じ、審査を受けようとする者の志望教育研究分野の教員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 出願資格の認定は、前2条の資格に該当するか否かの判定により行う。
- 5 出願資格審査委員会において、前2条の規定により出願資格を認定された者は、システム情報学研究科教授会の議において出願資格の認定を受けたものとして取扱う。

(前期課程の提出書類)

第5条 第2条第1号の規定により資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本研究科が指定する期間（以下「所定の期間」という。）内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 出願資格審査申請書（所定の用紙）
 - (2) 推薦書（所定の用紙）
 - (3) 在籍した最終大学の退学証明書及び成績証明書
 - (4) 在籍大学院研究科の成績証明書
- 2 第2条第2号の規定による申請者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。
- (1) 出願資格審査申請書（所定の用紙）
 - (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- 3 第2条の2の規定により事前審査を受けようとする者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。
- (1) 事前審査申請書（所定の用紙）
 - (2) 学業成績証明書及び現在履修中の授業科目が確認できる書類
 - (3) 推薦書（所定の用紙）
 - (4) 在籍大学学部・学科の履修規則及び授業内容の分かる書類

(後期課程の提出書類)

第6条 第3条の規定による申請者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。ただし、第3条第3号に該当する者は、入学試験出願資格認定申請書、履歴書、卒業証明書及び研究計画書のみを提出するものとする。

- (1) 入学試験出願資格認定申請書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 卒業証明書
- (4) 研究歴証明書（所定の用紙）
- (5) 研究業績書（所定の用紙）
- (6) 研究成果資料

(7) 研究計画書（所定の用紙）

（審査結果）

第7条 出願資格審査委員会は、前2条の書類により審査を行い、入学試験出願資格審査結果報告書を作成し、審査の結果を研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、審査委員会における審査結果の報告に基づき、申請者に出願資格の有無を通知する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から実施する。

神戸大学大学院システム情報学研究科転入学に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則第14条の規定に基づき、転入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転入学資格)

第2条 博士課程前期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が2年以上ある者とする。

2 博士課程後期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院博士課程後期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が3年以上ある者とする。

(出願手続)

第3条 転入学を志願する者は、入学の時期の2か月前の所定の期日（特別の事情があると認められた者は、この限りでない。）までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類をシステム情報学研究科長に提出しなければならない。

(1) 転入学願書（所定の用紙）

(2) 履歴書（所定の用紙）

(3) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）

(4) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）

(5) 振替払込受付証明書（検定料）（所定の用紙）

(選考方法)

第4条 前期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

(入学の時期)

第5条 転入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 転入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 転入学をする前に在籍していた大学の大学院で修得した単位について、修士課程又は博士課程前期課程において修得した単位は、20単位を限度として、博士課程後期課程において修得した単位は、4単位を限度としてシステム情報学研究科において修得した単位として認める。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科再入学に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則第15条第2項に定める再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 本研究科博士課程前期課程又は博士課程後期課程に在学していた者で中途退学した者又は除籍された者

(出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、入学の時期の2か月前（特別の事情があると認められた者は、この限りでない。）までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を添えて、システム情報学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
- (4) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
- (5) 振替払込受付証明書（検定料）（所定の用紙）

(選考方法)

第4条 前期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

(入学の時期)

第5条 再入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 再入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 退学又は除籍前に修得した単位は、前期課程にあつては20単位、後期課程にあつては4単位を限度として認める。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科外国人特別学生入学選考規程

平成22年3月23日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第3条 研究科の前期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院システム情報学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

- (7) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (8) その他研究科において必要と認める書類

2 研究科の後期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他研究科において必要と認める書類

（選考方法）

第4条 入学志願者に対する選考は、筆答試験、口頭試問及び提出された書類により行う。

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

（入学の時期）

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（雑 則）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科科目等履修生規程

平成22年3月23日制定

平成28年1月8日システム情報学研究科教授会改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則（平成22年1月26日制定）第36条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て定める期間内に、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院システム情報学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (5) その他研究科において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第5条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修の時期)

第7条 履修の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(履修期間)

第8条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期末までとし、1年(第2, 第4クォーター開始月から入学した場合は2学期)以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第9条 履修することのできる授業科目は、1学期10単位以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科聴講生規程

平成22年3月23日制定

平成28年1月8日システム情報学研究科教授会改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則（平成22年1月26日制定）第37条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て定める期間内に、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院システム情報学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (5) その他研究科において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学科及び授業料)

第5条 聴講生の選考に合格した者は、所定の期日までに入学科及び授業料を納付しなければならない。

(聴講の時期)

第6条 聴講の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(聴講期間)

第7条 聴講期間は、聴講等を許可された授業科目の開講学期末までとし、1年(第2、第4クォーター開始月から入学した場合は2学期)以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第8条 聴講することのできる授業科目は、1学期10単位以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試 験)

第9条 聴講生は、聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

(聴講証明書)

第10条 聴講生に対しては、試験に合格した授業科目について、聴講証明書を交付することができる。

(除 籍)

第11条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 聴講生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科研究生規程

平成22年3月23日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則（平成22年1月26日制定）第38条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、学年及び学期の初めとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、神戸大学大学院システム情報学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て定める期間内に、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院システム情報学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 研究計画書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (6) その他研究科において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

（入学手続）

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

（授業料等）

第7条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

（研究期間）

第8条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

（授業科目の聴講）

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

（施設等の使用）

第10条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

（退学）

第11条 研究生が退学しようとするときは、願い出て許可を受けなければならない。

（除籍）

第12条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

（国外に居住する外国人等に対する特例）

第13条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者についての入学の時期、出願手続及び選考方法は、教授会の議を経て別に定める。

（証明書の交付）

第14条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

修学上の取扱いについて

他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生の取扱いについて

他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の授業科目を履修する本研究科の学生（以下「聴講派遣学生」という。）及び本研究科の授業科目を履修する他大学大学院の学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 聴講派遣学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めるときは、聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

③ 授業料等

ア 聴講派遣学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 聴講派遣学生として、他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院との協定により定められた授業料等の額を当該大学院に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、聴講派遣学生の負担とする。

④ 規則の遵守

聴講派遣学生は、当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

⑤ 単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該大学院の報告に基づき、研究科規則第21条第2項に規定する単位数（前期課程・10単位、後期課程・4単位）の範囲内において、研究科規則第32条に規定する単位として認定する。

(2) 特別聴講学生

① 認 可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科の授業科目を履修することを許可する。

② 授業料等

ア 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

イ 他大学（外国の大学含む）の大学院との協定に基づく特別聴講学生であるときは、授業料を不徴収とすることができる。（教学規則第84条の2）

ウ 授業料のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

③ 規則の遵守

特別聴講学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

④ 施設等の使用

特別聴講学生は、管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑤ 許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったと認められるとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早めに指導教員及び教務学生係に相談すること。

他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて

他大学の大学院又は研究所等（以下「他大学大学院等」という。）において研究指導を受ける本研究科の学生（以下「研究指導委託学生」という。）及び本研究科において研究指導を受ける他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の学生（以下「特別研究学生」という。）の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 研究指導委託学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めるときは、研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院において研究指導を受けることを許可する。

③ 他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は、2年以内とする。ただし、前期課程の学生については1年以内とし、後期課程の学生については、特別の理由があり、かつ、教育上有益であると認めるときは、通算して3年を限度としてこれを許可することができる。

④ 授業料等

ア 研究指導委託学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 研究指導委託学生として他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院等との協定により定められた授業料等の額を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、研究指導委託学生の負担とする。

⑤ 規則の遵守

研究指導委託学生は、当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院において受けた研究指導は、当該大学院等の報告に基づき、研究科規則第23条に規定する研究指導として認定する。

(2) 特別研究学生

① 認 可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科において研究指導を受けることを許可する。

② 受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は、4月及び10月とする。ただし、博士後期課程にあつては特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

③ 授業料等

ア 特別研究学生に係わる検定料及び入学料は徴収しない。

イ 他大学（外国の大学含む）の大学院との協定に基づく特別研究学生であるときは、授業料を不徴収とすることができる。（教学規則第84条の2）

ウ 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、特別研究学生の負担とする。

④ 授業科目の聴講

特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし単位を修得することはできない。

⑤ 規則の遵守

特別研究学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 施設等の使用

特別研究学生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早めに指導教員及び教務学生係に相談すること。

自然科学系プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項

平成28年4月14日 制定

（趣 旨）

第1 この要項は、神戸大学大学院理学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科及び海事科学研究科（以下「自然科学系研究科」という。）の各研究科規則に規定する自然科学系プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（プログラムコースの開設とその調整）

第2 プログラムコースは，自然科学系研究科の共同によって魅力的なテーマを選定し，これらを教育プログラム化するものとし，その開設と調整は，自然科学系教育研究推進部会が行う。

2 開設するプログラムコースは，年度ごとに別に定める。

（履修要件等）

第3 プログラムコースは学生の希望により履修するもので，それぞれのコースに応じて指定する自研究科と他研究科の科目群からなり，自研究科の前期課程修了要件に加えて，他研究科の科目4単位を含めて6単位を修得しなければならない。

なお，プログラムコースの修得単位数が6単位に満たない者が当該プログラムコースで修得した他研究科の単位は，自研究科規則に基づいて修了要件の単位に算入することができる。

（履修申請等）

第4 履修申請等は，次のとおりとする。

① 履修対象学生

プログラムコースが開設されている専攻のうち，いずれかの専攻に所属する学生とする。

② 履修可能なプログラムコース

原則として，一人1プログラムコースとする。

③ プログラムコースの定員

定員は設けない。ただし，希望者が多人数の時は調整する場合がある。

④ 履修申請方法

「プログラムコース履修申請書」を所属研究科の教務学生係に，所定の期間までに提出し，所定の履修登録を行うものとする。

（修了認定証の授与）

第5 プログラムコース修了の判定は，学生の所属する研究科において行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

3 修了認定証は，学位記授与式の日に交付する。

（雑 則）

第6 この要項に定めるもののほか，プログラムコースの実施に関し必要な事項は，自然科学系教育研究推進部会が定める。この事務は，科学技術イノベーション研究科事務部において行う。

附 則

この要項は，平成28年4月1日から実施する。

プログラムコース

コース名	担当研究科	専攻	授業科目	内容
計算数理 (理・シ連携)	理学研究科	数学専攻	解析学Ⅱ 計算情報数学*	計算に関わる基礎数理と知能科学・数理統計への展開を繋ぐ教育プログラム
	システム情報学研究科	情報科学専攻	数理論理学特論 数理統計学特論	

(注) 授業科目に付した*印は、当該コースにおいて当該研究科当該専攻の学生に履修を指定する科目を示す。

神戸大学大学院システム情報学研究科 I Tスペシャリスト 養成コース実施要項

平成23年11月11日 制定

(趣 旨)

第1 この要項は、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「システム情報学研究科」という。）規則第24条の2第2項の規定に基づき I Tスペシャリスト養成コース（以下「本コース」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2 本コースは、情報通信技術、特にソフトウェアの高度な技術についてより豊富にかつ体系的・実践的に学習し、情報通信技術によって科学技術の発展に寄与することのできる卓越した能力を身に付けた研究者・技術者の養成を目的とする。

(学生定員)

第3 本コースの定員は、若干名とする。

(コース配属の時期及び方法)

第4 4月に実施する前期課程ガイダンスを通して希望者を募り、システム情報学研究科教授会における審査により配属を決定する。

(修 了)

第5 修了にあたり本コース修了証を授与する。

(そ の 他)

第6 本コースからの辞退を申し出た学生に対して、やむを得ない事由がある場合に限り、1年次終了時点であればシステム情報学研究科教授会の議を経て辞退を認めるものとする。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、本コースの実施に関し必要な事項は、システム情報学研究科教授会の議を経て定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

神戸大学大学院システム情報学研究科計算科学専攻 計算科学インテンシブコース実施要項

平成22年4月1日 制定

(趣 旨)

第1 この要項は、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「システム情報学研究科」という。）規則第25条第2項の規定に基づき計算科学インテンシブコース（以下「インテンシブコース」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2 インテンシブコースは、高性能計算を駆使した革新的な科学技術を開拓・展開・実践する卓越した能力を身に付けた研究者・技術者の養成を目的とする。

(学生定員)

第3 インテンシブコースの定員は、6名とする。

ただし、計算科学に関する一定以上の知識、経験等を持った社会人に対して、後期課程入学時からインテンシブコースへの配属を認める場合がある。

(コース配属の時期及び方法)

第4 4月に実施する前期課程ガイダンスを通して希望者を募り、計算科学専攻教授等による面接により、システム情報学研究科教授会の議を経て配属を決定する。

なお、後期課程入学者はこの限りではない。

(修 了)

第5 修了にあたり下記学位を授与する。

前期課程 修士（システム情報学）又は修士（工学）

博士課程 博士（計算科学）

なお、博士課程においては、特定研究の内容に応じて博士（システム情報学）、博士（工学）又は博士（学術）の学位を授与する場合がある。

(そ の 他)

第6 インテンシブコースからの辞退を申し出た学生に対して、計算科学専攻においてやむを得ないと認めた場合に限り、前期課程1年次終了時点であればシステム情報学研究科教授会の議を経てITスペシャリスト養成コース及びインテンシブコース以外の計算科学専攻前期課程に専攻後期課程への進路変更を認めるものとする。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、インテンシブコースの実施に関し必要な事項は、システム情報学研究科教授会が定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

V 授業の概要について

[システム情報学研究科博士課程前期課程]

1 システム情報学研究科前期課程の教育理念

システム情報学研究科前期課程教育の目指すもの

21世紀になり、ますます激化する厳しい国際競争の下で、資源に乏しい我が国が、国際競争力を維持し、発展していくためには、卓越した科学技術とそれを源泉とする持続的なイノベーションの推進・強化が必要不可欠である。社会構造や価値観が大きく変化し、ものづくりの多様化・複雑化、健康・医療・福祉の重点化、地球環境への配慮などが強く叫ばれるようになり、従来の学問分野にとらわれない新興領域・融合領域において活躍できる高度な専門教育を受けた人材の発掘と養成が極めて重要な課題となっている。

システム情報学研究科は、従来の工学研究科情報知能学専攻を発展的に再編することにより、2010年4月に新たに設置された大学院組織のみから成る独立研究科であり、(1) システムの解析や統合のための基礎理論・方法論並びにシステムズ・アプローチによる問題解決の方法論を展開することにより、大規模・複雑なシステムに対する解析・統合の基礎を供する「システム科学専攻」、(2) 情報と計算の理論的基礎並びに情報処理や情報メディアの基礎から応用に関する新しい技術や方法論を開拓することにより、情報の創出・処理・利用に寄与する「情報科学専攻」、(3) スーパーコンピュータベースの高性能計算の基盤技術及び計算アプローチによる科学技術探求とその方法論の展開を図る「計算科学専攻」の3専攻から構成される。これらの各専攻分野を柱として、工学的な問題解決を対象とした技術の創出に留まらず、社会現象や自然現象に対する問題解決や、それらに関わる新たな知識・価値の創出を目指す新しい学問領域の創成・展開を図るとともに、これに貢献する豊かな創造性と国際感覚を有する人材を養成する。

教育研究組織

研究科	専攻	大講座
システム 情報学研究科	システム科学専攻	システム基盤, システム創成, 応用システム
	情報科学専攻	情報基礎, 知能情報, 感性アートメディア, 知能統合
	計算科学専攻	計算科学基礎, 計算科学創成, 応用計算科学, 大規模計算科学

2 修学上の一般的事項

修学上の一般的事項

1 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

2 授業について

(1) 学期（授業期間）

平成28年度から「2学期クォーター制」を導入しています。2学期クォーター制とは、前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の授業期間を半分に分け、原則として各8週で授業を行います。

(2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習又は実験・実習により行います。

(3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的にそって、多様な履修が可能となるように単位制がとられており、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、演習による授業科目については、授業科目により15時間又は30時間の授業をもって1単位及び実験・実習による授業科目については30時間の授業をもって1単位としています。

(4) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日まで、各5時限実施しています。

各時限の授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40
5	17：00～18：30

3 授業科目及び履修要件について

(1) 授業科目

- ① 本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、各授業科目の開講予定年次、授業科目の概要等については、各専攻の講義概要等に掲載しています。
- ② 各授業科目は専攻ごとに開設されますが、授業科目によっては複数の専攻にわたって開設するものがあります。また、各専攻にわたって専攻共通科目（先端融合科学特論A及びB応用数理特論1・2）を開設します。

(2) 修了要件

修了に必要な修得単位は30単位以上です。詳細は、各専攻の頁を参照してください。

4 履修手続について

授業科目の履修に当たっては、本紙掲載の「授業科目開講予定一覧表」及び毎学期の当初に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学する2年間にわたる履修授業科目を綿密に検討し、指導教員の承認を得た上で履修するようにしてください。履修登録は、学期の初めにWEB登録を行い、履修・登録一覧（提出用）を登録期間内に下記の提出先に提出してください。また、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、登録期間前に事前登録を行う（受講許可カードを提出する）場合があるので、ホームページの履修登録関係画面で確認してください。

[注意事項]

① 登録方法・登録期間等

各学生に配付するマニュアルを熟読の上、WEB画面で登録を行ってください。登録期間等については、掲示等でお知らせします。

時間割コードについては、必ず所属専攻の時間割コードを記入してください。（同一授業名でも専攻により時間割コードが異なります。）

また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については、その都度、掲示・ホームページ上でお知らせします。未確認から生じる不利益は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

② 提出先

工学研究科学務課教務学生係

③ 提出方法

パソコンからWEB画面で登録を行った後、履修・登録一覧（提出用）を提出してください。履修・登録一覧（提出用）の提出がない場合は、システム障害等による履修登録エラーの救済対象にはなりませんので、注意してください。

④ 履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効です。

5 定期試験について

定期試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また、定期試験をせずに、平常の成績、レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。定期試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

[注意事項]

- ① 試験室で不正行為のあるときは、直ちに厳重なる処罰をします。
- ② 試験開始 20 分間は、受験者の退室を認めません。
- ③ 試験開始 20 分を経過した後は、受験者の入室を認めません。
- ④ 答案用紙は、答案の成否にかかわらず各枚ごとに必ず学籍番号・氏名を記入して提出してください。
- ⑤ 答案用紙に他事記載を禁止します。もし、これを記載したときは不利益を受けることがあります。
- ⑥ 試験に不必要なものは、一切かばん類の中へしまうか、又は所定の場所へ置いてください。
- ⑦ 不正行為と誤解を受けるような物が机の中にある場合あるいは机上及び周辺の壁に落書きがある場合は、試験監督教員に届け出てください。
- ⑧ 一旦退室した者は、いかなる理由があっても、受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。
- ⑨ 携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいかなる目的であっても使用することは一切認めません。必ず電源を切った上でかばん等の中へしまってください。試験中、これらの機器に触れている場合、ポケット等に入れている場合、もしくは机の上あるいは中に置いている場合、不正行為とみなします。
(なお、試験時間中にかばん等の中で着信音やマナーモードの振動音等が発生した場合は、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出すことがあります。)
- ⑩ 警報等の発令により試験が実施されなかった場合、代替日はその都度掲示します。

6 単位の授与及び成績評価について

(1) 単位の授与

一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

(2) 成績評価

成績は、定期試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。

なお、評語及び基準は次のとおりです。

評語	評 語 基 準
秀	90点 ～ 100点
優	80点 ～ 90点未満
良	70点 ～ 80点未満
可	60点 ～ 70点未満
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

7 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第11条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。」と規定されています。この場合において、授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらず多様なかたちで行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するものとされています。

本研究科の課程の修了要件についても、研究科規則第32条第1項において、研究科前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

8 交通機関の運休、気象警報の発表、避難勧告・避難指示の発令の場合における授業、定期試験の休講措置について

1. 交通機関の運休の場合

< 1 > 六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)）、阪急電鉄（神戸本線(梅田駅～神戸三宮駅)）及び阪神電気鉄道（阪神本線(梅田駅～元町駅)）のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難勧告・避難指示の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難勧告・避難指示が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし、午前6時までに避難勧告・避難指示が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難勧告・避難指示の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
3. 気象警報の発表及び解除、避難勧告・避難指示の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難勧告・避難指示の発令の場合は除く。
5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申合せは、平成31年4月1日から適用する。

9 工学部、工学研究科及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の成績評価に対する申し立てに関する申合せ

平成 25 年 12 月 6 日 工学研究科運営会議

平成 25 年 12 月 13 日 システム情報学研究科教授会

決定

(趣旨)

1. この申合せは「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ（平成 25 年 10 月 23 日全学教務委員会決定）に基づき、工学部、工学研究科及びシステム情報学研究科（以下「開講部局」という。）において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てについて定める。

(申し立ての理由)

2. 学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、開講部局の長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

3. 成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、工学研究科教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

4. 申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに工学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により開講部局の長に報告することとする。

10 システム情報学研究科の学生の試験等における不正行為に関する申し合わせ

(平成 30 年 2 月 9 日教授会決定)

システム情報学研究科（以下、「研究科」という。）の学生（以下、「当該学生」という。）が、試験及びレポート等において不正行為を行ったときは、次のとおり取り扱うものとする。

1. 研究科の授業に関する試験において不正行為を行ったときは、監督者は試験の続行を直ちに中止させ、事後、当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
2. 研究科の授業に関するレポート等において不正行為を行ったときは、担当教員及び当該専攻は当該専攻における基準に基づき、当該学生に事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。

とする。

3. 教授会は、前2項の不正行為を行った学生に対しては、次の処置をとるものとする。

(1) 研究科の授業科目については、当該学期のすべての授業科目にかかわる成績を無効とする。

ただし、当該専攻の判断により、次の授業科目については、成績を認めることがある。

演習，特定研究

(2) 他研究科科目については、当該学期に履修したすべての授業科目の成績を無効とする。

(3) 前2号の処置の内容は、個人を特定する情報（氏名，学籍番号）を除き，研究科において掲示により公表する。

4. 他研究科から不正行為の通知があった場合も，前項と同じ処置をとるものとする。

この申し合わせは，平成30年度から適用する。

3 教育の目指すもの及び教育課程

◎ 各専攻共通授業科目の概要等

各専攻共通授業科目の概要

【先端融合科学特論A及び先端融合科学特論B】

A 科目：各専攻（ITスペシャリスト養成コース及び計算科学専攻インテンシブコースを除く。）における必修科目に該当する。修了要件として、1単位以上習得しなければならない。

B 科目：各専攻（ITスペシャリスト養成コース及び計算科学専攻インテンシブコースを除く。）における選択科目に該当する。

【応用数理特論1・2】

各専攻とも、自専攻選択科目として修了要件に含まれる。

【プログラムコース】

プログラムコースは学生の希望により履修するもので、それぞれのコースに応じて指定する自研究科と他研究科の科目群からなり、自研究科の前期課程修了要件に加えて、他研究科の科目4単位を含めて6単位を修得しなければならない。なお、プログラムコースの修得単位数が6単位に満たない者が当該プログラムコースで修得した他研究科の単位は、自研究科規則に基づいて修了要件の単位に算入することができる。

コース名	担当研究科	専攻	授業科目	担当教員
計算数理 (理・シ連携)	理学研究科	数学専攻	解析学2	野海
			計算情報数学	高山
	システム情報学研究科	情報科学専攻	数理理論学特論	潤野
			数理統計学特論	澤

1 システム科学専攻

(1) 教育の目指すもの

システム科学専攻では、大規模化や複雑化が進むシステムの解析・設計・構築・運用のための基礎理論や方法論を追究する。この際、機械や電気、情報といった固有技術分野に特化せず、様々なシステムに共通の概念や機能を論理的・科学的・実践的に取り扱う。また、ソフトウェア技術とハードウェア技術を融合させ、実世界と情報世界の結合を追究し、システムの基盤から統合までの理論と技術に関する学際的な教育研究を行う。

これにより、大規模・複雑なシステムを対象に、アナリシスとシンセシスを効果的に実践するシステムズ・アプローチと問題解決能力を身に付け、機械システムや電気・電子システム、情報・ネットワークシステム、社会・交通システム、医療システムなどを対象に、それぞれの専門分野の深化のみならず異分野間の統合化を通じて新たな理論や技術・方法論を創造することができる研究者や高度技術者を養成する。また、システム科学専攻ITスペシャリスト養成コースでは、これらに加えて情報通信技術、特にクラウドシステムの高度な技術を学習し、情報通信技術によって科学技術の発展に寄与することのできる研究者・技術者を養成する。

(2) 授業科目開講予定一覧

(システム科学専攻)

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
共通科目	システム計画学特論	2	選択			30		貝原俊也	
	システム運用論	2	〃		30			藤井信忠	
	分布システム理論1	1	〃			15		佐野英樹	
	分布システム理論2	1	〃				15	佐野英樹	
	システム数理特論1	1	〃			15		増淵泉	
	システム数理特論2	1	〃				15	増淵泉	
	応用数理特論1	1	〃	15				若生将史	
	応用数理特論2	1	〃		15			若生将史	
	システム構造特論	2	〃				30	中本祐之	
	計算理論	2	〃			30		酒井拓史	
	情報数学特論	2	〃		30			桔梗宏孝	
	数理論理学特論	2	〃	30				渕野昌	
	数理統計学特論	2	〃				30	澤正憲	
	集合論特論	2	〃			30		ブレンドル・ヤーク	
	プログラミング言語特論	2	〃	30				宋剛秀	
	アルゴリズム特論	2	〃			30		大川剛直	
	ネットワークコンピューティング論	2	〃				30	太田能 鎌田十三郎	☆
	データマイニング論	2	〃	30				上原那昭	
	大規模ソフトウェア論	2	〃		30			中村匡秀	
	情報可視化論	2	〃	30				坂本尚久 陰山聡	
	H P C 特論	2	〃		30			横川三津夫	
	数理モデル解析特論	2	〃	30				谷口隆晴	
	イメージングシステム論	2	〃			30		仁田功一	
人工知能総論	2	〃		30			上田修功(非) 河原吉伸(非)		
基礎科目	センシング論	2	〃		30			的場修	※
	システム制御論	2	〃	30				羅志偉	※
	分散システム論	2	〃		30			小林太	※
	大規模知的システム論	2	〃	30				鳩野逸生 殷成久	※
	計算機アーキテクチャ特論	2	〃		30			和泉慎太郎	
	ソフトウェア科学特論	2	〃		30			田村直之	
	情報システム設計論	2	〃		30			永田真之 三浦典之	☆
	情報管理特論	2	〃		30			(未定)	
	マルチメディア特論	2	〃				30	滝口哲也	■
	探索・学習理論	2	〃		30			玉置久	
	計算物理化学	2	〃				30	天能精一郎 土持崇嗣	☆

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
基礎科目	計 算 生 物 学	2	選択			30		田 中 成 典	
	計 算 生 体 力 学	2	〃				30	忻 欣 (非)	
	宇宙電磁界シミュレーション	2	〃				30	臼 井 英 之	
	計 算 科 学 演 習 A 1	0.5	〃	15				計算科学基礎講座教員	
	計 算 科 学 演 習 A 2	0.5	〃		15			計算科学基礎講座教員	
応用科目	システムメカニクス論	2	〃			30		全 昌 勤	
	ダイナミカルシステム論	2	〃			30		浦 久 保 孝 光	
	複合現実感システム論	2	〃				30	伴 好 弘	
	医 用 シ ス テ ム 論	2	〃				30	熊 本 悦 子	
	応 用 シ ス テ ム 認 識 論	2	〃		30			(未 定)	
	応 用 シ ス テ ム 計 画 論	2	〃		30			田 中 健 一 (非)	
	先端融合科学特論A(システム情報学)	1	必修	15					
	先端融合科学特論B(システム情報学)	1	選択		15				
	特 定 研 究	6	必修	75(1年次 30・2年次 45)				各 教 員	
	◎ 特 定 研 究	6	〃	30		45		各 教 員	
	(研究指導)								

- (注) 1 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。
2 備考欄☆印科目は、セメスター開講である。
3 備考欄■印科目は、奇数年開講である。

【修了要件】 30単位以上

必 修：7単位

選 択：23単位以上

共通科目より10単位以上、基礎科目より6単位以上（ただし、備考欄※印科目より4単位以上を含む）及び応用科目より4単位以上

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

ただし、他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

(システム科学専攻 ITスペシャリスト養成コース)

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
◆	クラウド開発基礎	2	必修	30				中村匡秀	
	クラウド基礎PBL	1	〃	30				中村匡秀	
	クラウド開発応用	2	〃		30			中村匡秀	
	クラウド発展PBL	1	〃			30		中村匡秀	
	クラウド開発演習	2	〃	30		30		中村匡秀	
共通科目	システム計画学特論	2	選択			30		貝原俊也	
	システム運用論	2	〃		30			藤井信忠	
	分布システム理論1	1	〃			15		佐野英樹	
	分布システム理論2	1	〃				15	佐野英樹	
	システム数理特論1	1	〃			15		増淵泉	
	システム数理特論2	1	〃				15	増淵泉	
	応用数理特論1	1	〃	15				若生将史	
	応用数理特論2	1	〃		15			若生将史	
	システム構造特論	2	〃				30	中本裕之	
	計算理論	2	〃			30		酒井拓史	
	情報数学特論	2	〃		30			桔梗宏孝	
	数理論理学特論	2	〃	30				渕野昌	
	数理統計学特論	2	〃				30	澤正憲	
	集合論特論	2	〃			30		ブレンドル・ヤーク	
	プログラミング言語特論	2	〃	30				宋剛秀	◇
	アルゴリズム特論	2	〃			30		大川剛直	◇
	ネットワークコンピューティング論	2	〃				30	太田能 鎌田十三郎	☆
	データマイニング論	2	〃	30				上原邦昭	◇
	大規模ソフトウェア論	2	〃		30			中村匡秀	◇
	情報可視化論	2	〃	30				坂本尚久 陰山聡	
H P C 特論	2	〃		30			横川三津夫		
数理モデル解析特論	2	〃	30				谷口隆晴		
イメージングシステム論	2	〃			30		仁田功一		
人工知能総論	2	〃		30			上田修功(非) 河原吉伸(非)		
基礎科目	センシング論	2	〃		30			的場修	※
	システム制御論	2	〃	30				羅志偉	※
	分散システム論	2	〃		30			小林太	※
	大規模知的システム論	2	〃	30				鳩野逸生 殷成久	※
	計算機アーキテクチャ特論	2	〃		30			和泉慎太郎	
	ソフトウェア科学特論	2	〃		30			田村直之	
	情報システム設計論	2	〃	30				永田真 三浦典之	☆
	情報管理特論	2	〃		30			(未定)	
マルチメディア特論	2	〃				30	滝口哲也	■	

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
基礎科目	探 索 ・ 学 習 理 論	2	選択		30			玉 置 久	
	計 算 物 理 化 学	2	〃			30		天能精一郎 土持崇嗣	☆
	計 算 生 物 学	2	〃			30		田中成典	
	計 算 生 体 力 学	2	〃				30	忻欣(非)	
	宇宙電磁界シミュレーション	2	〃				30	白井英之	
	計 算 科 学 演 習 A 1	0.5	〃	15				計算科学基礎講座教員	
	計 算 科 学 演 習 A 2	0.5	〃		15			計算科学基礎講座教員	
応用科目	システムメカニクス論	2	〃			30		全 昌勤	
	ダイナミカルシステム論	2	〃			30		浦久保孝光	
	複合現実感システム論	2	〃				30	伴 好弘	
	医用システム論	2	〃				30	熊本悦子	
	応用システム認識論	2	〃		30			(未定)	
	応用システム計画論	2	〃		30			田中健一(非)	
	特 定 研 究	6	必修	75(1年次 30・2年次 45)				各 教 員	
	◎ 特 定 研 究	6	〃	30		45		各 教 員	
	(研究指導)								

(注)

1. 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。
2. 科目区分◆印科目はITスペシャリスト養成コース必修科目である。
3. 備考欄◇印科目はITスペシャリスト養成コース指定科目である。
4. 備考欄☆印科目は、セメスター開講である。
5. 備考欄■印科目は、奇数年開講である。

【修了要件】 30単位以上

必 修：14単位

選 択：16単位以上

ただし、共通科目より6単位以上（内、◇印科目から4単位以上）、基礎科目より6単位以上（内、備考欄※印科目より4単位以上を含む）、応用科目より4単位以上修得すること。

2 情報科学専攻

(1) 教育の目指すもの

情報科学専攻では、高度情報化社会に貢献する情報科学技術の新たな学問分野の開拓と展開を目指す。このため、単にコンピュータプログラミングに特化した教育研究ではなく、コンピュータ、ネットワーク、並びにこれらの有機的な組合せである情報システム、さらには、コンテンツとしてのメディアや知能までをも対象に、情報の数理的基礎理論の構築、情報処理の新しい方法論の探究、及び先端的な情報応用技術に至るバランスの取れた教育研究を行う。

これにより、高度情報化社会における基盤としてのコンピュータやネットワークの素養をベースに、価値ある情報の創出、表現、収集、蓄積、伝達、処理、利用など、情報科学に関する基礎理論からその社会的応用に至る広範な学術領域において、広い視野を持ち指導的な役割を果たす能力を備えた研究者や高度専門技術者を養成する。また、情報科学専攻ITスペシャリスト養成コースでは、これらに加えて情報通信技術、特にクラウドシステムの高度な技術を学習し、情報通信技術によって科学技術の発展に寄与することのできる研究者・技術者を養成する。

(2) 授業科目開講予定一覧

(情報科学専攻)

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
共通科目	システム計画学特論	2	選択			30		貝原俊也	
	システム運用論	2	〃		30			藤井信忠	
	分布システム理論1	1	〃			15		佐野英樹	
	分布システム理論2	1	〃				15	佐野英樹	
	システム数理特論1	1	〃			15		増淵泉	
	システム数理特論2	1	〃				15	増淵泉	
	応用数理特論1	1	〃	15				若生将史	
	応用数理特論2	1	〃		15			若生将史	
	システム構造特論	2	〃				30	中本裕之	
	計算理論	2	〃			30		酒井拓史	
	情報数学特論	2	〃		30			桔梗宏孝	
	数理論理学特論	2	〃	30				渕野昌	
	数理統計学特論	2	〃				30	澤正憲	
	集合論特論	2	〃			30		ブレンドル・ヤーク	
	プログラミング言語特論	2	〃	30				宋剛秀	
	アルゴリズム特論	2	〃			30		大川剛直	
	ネットワークコンピューティング論	2	〃				30	太田能 鎌田十三郎	☆
	データマイニング論	2	〃	30				上原邦昭	
	大規模ソフトウェア論	2	〃		30			中村匡秀	
	情報可視化論	2	〃	30				坂本尚久	
HPCT特論	2	〃		30			横川三津夫		
数理モデル解析特論	2	〃	30				谷口隆晴		
イメージングシステム論	2	〃			30		仁田功一		
人工知能総論	2	〃		30			上田修功(非) 河原吉伸(非)		
基礎科目	センシング論	2	〃		30			的場修	
	システム制御論	2	〃	30				羅志偉	
	分散システム論	2	〃		30			小林太	
	大規模知的システム論	2	〃	30				鳩野逸生 殷成久	
	計算機アーキテクチャ特論	2	〃		30			和泉慎太郎	※
	ソフトウェア科学特論	2	〃		30			田村直之	※
	情報システム設計論	2	〃		30			永田真之 三浦典之	※☆
	情報管理特論	2	〃		30			(未定)	※
	マルチメディア特論	2	〃			30		滝口哲也	※■
	探索・学習理論	2	〃		30			玉置久	※
	計算物理化学	2	〃			30		天能精一郎 土持崇嗣	☆
	計算生物学	2	〃			30		田中成典	

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
基礎科目	計算生体力学	2	選択				30	忻欣(非)	
	宇宙電磁界シミュレーション	2	〃				30	臼井英之	
	計算科学演習A 1	0.5	〃	15				計算科学基礎講座教員	
	計算科学演習A 2	0.5	〃		15			計算科学基礎講座教員	
応用科目	応用論理学	2	〃				30	菊池誠	
	集積システム論	2	〃	30				川口博	☆
	ヒューマンコンピュータインタラクション論	2	〃			30		滝口哲也	
	メディア表現論	2	〃		30			塩見昌裕(非)	
	マルチモーダル情報処理	2	〃		30			石井カルロス寿憲(非)	
	感性情報環境論	2	〃		30			(未定)	
	ダイナミカルシステム論	2	〃			30		浦久保孝光	
	先端融合科学特論A(システム情報学)	1	必修	15					
	先端融合科学特論B(システム情報学)	1	選択		15				
	特定研究	6	必修	75(1年次30・2年次45)				各教員	
	◎ 特定研究	6	〃	30		45		各教員	
	(研究指導)								

(注) 1 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

2 備考欄☆印科目は、 Semester 開講である。

3 備考欄■印科目は、奇数年開講である。

【修了要件】 30単位以上

必修：7単位

選択：23単位以上

共通科目より10単位以上、基礎科目より6単位以上（ただし、備考欄※印科目より4単位以上を含む）及び応用科目より4単位以上

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

ただし、他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

(情報科学専攻 ITスペシャリスト養成コース)

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
◆	クラウド開発基礎	2	必修	30				中村 匡秀	
	クラウド基礎PBL	1	〃	30				中村 匡秀	
	クラウド開発応用	2	〃		30			中村 匡秀	
	クラウド発展PBL	1	〃			30		中村 匡秀	
	クラウド開発演習	2	〃	30		30		中村 匡秀	
共通科目	システム計画学特論	2	選択			30		貝原 俊也	
	システム運用論	2	〃		30			藤井 信忠	
	分布システム理論1	1	〃			15		佐野 英樹	
	分布システム理論2	1	〃				15	佐野 英樹	
	システム数理特論1	1	〃			15		増淵 泉	
	システム数理特論2	1	〃				15	増淵 泉	
	応用数理特論1	1	〃	15				若生 将史	
	応用数理特論2	1	〃		15			若生 将史	
	システム構造特論	2	〃				30	中本 裕之	
	計算理論	2	〃			30		酒井 拓史	
	情報数学特論	2	〃		30			桔梗 宏孝	
	数理論理学特論	2	〃	30				淵野 昌	
	数理統計学特論	2	〃				30	澤 正憲	
	集合論特論	2	〃			30		ブrendル・ヤグ	
	プログラミング言語特論	2	〃	30				宋 剛秀	◇
	アルゴリズム特論	2	〃			30		大川 剛直	◇
	ネットワークコンピューティング論	2	〃				30	太田 能 鎌田 十三郎	☆
	データマイニング論	2	〃	30				上原 邦昭	◇
	大規模ソフトウェア論	2	〃		30			中村 匡秀	◇
	情報可視化論	2	〃	30				坂本 尚久 陰山 聡	
H P C 特論	2	〃		30			横川 三津夫		
数理モデル解析特論	2	〃	30				谷口 隆晴		
イメージングシステム論	2	〃			30		仁田 功一		
人工知能総論	2	〃		30			上田修功(非) 河原吉伸(非)		
基礎科目	センシング論	2	〃		30			的場 修	
	システム制御論	2	〃	30				羅 志偉	
	分散システム論	2	〃		30			小林 太	
	大規模知的システム論	2	〃	30				鳩野 逸生 殷 成久	
	計算機アーキテクチャ特論	2	〃		30			和泉 慎太郎	※
	ソフトウェア科学特論	2	〃		30			田村 直之	※
	情報システム設計論	2	〃	30				永田 真之 三浦 典之	※ ☆
	情報管理特論	2	〃		30			(未定)	※
	マルチメディア特論	2	〃				30	滝口 哲也	※ ■

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
基礎科目	探 索 ・ 学 習 理 論	2	選択		30			玉 置 久	※
	計 算 物 理 化 学	2	〃			30		天能精一郎 土持崇嗣	☆
	計 算 生 物 学	2	〃			30		田 中 成 典	
	計 算 生 体 力 学	2	〃				30	忻 欣 (非)	
	宇宙電磁界シミュレーション	2	〃				30	白 井 英 之	
	計 算 科 学 演 習 A 1	0.5	〃	15				計算科学基礎講座教員	
	計 算 科 学 演 習 A 2	0.5	〃		15			計算科学基礎講座教員	
応用科目	応 用 論 理 学	2	〃				30	菊 池 誠	
	集 積 シ ス テ ム 論	2	〃		30			川 口 博	☆
	ヒューマンコンピュータインタラクション論	2	〃			30		滝 口 哲 也	
	メ デ ィ ア 表 現 論	2	〃		30			塩 見 昌 裕 (非)	
	マルチモーダル情報処理	2	〃		30			石井カルロス寿憲(非)	
	感 性 情 報 環 境 論	2	〃		30			(未 定)	
	ダイナミカルシステム論	2	〃			30		浦 久 保 孝 光	
特 定 研 究	特 定 研 究	6	必修	75(1年次 30・2年次 45)				各 教 員	
	◎ 特 定 研 究	6	〃	30		45		各 教 員	
	(研究指導)								

1. 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。
2. 科目区分◆印科目はITスペシャリスト養成コース必修科目である。
3. 備考欄◇印科目はITスペシャリスト養成コース指定科目である。
4. 備考欄☆印科目は、セメスター開講である。
5. 備考欄■印科目は、奇数年開講である。

【修了要件】 30単位以上

必 修：14単位

選 択：16単位以上

ただし、共通科目より6単位以上（内、◇印科目から4単位以上）、基礎科目より6単位以上（内、備考欄※印科目より4単位以上を含む）、応用科目より4単位以上修得すること。

3 計算科学専攻

(1) 教育の目指すもの

計算科学専攻では、計算アプローチによる科学技術探求の理論・方法論並びにこれを支える高性能計算の理論・基盤技術を追求する。このため、超高速・超並列計算システムの技術的基礎、並びに数理モデリング、シミュレーション、可視化などの計算アプローチの基礎と応用、さらには計算アプローチによる自然現象の理解と解明、未知の現象や事象の予測など計算科学の産業応用と社会貢献までを視野に入れた教育研究を行う。

これにより、計算科学の産業応用と社会貢献まで広い視野を持つ人材を養成し、超並列計算や超並列アルゴリズムなど、計算科学に必要不可欠な高性能計算に関わる新しい方法論や技術の創造において中心的役割を担う研究者や高度専門技術者を養成する。さらに、同専攻には特別に、前期課程・後期課程一貫的な教育コースである「計算科学インテンシブコース」が用意されており、高性能計算を駆使した革新的な科学技術を開拓・展開・実践する卓越した能力を身につけた研究者・技術者を養成する。また、計算科学専攻ITスペシャリスト養成コースでは、これらに加えて情報通信技術、特にクラウドシステムの高度な技術を学習し、情報通信技術によって科学技術の発展に寄与することのできる研究者・技術者を養成する。

(2) 授業科目開講予定一覧

(計算科学専攻)

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
共通科目	システム計画学特論	2	選択			30		貝原俊也	
	システム運用論	2	〃		30			藤井信忠	
	分布システム理論1	1	〃			15		佐野英樹	
	分布システム理論2	1	〃				15	佐野英樹	
	システム数理特論1	1	〃			15		増淵泉	
	システム数理特論2	1	〃				15	増淵泉	
	応用数理特論1	1	〃	15				若生将史	
	応用数理特論2	1	〃		15			若生将史	
	システム構造特論	2	〃				30	中本裕之	
	計算理論	2	〃			30		酒井拓史	
	情報数学特論	2	〃		30			桔梗宏孝	
	数理論理学特論	2	〃	30				渕野昌	
	数理統計学特論	2	〃				30	澤正憲	
	集合論特論	2	〃			30		ブレンドル・ヤグ	
	プログラミング言語特論	2	〃	30				宋剛秀	
	アルゴリズム特論	2	〃			30		大川剛直	
	ネットワークコンピューティング論	2	〃				30	太田能 鎌田十三郎	☆
	データマイニング論	2	〃	30				上原邦昭	
	大規模ソフトウェア論	2	〃		30			中村匡秀	
	情報可視化論	2	〃	30				坂本尚久 陰山聡	
H P C 特論	2	〃		30			横川三津夫		
数理モデル解析特論	2	〃	30				谷口隆晴		
イメージングシステム論	2	〃			30		仁田功一		
人工知能総論	2	〃		30			上田修功(非) 河原吉伸(非)		
基礎科目	センシング論	2	〃		30			的場修	
	システム制御論	2	〃	30				羅志偉	
	分散システム論	2	〃		30			小林太	
	大規模知的システム論	2	〃	30				鳩野逸生 殷成久	
	計算機アーキテクチャ特論	2	〃		30			和泉慎太郎	
	ソフトウェア科学特論	2	〃		30			田村直之	
	情報システム設計論	2	〃		30			永田真之 三浦典之	☆
	情報管理特論	2	〃		30			(未定)	
	マルチメディア特論	2	〃			30		滝口哲也	■
	探索・学習理論	2	〃		30			玉置久	
計算物理化学	2	〃			30		天能精一郎 土持崇嗣	※, ☆	

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
基礎科目	計 算 生 物 学	2	選択			30		田中成典	※
	計 算 生 体 力 学	2	〃				30	忻欣(非)	※
	宇宙電磁界シミュレーション	2	〃				30	臼井英之	※
	計 算 科 学 演 習 A 1	0.5	〃	15				計算科学基礎講座教員	※
	計 算 科 学 演 習 A 2	0.5	〃		15			計算科学基礎講座教員	※
応 用 科 目	地 球 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン	2	〃				30	坪井誠司(非) 阪口 秀(非) 桑野 聡(非)	
	計 算 流 体 力 学	2	〃	30				坪倉 誠	
	計 算 材 料 学 1	1	〃	15				石田謙司	
	計 算 材 料 学 2	1	〃		15			石田謙司	
	大規模シミュレーション総論A1	1	〃	15				富田浩文(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	大規模シミュレーション総論A2	1	〃		15			富田浩文(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	大規模シミュレーション総論B1	1	〃			15		富田浩文(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非) 大浪修一(非) 横田秀夫(非)	
	大規模シミュレーション総論B2	1	〃				15	富田浩文(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非) 大浪修一(非) 横田秀夫(非)	
	*超並列アーキテクチャ論	2	〃		30			中島 浩(非)	
	*HPCビジュアライゼーション	2	〃		30			(未定)	
	*超並列ソフトウェア開発特論	2	〃				30	松本健一(非)	
	*超並列処理特論	2	〃		30			朴 泰祐(非)	
	*社会シミュレーション	2	〃		30			(未定)	
	先端融合科学特論A(システム情報学)	1	必修						
先端融合科学特論B(システム情報学)	1	選択							
特 定 研 究	6	必修	75(1年次30・2年次45)				各教員		
◎ 特 定 研 究	6	〃	30		45		各教員		
(研究指導)									

(注) 1 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

2 授業科目の前の*印は、他大学との協定講座科目である。

3 備考欄★印科目は、奇数年度開講科目である。

4 備考欄☆印科目は、セメスター開講である。

5 備考欄■印科目は、奇数年開講である。

【修了要件】 30単位以上

必 修：7 単位

選 択：23単位以上

共通科目より10単位以上，基礎科目より6単位以上（ただし，備考欄※印科目より4単位以上を含む）及び応用科目より4単位以上

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

ただし，他研究科開講の先端融合科学特論A及びBは算入することができない。

(計算科学専攻 ITスペシャリスト養成コース)

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の 別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
◆	クラウド開発基礎	2	必修	30				中村 匡秀	
	クラウド基礎PBL	1	〃	30				中村 匡秀	
	クラウド開発応用	2	〃		30			中村 匡秀	
	クラウド発展PBL	1	〃			30		中村 匡秀	
	クラウド開発演習	2	〃	30		30		中村 匡秀	
共通科目	システム計画学特論	2	選択			30		貝原 俊也	
	システム運用論	2	〃		30			藤井 信忠	
	分布システム理論1	1	〃			15		佐野 英樹	
	分布システム理論2	1	〃				15	佐野 英樹	
	システム数理特論1	1	〃			15		増淵 泉	
	システム数理特論2	1	〃				15	増淵 泉	
	応用数理特論1	1	〃	15				若生 将史	
	応用数理特論2	1	〃		15			若生 将史	
	システム構造特論	2	〃				30	中本 裕之	
	計算理論	2	〃			30		酒井 拓史	
	情報数学特論	2	〃		30			桔梗 宏孝	
	数理論理学特論	2	〃	30				渕野 昌	
	数理統計学特論	2	〃				30	澤 正憲	
	集合論特論	2	〃			30		ブレンドル・ヤーク	
	プログラミング言語特論	2	〃	30				宋 剛秀	◇
	アルゴリズム特論	2	〃			30		大川 剛直	◇
	ネットワークコンピューティング論	2	〃				30	太田 能 鎌田 十三郎	☆
	データマイニング論	2	〃	30				上原 邦昭	◇
	大規模ソフトウェア論	2	〃		30			中村 匡秀	◇
	情報可視化論	2	〃	30				坂本 尚久 陰山 聡	
H P C 特論	2	〃		30			横川 三津夫		
数理モデル解析特論	2	〃	30				谷口 隆晴		
イメージングシステム論	2	〃			30		仁田 功一		
人工知能総論	2	〃		30			上田修功(非) 河原吉伸(非)		
基礎科目	センシング論	2	〃		30			的場 修	
	システム制御論	2	〃	30				羅 志偉	
	分散システム論	2	〃		30			小林 太	
	大規模知的システム論	2	〃	30				鳩野 逸生 殷 成久	
	計算機アーキテクチャ特論	2	〃		30			和泉 慎太郎	
	ソフトウェア科学特論	2	〃		30			田村 直之	
	情報システム設計論	2	〃	30				永田 真之 三浦 典之	☆
	情報管理特論	2	〃		30			(未定)	
マルチメディア特論	2	〃				30	滝口 哲也	■	

科目区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
基礎科目	探索・学習理論	2	選択		30			玉置久	
	計算物理化学	2	〃			30		天能精一郎 土持崇嗣	※, ☆
	計算生物学	2	〃			30		田中成典	※
	計算生体力学	2	〃				30	忻欣(非)	※
	宇宙電磁界シミュレーション	2	〃				30	臼井英之	※
	計算科学演習 A 1	0.5	〃	15				計算科学基礎講座教員	※
	計算科学演習 A 2	0.5	〃		15			計算科学基礎講座教員	※
応用科目	地球シミュレーション	2	〃				30	坪井誠司(非) 阪口秀(非) 桑野聡(非)	
	計算流体力学	2	〃	30				坪倉誠	
	計算材料学 1	1	〃	15				石田謙司	
	計算材料学 2	1	〃		15			石田謙司	
	大規模シミュレーション総論 A 1	1	〃	15				中嶋隆人(非) 富田浩文(非) 小野謙二(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	大規模シミュレーション総論 A 2	1	〃		15			中嶋隆人(非) 富田浩文(非) 小野謙二(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	大規模シミュレーション総論 B 1	1	〃			15		中嶋隆人(非) 富田浩文(非) 小野謙二(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	大規模シミュレーション総論 B 2	1	〃				15	中嶋隆人(非) 富田浩文(非) 小野謙二(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	*超並列アーキテクチャ論	2	〃		30			中島浩(非)	
	*HPCビジュアライゼーション	2	〃		30			(未定)	
	*超並列ソフトウェア開発特論	2	〃				30	松本健一(非)	
	*超並列処理特論	2	〃		30			朴泰祐(非)	
	*社会シミュレーション	2	〃		30			(未定)	
特定研究	6	必修	75(1年次 30・2年次 45)				各教員		
◎特定研究	6	〃	30		45		各教員		
(研究指導)									

(注) 1 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

2. 授業科目の前の*印は，他大学との協定講座科目である。
3. 科目区分◆印科目はITスペシャリスト養成コース必修科目である。
4. 備考欄◇印科目はITスペシャリスト養成コース指定科目である。
5. 備考欄★印科目は，奇数年度開講科目である。
6. 備考欄☆印科目は，セメスター開講である。
7. 備考欄■印科目は，奇数年開講である。

【修了要件】 30 単位以上

必 修：14単位

選 択：16単位以上

ただし，共通科目より6単位以上（内，◇印科目から4単位以上），基礎科目より6単位以上（内，備考欄※印科目より4単位以上を含む），応用科目より4単位以上修得すること。

(計算科学専攻インテンシブコース)

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
共通科目	システム計画学特論	2	選択			30		貝原俊也	
	システム運用論	2	〃		30			藤井信忠	
	分布システム理論1	1	〃			15		佐野英樹	
	分布システム理論2	1	〃				15	佐野英樹	
	システム数理特論1	1	〃			15		増淵泉	
	システム数理特論2	1	〃				15	増淵泉	
	応用数理特論1	1	〃	15				若生将史	
	応用数理特論2	1	〃		15			若生将史	
	システム構造特論	2	〃				30	中本裕之	
	計算理論	2	〃			30		酒井拓史	
	情報数学特論	2	〃		30			桔梗宏孝	
	数理論理学特論	2	〃	30				渕野昌	
	数理統計学特論	2	〃				30	澤正憲	
	集合論特論	2	〃			30		ブレンドル・ヤーク	
	プログラミング言語特論	2	〃	30				宋剛秀	
	アルゴリズム特論	2	〃			30		大川剛直	
	ネットワークコンピューティング論	2	〃				30	太田能 鎌田十三郎	☆
	データマイニング論	2	〃	30				上原邦昭	
	大規模ソフトウェア論	2	〃		30			中村匡秀	
	情報可視化論	2	〃	30				坂本尚久 陰山聡	
H P C 特論	2	〃		30			横川三津夫		
数理モデル解析特論	2	〃	30				谷口隆晴		
イメージングシステム論	2	〃			30		仁田功一		
人工知能総論	2	〃		30			上田修功(非) 河原吉伸(非)		
基礎科目	計算物理化学	2	〃			30		天能精一郎 土持崇嗣	☆
	計算生物学	2	〃			30		田中成典	
	計算生体力学	2	〃				30	忻欣(非)	
	宇宙電磁界シミュレーション	2	〃				30	白井英之	※
	計算科学演習A1	0.5	〃	15				計算科学基礎講座教員	
計算科学演習A2	0.5	〃		15			計算科学基礎講座教員		
応用科目	地球シミュレーション	2	〃				30	坪井誠司(非) 阪口秀(非) 桑野聡(非)	
	計算流体力学	2	〃	30				坪倉誠	
	計算材料学1	1	〃	15				石田謙司	
	計算材料学2	1	〃		15			石田謙司	

科目区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別	各期の 総授業時間数				担当教員	備考
				1年次・2年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q		
応用科目	大規模シミュレーション総論A1	1	選択	15				中嶋隆人(非) 富田浩文(非) 小野謙二(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	大規模シミュレーション総論A2	1	〃		15			中嶋隆人(非) 富田浩文(非) 小野謙二(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	大規模シミュレーション総論B1	1	〃			15		中嶋隆人(非) 富田浩文(非) 小野謙二(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	大規模シミュレーション総論B2	1	〃				15	中嶋隆人(非) 富田浩文(非) 小野謙二(非) 今村俊幸(非) 中村宜文(非) 曾田繁利(非)	
	*超並列アーキテクチャ論	2	選択必修		30			中島 浩(非)	
	*HPCビジュアライゼーション	2	〃		30			(未定)	
	*超並列ソフトウェア開発特論	2	〃				30	松本健一(非)	
	*超並列処理特論	2	〃		30			朴 泰祐(非)	
	*社会シミュレーション	2	〃		30			(未定)	
	特 定 研 究	6	必修		75(1年次 30・2年次 45)				各 教 員
◎ 特 定 研 究	6	〃		30		45		各 教 員	
(研究指導)									

- (注) 1 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。
2 授業科目の前の*印は、他大学との協定講座科目である。
3 備考欄★印科目は、奇数年度開講科目である。
4 備考欄☆印科目は、セメスター開講である。

【修了要件】 30単位以上

必 修：6単位

選択必修：2単位以上

なお、2単位を超える単位については、選択科目に算入することができる。

選 択：22単位以上

共通科目より6単位以上、基礎科目より6単位以上及び応用科目より8単位以上修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

[システム情報学研究科博士課程後期課程]

1 修学上の一般的事項

修学上の一般的事項

1 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

2 授業について

(1) 学期（授業期間）

平成28年度から「2学期クォーター制」を導入しています。2学期クォーター制とは前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の授業期間を半分に分け、原則として各8週で授業を行います。

(2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義または特定研究により行います。

(3) 授業科目の単位

本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、特定研究については、30時間の授業をもって1単位とします。

(4) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日まで、各5時限で実施しています。

各時限の授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時 限	授業開始・終了時刻
1	8:50～10:20
2	10:40～12:10
3	13:20～14:50
4	15:10～16:40
5	17:00～18:30

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

システム情報学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準14条に定める教育方法の特例を実施しています。

社会人学生は、授業担当教員と相談の上、該当教員の合意を得て、授業の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。

3 授業科目、修了要件及び履修手続きについて

(1) 授業科目

本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、授業科目の概要等については、神戸大

学ホームページ（本研究科又はうりぼーネット（神戸大学教務情報システム））から参照することができます。

① 講 義

専任の教員のほか、協力教員又は非常勤講師が担当するものがあり、2単位の授業科目です。

② 特定研究

学生の研究能力を高めるために、学生ごとに、特定の研究課題を設けて行う演習による授業です。この授業科目は、指導教員が担当します。

(2) 修了要件

学生は、自己の研究課題に対応して、**10単位以上を修得**しなければなりません。

詳細は、各専攻の頁を参照してください。

(3) 履修手続

授業科目の履修に当たっては、本紙掲載の「授業科目開講予定一覧表」及び学期ごとに本研究科ホームページで公表する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学する3年間にわたる履修授業科目を綿密に検討した上、履修登録期間中にWEBによる履修登録を行ってください。（ただし、特定研究については、最終学年時に工学研究科学務課教務学生係において登録しますので、自分で登録する必要はありません。）なお、登録後に登録控をプリントアウトし工学研究科教務学生係に提出してください。（登録控を提出しなければ、登録上のミスがあっても修正には応じません。）

WEBによる履修登録については別途配布するマニュアルを参照の上行ってください。また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については、その都度掲示等によりお知らせします。未確認から生じる不利益等は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

【2019年度】

第1・2Q授業科目履修登録期間：4月5日（金）から4月18日（木）

履修登録控提出先：工学研究科学務課教務学生係

なお、履修登録する際は、事前に担当教員と連絡をとり、講義予定等を確認してください。

また、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受け、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければなりません。

4 授業科目の試験について

(1) 本研究科の授業科目の試験は、授業科目の授業が終了した学期末に、各担当教員が期日を定めて、筆記試験、口頭試問又は研究報告等によって行います。

(2) 試験の実施要領については、各担当教員より通知します。

5 単位の授与及び成績評価について

(1) 単位の授与

一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

(2) 成績評価

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が修了した学期末に行う試験の結果及び学修状況等を勘案し、次の評語及び基準をもって総合評価をします。

なお、特定研究については、合格又は不合格とし、最終学年において評価します。

評語	評 語 基 準
秀	90点 ～ 100点
優	80点 ～ 90点未満
良	70点 ～ 80点未満
可	60点 ～ 70点未満
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

秀、優、良、可及び不可の評語基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

6 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第11条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。」と規定されています。この場合において、「授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらずに多様な形で行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するもの」とされています。

本研究科後期課程の修了要件についても、研究科規則第32条第2項において、研究科に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することと規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

本研究科における研究指導は、入学した学生ごとに、指導教員が研究指導題目を定め、指導教員と関連分野の教員により、幅広く効果的に指導を行うほか、総合研究プロジェクトに参加させる等、研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

システム情報学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準14条に定める教育方法の特例を実施しています。概要は次のとおりです。

1. 指導教員の合意を得て、授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することが

できます。

2. 学位論文の作成が進展しており、企業等に研究に関する優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がると、指導教員が認める場合は、勤務する企業等においても研究することができます。

7 研究経過発表会及び研究成果発表会について

(1) 研究経過発表会

- ① 1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行います。
- ② 研究経過発表会の開催時期等は学生の所属する専攻より通知します。
- ③ 研究経過の認定結果については、各学期成績発表日以降にWEBで閲覧可能となります。

(2) 研究成果発表会

- ① 3年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し、研究成果が優れていると認められれば、博士論文の提出及び審査に進みます。
- ② 研究成果発表会における発表者は、本研究科後期課程に2年以上在学し、かつ、修了所要単位(10単位)の全てを修得している者(修得見込みの者を含む)でなければなりません。
- ③ 研究成果発表会は、原則として学位論文提出の1ヶ月前までに学生の所属する専攻の主催により開催します。
- ④ 研究成果発表会の開催の時期等は学生の所属する専攻より通知します。
- ⑤ 研究成果を認定した者には、研究成果認定通知書を交付します。

8 交通機関の運休、気象警報の発表、避難勧告・避難指示の発令の場合における授業、定期試験の休講措置について

1. 交通機関の運休の場合

<1>六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のそ

の後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難勧告・避難指示の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難勧告・避難指示が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし、午前6時までに避難勧告・避難指示が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難勧告・避難指示の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
 3. 気象警報の発表及び解除、避難勧告・避難指示の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難勧告・避難指示の発令の場合は除く。
 5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
 6. この申合せは、平成31年4月1日から適用する。

2 各専攻の授業科目開講予定一覧表

授業科目開講予定一覧表

(システム科学専攻)

講座	授業科目	単位数	必修 選択 の別	各期の総授業時間												教 員	
				1年次				2年次				3年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
システム 基 盤	システム基盤論	2	選択		30												貝原俊也 藤井信忠 的場修一 仁田功一 羅志偉 全昌勤
システム 創 成	システム創成論	2	選択				30										佐野英樹 増淵泉 國谷紀良 若生将史 小林太 中本裕之 鳩野逸生 伴好弘 熊本悦子 本成久
応 用 システム	システム科学応 用	2	選択						30								奥田晴久 田中健一 吉河章二
共 通	特 定 研 究	6	必修														各 教 員
	(研究指導)																

【修了要件】10単位以上

必 修：6単位

選 択：4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

授業科目開講予定一覧表

(情報科学専攻)

講座	授業科目	単位数	必修 選択 の別	各期の総授業時間												教員	
				1年次				2年次				3年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
情報基礎	情報基礎特論	2	選択		30												桔梗 宏孝 渕野 昌 ブレンドルヤーク 菊池 誠 酒井 拓史 澤 正憲 川口 博 和泉 慎太郎 田村 直之 宋 剛 秀
知能情報	知能情報特論	2	選択			30											永田 真 鎌田 十三郎 大川 剛直 滝口 哲也 高島 遼一 玉置 久 浦久保 孝光 太田 能
感性 アートメ ディア	情報科学応用論	2	選択					30									塩見 昌裕 石井カルロス寿憲
知能統合	人工知能応用論	2	選択		30												上田 修功 河原 吉伸
共通	特定研究 (研究指導)	6	必修														各教員

【修了要件】 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

授業科目開講予定一覧表

(計算科学専攻)

講座	授業科目	単位数	必修 選択 の別	各期の総授業時間												教員	
				1年次				2年次				3年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
計算科学 基礎	計算科学基礎論	2	選択		30												横川 三津夫 谷口 隆晴 上原 邦昭 中村 匡秀 坪倉 誠 陰山 聡 坂本 尚久
計算科学 創成	計算科学創成論	2	選択		30												天能 精一郎 田中 成典 臼井 英之 三宅 洋平 土持 崇嗣
応用計算 科学	計算科学応用論	2	選択				30										坪井 誠司 阪口 秀 桑野 聡
大規模 計算科学	大規模シミュレーション 応用論	2	選択				30										上田 修功 河原 吉伸
	大規模数値シミュレ ーション特論	2	選択		30												(未定)
	計算科学特論	2	選択														(未定)
共通	特定研究 (研究指導)	6	必修														各教員

【修了要件】10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

授業科目開講予定一覧表

(計算科学専攻インテンシブコース)

講 座	授 業 科 目	単 位 数	必修 選択 の別	各期の総授業時間												教 員	
				1 年次				2 年次				3 年次					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
計算科学 基 礎	計算科学基礎論	2	選択		30												横川 三津夫 谷口 隆晴 上原 邦昭 中村 匡秀 坪倉 誠 陰山 聡 坂本 尚久
計算科学 創 成	計算科学創成論	2	選択		30												天能 精一郎 田中 成典 白井 英之 三宅 洋平 土持 崇嗣
応用計算 科 学	計算科学応用論	2	選択				30										坪井 誠司 阪口 秀 桑野 聡
大 規 模 計算科学	大規模シミュレーション 応 用 論	2	選択				30										上田 修功 河原 吉伸
	大規模数値シミュレ ーション特論※	2	選択		30												(未定)
	計算科学特論※	2	選択														(未定)
共 通	特 定 研 究 (研究指導)	6	必修														各 教 員

【修了要件】 10単位以上

必 修： 6 単位

選 択： 4 単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

※印科目は、他大学との協定講座科目である。

VI 学 位

神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成30年3月30日

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第1項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認）

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1

項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条の第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される

前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 別表第4に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては、第2項に規定する専攻分野の名称とともに、当該学位プログラムの名称を付記するものとする。
- 5 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称等)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。
- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第20条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表第2 (第20条第2項関係)

修士又は博士の学位付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3 (第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	専攻分野の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

別表第4 (第20条第4項関係)

EUエキスパート人材養成プログラム

別記様式第1～2（略）

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修 第 号	
学 位 記	
	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程の前期課程 を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
神 戸 大 学	

別記様式第4（第5条第4号により学位を授与する場合で、別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの）

修 第 号	
学 位 記	
	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程の前期課程 を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する	
本学〇〇プログラムを修了したことを証する	
年 月 日	
神 戸 大 学	

別記様式第5 (第5条第1項により学位を授与する場合)

博	い	第	号
学	位	記	
学	印		氏
大			名
		年	月
			日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した			
ので博士(○○)の学位を授与する			
年	月	日	
神 戸 大 学			

別記様式第6 (第5条第2項により学位を授与する場合)

博	ろ	第	号
学	位	記	
学	印		氏
大			名
		年	月
			日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格し			
たので博士(○○)の学位を授与する			
年	月	日	
神 戸 大 学			

別記様式第 9 (第 4 条から第 6 条により学位を授与する場合 (英文学位記))

<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;">学 章</div> <h2 style="text-align: center; margin: 10px 0;">K O B E U N I V E R S I T Y</h2> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○ of ○○○○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">UPON ○○○○ ○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○</p> <table style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: middle;">○○○○ ○○○○ President of Kobe University</td> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding: 5px;">大学印</div> </div> </td> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: middle;">○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○</td> </tr> </table>			○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding: 5px;">大学印</div> </div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding: 5px;">大学印</div> </div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○			

別記様式第 10 (第 4 条第 2 条により学位を授与する場合 (英文学位記))

<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;">学章</div> <h2 style="text-align: center; margin: 10px 0;">K O B E U N I V E R S I T Y</h2> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○ of ○○○○○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">UPON ○○○○ ○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○○</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">and ☆</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○</p> <table style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: middle;">○○○○ ○○○○ President of Kobe University</td> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding: 5px;">大学印</div> </div> </td> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: middle;">○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○</td> </tr> </table>			○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding: 5px;">大学印</div> </div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding: 5px;">大学印</div> </div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○			

備考 ☆には、別表第 4 に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第 1 1

○○研究科長 殿	年	月	日
学籍番号			
氏 名			印
学 位 論 文 審 査 願			
神戸大学学位規程第 7 条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。			
記			
学位論文			通
論文目録			通

別記様式第 1 2

神戸大学長 殿	年	月	日
氏 名			印
学 位 申 請 書			
神戸大学学位規程第 10 条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。			
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第 10 条」を「第 13 条」に読み替えるものとする。			

別記様式第 1 3

日 月 年	<h2 style="margin: 0;">論文日録</h2>	氏 名 印
論 文 題 目 1 印刷公表の方法及び時期 2 方 法 時 期 3 冊 数	冊 冊	参 考 論 文 1 題 目 2 冊 数

別記様式第 1 4

学位簿

博士 (○○○)

契 印	番 号	授与年月日	氏 名	論 文 題 目	取 扱 者 印

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

神戸大学大学院システム情報学研究科の学位授与に関する方針

(平成 23 年 9 月 1 日 大学教育推進委員会承認)

【博士課程前期課程】

神戸大学大学院システム情報学研究科は、博士課程前期課程において、各専攻分野における幅広い知識および学際的視点を有する人材、特に新興領域・融合領域での問題解決に肝要となる複眼的視野を有する創造性豊かな高度専門職業人を養成することを目指している。この目標達成に向け、本研究科では、教育課程を通じて授与する学位に関して、国際的に卓越した教育を保証するため、以下の方針に従って当該学位を授与する。

- システム情報学研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、修士論文に係る審査に合格する。

- 修了までに、本研究科学生が、本課程を通じて達成を目指す学習目標は次のとおりとする。
 - ・ 人間性
豊かな教養と高い倫理性を身につけ、科学技術が社会へ及ぼす影響について理解し適切に行動できる能力を備える。
 - ・ 創造性
複眼的視野を有し自ら問題を設定・探求し、創造的に問題を解決する能力を備える。
 - ・ 国際性
国際社会において優れたコミュニケーション能力を発揮し、多様な文化・価値観の中で個性を発揮する能力を備える。
 - ・ 専門性
システム情報学分野の高度な専門知識と幅広い見識を持ち、当該分野の技術者、研究者として深い学識と卓越した専門的能力を備える。

【博士課程後期課程】

神戸大学大学院システム情報学研究科は、博士課程後期課程において、前期課程での教育を更に発展・深化させるとともに、自ら問題を設定・探求・解決できる高度な課題探求能力、新たな知識・価値の創出に寄与する豊かな創造性と国際感覚を有する研究者・高等教育研究機関の教員・高度専門職業人等を養成することを目指している。この目標達成に向け、本研究科では、教育課程を通じて授与する学位に関して、国際的に卓越した教育を保証するため、以下の方針に従って当該学位を授与する。

- システム情報学研究科規則に定める修了に必要な所定の単位を取得し、博士論文に係る試験および審査に合格する。

- 修了までに、本研究科学生が、本課程を通じて達成を目指す学習目標は次のとおりとする。
 - ・ 人間性
豊かな教養と高い倫理性を身につけ、科学技術が社会へ及ぼす影響について理解し適切に行動できる能力を備える。
 - ・ 創造性
複眼的視野を有し自ら問題を設定・探求し、創造的に問題を解決する能力を備える。
 - ・ 国際性
国際社会において優れたコミュニケーション能力を発揮し、多様な文化・価値観の中で個性を発揮する能力を備える。
 - ・ 専門性
システム情報学分野の高度な専門知識と幅広い見識を持ち、当該分野において指導的役割を担える技術者、研究者として、深い学識と高度で卓越した専門的能力を備える。

神戸大学大学院システム情報学研究科の学位論文評価基準

(平成 25 年 11 月 7 日 大学教育推進委員会承認)

神戸大学大学院システム情報学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

(修士論文の評価基準)

修士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における高度な研究手法の修得を示す一定の新規性を有していなければならない。論文審査にあたっては、以下の点を考慮し評価を行う。

1. 研究課題とその意義が適切に著述されていること。
2. 先行研究や既知事実の調査が十分に行われ、調査結果とともに論文の位置付けが明示されていること。
3. 研究手段が明確に示され、結果に対する考察が論理的かつ適切に行われていること。
4. 取り組んだ内容に対する新規性が明示されていること。
5. 論文としての体裁が整っていること。

(博士論文の評価基準)

博士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における学術的に新規な知見と高い独創性を有していなければならない。論文審査にあたっては、以下の点を考慮し評価を行う。また、各研究分野の特殊性についても考慮する。

1. 論文構成が体系的であること。
2. 研究課題とその意義・研究の波及効果が適切に著述されていること。
3. 先行研究や既知事実の調査が十分に行われ、調査結果とともに論文の位置付けが明示されていること。
4. 研究手段が明確に示され、結果に対する考察が論理的かつ適切に行われていること。
5. 当該分野の学術研究において高い新規性を有すること。
6. 著作物と見なしうる論文としての体裁が整っていること。

神戸大学大学院システム情報学研究科の修士学位に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、修士（システム情報学）又は修士（工学）とする。

(学位論文等の提出)

第3条 学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査申請書（別紙様式1） 1部

(2) 学位論文 2部

2 学位論文審査申請書の提出時期は、3月修了予定者にあつては12月、9月修了予定者にあつては6月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て別に定める。

3 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては2月、9月修了予定者にあつては8月とし、各時期における提出期間は、教授会の議を経て別に定める。

4 前2項の規定にかかわらず、教授会の議を経て特に必要と認めるときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

5 学位論文には、表紙（別紙様式2）をつけるものとする。

(学位論文審査委員会)

第4条 学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、専門分野の教授を主査とし、研究科の教員2人以上（うち、学位論文提出者が所属する専攻の教授2人以上を含む。）をもって組織する。

3 教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

4 審査委員の選定は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあつた審査委員候補者について、教授会の議を経て行う。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、修士論文発表会を開催するものとする。

(審査結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査結果報告書（別紙様式3）を専攻長に提出し、専攻長は審査結果をとりまとめ修士最終試験報告書（別紙様式4）を作成し、研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成27年10月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程前期課程 研究経過発表会実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、システム情報学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(発表者の要件)

第2条 発表会における発表者は、修了所要単位30単位のうち、8単位以上を修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

(開催の時期等)

第3条 発表会は、1年次後期又は2年次前期に学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 専攻長は、発表を行った学生について、研究経過報告書（別紙様式1）を研究科長に提出するものとする。

(特例研究経過発表会)

第5条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例研究経過発表会発表届（別紙様式2）を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の提出)

第6条 学生は、発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

(特例措置)

第7条 転入学者及び再入学者の発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科の課程博士学位に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程後期課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士（システム情報学）、博士（工学）、博士（計算科学）又は博士（学術）とする。

(学位論文等の提出)

第3条 研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 必要部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 必要部数 |
| (6) その他参考論文 | 必要部数 |

2 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては1月、9月修了予定者にあつては7月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て特に必要と認めるときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

(学位論文審査委員会)

第4条 教授会は、学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、専門分野の教授を主査とし、研究科の教員3人以上（うち、学位論文提出者が所属する専攻の教授2人以上、当該専攻外の教授1人以上を含む。）をもって組織する。

3 教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

4 審査委員の選定は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあつた審査委員候補者について、教授会の議を経て行う。

5 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書(別紙様式5)を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成27年10月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科規則第32条第2項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推 薦)

第2条 指導教員は、早期修了に該当すると認められる者がいるときは、神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程研究成果発表会実施要領に基づく課程博士学位論文草稿の予備検討を経て、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書（別紙様式1）
- (2) 学位論文草稿及びその要旨（別紙様式2）
- (3) 公表論文及び公表準備中の論文等ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。
- (4) 履歴書（別紙様式3）
- (5) 研究業績書〔学会発表経歴を含む。〕（別紙様式4）
- (6) 早期修了適用資格審査記録（別紙様式5）
- (7) 研究所・企業等における研究活動を証明する書類、あるいは自薦書（様式は自由）
- (8) 予備検討結果報告書、論文審査委員候補者名簿

2 専攻長は、前項の推薦があった時は、専攻会議の議を経て、研究科長に推薦するものとする。

(早期修了審査委員会)

第3条 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、システム情報学研究科副研究科長1人、各専攻の専攻長により組織する。
- 3 委員長は、システム情報学研究科副研究科長を充てる。委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、早期修了の適用についての資格審査記録（別紙様式5）を作成し、研究科長に提出して、以後の学位審査に関わる審議に付するものとする。

(最終判定)

第4条 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。

- 2 委員会は、前項の結果を研究科長に報告する。
- 3 委員会は必要に応じ、論文審査に際して、被推薦者の学術領域に関係の深い学内外の研究者を論文審査委員に加えるよう専攻長に要請することができる。
- 4 研究科長は、専攻長に判定の結果を通知するものとする。

(学位審査論文の提出)

第5条 早期修了の適用資格が有ると判定され、かつ研究成果発表会において研究成果が優れていると認められた者は、研究科長に学位論文を提出することができる。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程 研究経過発表会実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、システム情報学研究科博士課程後期課程修了者に係る研究成果発表会に先立ち実施する研究経過発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究経過発表会)

第2条 各専攻は1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(開催の時期等)

第3条 研究経過発表会は、学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、担当教員は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を専攻長に報告し、専攻長は当該専攻の教員及び学生に研究経過発表会の開催を通知するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 専攻長は、研究経過発表を行った学生について、研究経過報告書(別紙様式1)を研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出)

第5条 学生は、研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

(特例発表会)

第6条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者及び特別な事情があると認められる者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告(質疑応答を含む。)することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例発表届(別紙様式2)を研究科長に提出しなければならない。

(特例措置)

第7条 転入学者及び再入学者の研究経過発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、研究経過発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科博士課程後期課程 研究成果発表会実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、システム情報学研究科博士課程後期課程修了者に授与する課程博士学位論文審査に先立ち実施する、学位論文草稿の予備検討のための研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 学位論文草稿の予備検討を願い出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 学位論文草稿予備検討願 (様式1) | 必要部数 |
| (2) 論文目録 (様式2) | 必要部数 |
| (3) 学位論文の草稿 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨の草稿 (様式3) | 必要部数 |
| (5) その他の参考論文 | 必要部数 |

(予備検討委員会)

第3条 予備検討の願い出があったときは、出願者ごとに予備検討委員会を置く。

- 予備検討委員会は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かを判定する。
- 予備検討委員会は、指導教員及び指導教員から委嘱された出願者が所属する専攻の教授又は准教授(うち、教授2人以上を含む。)の合計2人以上をもって組織する。
- 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者1人以上を予備検討委員会に加えることができる。
- 予備検討委員会は、研究成果発表会を実施し、論文等の内容が学位論文に値すると認めたとときは、予備検討結果報告書(様式4)を専攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第4条 専攻会議は、予備検討委員会の報告に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位論文提出者ごとに神戸大学大学院システム情報学研究科の課程博士学位に関する内規の第4条に定める審査委員会の委員候補者(主査および副査の候補者)を選出するものとする。

(研究科長への届出)

第5条 専攻長は、専攻会議終了後、予備検討結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(様式5)を研究科長に届け出るものとする。

(研究成果認定通知)

第6条 研究科長は、前条の報告に基づき研究成果を認定した者について、研究成果認定通知書(別紙様式1)を交付するものとする。

（特例発表会）

第7条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究成果を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例発表届（別紙様式2）を研究科長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院システム情報学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程を経ない者に授与する博士の学位の学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士（システム情報学）、博士（工学）、博士（計算科学）又は博士（学術）とする。

(学位申請資格)

第3条 博士課程を経ない者で、学位の授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て資格があると認められた者

2 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 研究所等において研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。）
- (4) 修士課程修了又は博士課程退学の後、大学の研究生として研究活動を行った期間
- (5) その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

(学位論文の提出)

第4条 博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 学位申請書（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 必要部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 必要部数 |
| (6) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書 | |
| (7) その他参考論文等 | |

(学位申請資格審査委員会)

第5条 教授会は、学位申請資格の有無を審査するため、学位申請資格審査委員会を置く。

- 2 学位申請資格審査委員会は、システム情報学研究科副研究科長1人及び各専攻の専攻長をもって組織し、委員長は、副研究科長を充てる。
- 3 学位申請資格審査委員会は、委員長が招集しその議長になる。

4 学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは、同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(学位申請資格の判定)

第6条 学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて、第3条に規定する学位申請資格を有するか否かについては教授会の議を経て判定を行う。ただし、第3条の第1項第1号から第3号までの各号の規定により、学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については、教授会の議を経て判定を受けたものとして取り扱う。

(学長への進達)

第7条 研究科長は、学位申請者から学位論文等の提出があったときは、教授会の議を経て、当該学位論文等を学長に進達するものとする。

(学位論文審査委員会)

第8条 学長から論文審査の付託があったときは、論文審査及び試験等を行うため、学位申請者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、専門分野の教授を主査とし、研究科の教員3人以上（うち、主査と同一専攻の教授2人以上、主査の所属する専攻外の教授1人以上を含む。）をもって組織する。

3 教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

4 審査委員の選定は、内見受理教員が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、教授会が行う。

5 審査委員会は、論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

(論文審査及び試験)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連する専門科目について、筆頭又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

2 審査委員会は、試験の科目、試験の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。

3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

(試問)

第10条 審査委員会は、研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」という。）を行うものとする。

2 試問は、学位申請者の学術領域の専門科目について、筆答又は口頭により行う。

3 審査委員会において試問のために必要があると認めるときは、審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。

4 審査委員会は、試問の科目、試問の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。

(論文審査等の結果報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは、学位審査報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科における博士課程を 経ない者の学位論文草稿の内見に関する申し合わせ

(趣 旨)

第1条 博士課程を経ない者で、神戸大学大学院システム情報学研究科に学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請希望者」という。）があるときに、その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内見の申し出)

第2条 学位申請希望者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の教授又は准教授（以下「内見受理教員」という。）に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。

2 学位論文草稿の内見の申し出を受けた教員は、学位論文草稿の学術領域との関連性等を確認した上で、内見受理教員となるときは、学位申請希望者に次の書類等を提出させるものとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 論文目録（別紙様式1） | 1部 |
| (2) 学位論文の草稿 | 必要部数 |
| (3) 論文内容の要旨の草稿（別紙様式2） | 必要部数 |
| (4) その他の参考論文 | |

(内見委員会)

第3条 内見受理教員は、学位申請希望者ごとに、内見委員会を設けるものとする。

2 内見委員会は、内見受理教員及び内見受理教員から委嘱された内見受理教員が所属する専攻の研究科博士課程担当相当の教授又は准教授（うち、教授2人以上を含む。）の合計2人以上をもって組織する。

3 内見受理教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

内見委員会の委員長は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授をもって充てる。

内見委員会は、学位論文草稿等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

4 内見委員会は、学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めるときは、学位申請希望者に次の書類を提出させて、研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 履歴書（別紙様式3） | 1部 |
| (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1部 |
| (3) 在職・研究従事内容証明書（別紙様式4） | 1部 |

5 内見委員会の委員長は、内見が終了したときは、学位論文草稿内見結果報告書（別紙様式5）を専攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第4条 専攻会議は、学位論文草稿内見結果報告書に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位

申請希望者ごとに、学位論文審査委員候補者（主査及び副査の候補者）3人以上を選出するものとする。

- 2 学位論文審査委員候補者は、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授を主査とし、研究科の教員3人以上（うち、主査と同一専攻の教授2人以上、主査の所属する専攻外の教授1人以上を含む。）をもって充てる。
- 3 専攻会議は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を学位論文審査委員候補者に加えることができる。

（研究科長への届出）

第5条 専攻長は、専攻会議終了後、学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（論文博士）（別紙様式6）を研究科長に提出するものとする。（履歴書を1部添付するものとする。）

附 則

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

神戸大学大学院システム情報学研究科の学位論文審査委員会に関する申し合わせ

1. この申し合わせは、システム情報学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について、必要な事項を定めるものとする。
2. 修士学位論文審査委員会について（修士学位に関する内規第4条第2項関係）

学位論文審査委員会における主査は、教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、文部科学省大学設置・学校法人審議会による教員審査又は神戸大学大学院システム情報学研究科教員資格審査委員会（以下「教員資格審査委員会」という。）において、前期課程学生の研究指導適格者として認められた者に限る。
3. 課程博士学位論文審査委員会について（課程博士学位に関する内規第4条第2項関係）
 - (1) 学位論文審査委員会における主査は、教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、文部科学省大学設置・学校法人審議会による教員審査又は教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導適格者として認められた者に限る。
 - (2) 学位論文審査委員会には、学生の指導教員が所属する専攻以外の教授1人以上を含めるものとする。
4. 博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について（博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規第8条第2項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申し合わせ第3条第1項関係）
 - (1) 学位論文審査委員会における主査は、教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、文部科学省大学設置・学校法人審議会による教員審査又は教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導適格者として認められた者に限る。
 - (2) 学位論文審査委員会には、学位申請者の学位論文の内容に関係の深い学術領域（主査となる教員と同一の専攻）の教授2人以上及びその他の学術領域（主査の所属する専攻外）の教授1人以上を含めるものとする。

附 則

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

Ⅶ 学生生活の案内

1 諸手続

手続には、学生が大学からの掲示及びホームページ等による通知に従い、一定の期間内に手続をとらなければならないものと、学生から必要となったときに自発的に手続をしなければならないものがあります。

手続を怠ったり、不十分だったり、期限を超えたりすると、学生自身にとって不利益となるばかりでなく、修学上にも支障を来すことがあるので十分注意してください。諸手続に関して不明な点があれば、教務学生係に問い合わせてください。

2 欠席届、休学、復学及び退学の願い出

(1) 欠席届

欠席が2週間以上に及ぶ場合は、欠席届（所定の様式）を教務学生係に提出してください。

(2) 休学、復学、退学

休学、復学、退学について願い出る場合は、所定願出用紙に必要事項を記入押印の上、教務学生係に提出してください。

前期については、2月末までに、後期については、8月末までに願い出てください。

なお、病気のため休学、退学する場合は、診断書を添付してください。

また、病気回復により復学する場合は、保健管理医の診断を受けなければならないので、主治医による復学意見書を添えて早めに願い出てください。

3 掲示板

掲示板は学生への通知及び呼出し等に利用するので、常に注意してください。

学生公示用掲示板は教室棟1F、教務学生係東側及び各専攻に設置しています。

4 掲示、ポスター、ビラ等

学生は、掲示、ポスター、ビラ等を、学生用掲示板以外の場所に掲示できません。

また、営利目的の掲示等は、学生用掲示板であっても掲示できません。

学生用掲示板への掲示物は、期限が過ぎた物などは速やかに取り除くなどし、特定グループによる私物化は避けてください。

学生用掲示板以外への掲示物や、期限が過ぎても放置されている掲示物は、撤去します。

学生用掲示板は鶴甲第1キャンパスにあります。

詳細については、学生生活案内（別冊子）で確認してください。

5 授業料の納付

授業料は、次の期限までに納付してください。

前 期： 4月27日まで（休日の場合は、翌営業日）

後 期： 10月27日まで（休日の場合は、翌営業日）

6 諸証明書等の発行（学生生活案内（別冊子）でも確認してください。）

(1) 証明書自動発行機により交付するもの

①通学証明書交付願

②学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

③在学証明書（和文・英文）

④卒業（修了）見込証明書（和文・英文） ※最終学年のみ

⑤学業成績証明書（和文・英文）

⑥仮受験票

※自動発行機は、教務学生係前に設置しています。工学部以外の自動発行機の設置場所については、学生生活案内（別冊子）で確認してください。

(2) 教務学生係で交付するもの

①学生証

入学時に交付される学生証は、本学の学生であることを証明するものなので、常に携帯してください。また、紛失・盗難により悪用されて被害を受けることがありますので、管理には十分注意してください。

下記の場合は、学生証が必要になりますので、注意してください。

- ・定期試験を受験するとき
- ・保健管理センターや附属図書館等を利用するとき
- ・証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき
- ・通学定期乗車券を購入するとき など

なお、卒業・修了・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返却してください。

[再交付]

学生証の紛失、破損及び改姓等をしたときは、教務学生係へ再交付願を提出してください。

再発行までに約1週間かかります。また、有効期限が過ぎたときは、教務学生係で新しい学生証と交換してください。

[磁気データ消失]

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部学務課教育推進グループ（鶴甲第1キャンパスK棟）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

②通学証明書

通学証明書は、通学定期券を購入するときに必要となります。通学証明書の交付を受けるには、証明書自動発行機で『通学証明書交付願』を発行し必要事項を記入の上、教務学生係で確認印をもらってください。

(3) 自動発行機で発行できない証明書

発行までに3～4日要しますので、余裕をもって教務学生係に申し出てください。

7 学生登録票記載事項の変更

入学時に提出した学生登録票の記載事項（住所等）に変更が生じた時は、速やかに教務学生係へ届出してください。

なお、電話番号とメールアドレスは、うりぼーネットでも変更することができます。

8 授業料免除

学業成績が優秀で、授業料の納付が困難な学生に対しては、申請に基づき選考のうえ、半期毎に授業料が免除（全額又は半額）される制度があります。

詳細については、学生センター、学生生活案内（別冊子）及び掲示等で確認してください。

9 奨学金

奨学金は、大きく3つに分類されます。

- ・神戸大学独自の奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構による奨学金
- ・地方公共団体・民間奨学財団等による奨学金

詳細については、学生センター、学生生活案内（別冊子）、掲示及び神戸大学ホームページ等で確認してください。

10 学生教育研究災害傷害保険

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に保険金が支払われます。全員加入してください。

詳細については、学生センター及び学生生活案内（別冊子）等で確認してください。

11 図書館の利用

本学の附属図書館は次の図書館により構成されております。

利用については図書館利用案内（別冊子）及び学生生活案内（別冊子）を参照してください。

- 「総合・国際文化学図書館」、
- 「社会科学系図書館」、
- 「自然科学系図書館」、
- 「人文科学図書館」、
- 「人間科学図書館」、
- 「経済経営研究所図書館」、
- 「医学分館」、
- 「保健科学図書室」、
- 「海事科学分館」、
- 「大学文書史料室」

12 保健管理センター

学生生活をおくる上で最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生及び職員の心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されています。主な業務としては次のとおりです。

- 「健康診断と再検査・精密検査」、
- 「健康診断証明書の発行」、
- 「救急処置」、
- 「健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談）」」、
- 「保健指導」、
- 「T H P（Total Health promotion Plan：心と身体の健康づくり運動）」、
- 「健康教育」など

詳細については、学生生活案内（別冊子）及びホームページ等で確認してください。

13 教室の使用

研究会等のため教室を使用したい場合は、所定の教室使用許可願を教務学生係に提出して許可を得てください。

14 施設の使用

(1) 施設利用の一般的留意事項

施設の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- ①研究室・実験室等における火気使用時の設備点検
- ②退室時における火気点検
- ③所定場所以外の喫煙禁止
- ④危険物の貯蔵及び取扱いの点検
- ⑤退室時における窓・扉の施錠確認
- ⑥机・ロッカー等に現金貴重品を置かないこと。

⑦常時使用しない移動可能な備品類は保管庫等に入れて必ず施錠すること。

(2) 視聴覚機器等の貸出

正規の授業、研究会等のために次のとおり視聴覚機器等の貸出を行っています。

使用しようとする場合は、教務学生係に申し出てください。

「プロジェクタ」、「スクリーン」、「指示棒」、「レーザーポインタ」等

15 自動車、単車の構内乗り入れ規制

教育、研究のための環境条件を維持するために、自動車、単車の構内乗り入れは、次のとおり規制しています。

- (1) 学生の自動車通学は、身体障害など特別の事情を有する者以外は禁止しています。
- (2) 工学部駐輪場以外の構内への単車乗り入れは禁止しています。
- (3) 単車利用者は、西側の専用路により工学部駐輪場へ入場し、次の事項を遵守してください。
 - ① 工学部駐輪場は、次ページの配置図を参照してください。
 - ② 駐輪場では、奥から詰めて順序よく駐輪してください。
 - ③ 通行中は構内速度規制を順守し、交通安全に心がけてください。
 - ④ 近隣の住人や学内の教育・研究の迷惑にならないよう、必要以上にエンジン音等、騒音を立てないでください。
 - ⑤ 自賠償保険のほか、任意保険にも加入してください。
 - ⑥ 単車を駐輪場に長時間放置しないでください。
- (4) 単車通学者の安全運転意識の向上および事故防止等の観点から単車の駐輪登録を実施しています。教務学生係または学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。

登録時に配付する登録シールのない単車や指定場所以外に駐輪している単車は撤去することがありますので必ず登録してください。

16 喫煙

受動喫煙防止を強く押し進める趣旨から、学舎内全面禁煙及びキャンパス内歩行喫煙禁止としています。喫煙は、屋外に設置の喫煙コーナーを利用してください。

17 緊急時の連絡

地震、風水害、火災、交通事故等の災害に被災した学生は、自己及び友人の安否、被災の程度について、速やかに教務学生係へ連絡してください。

電話番号 (078) 803-6350

FAX番号 (078) 803-6364

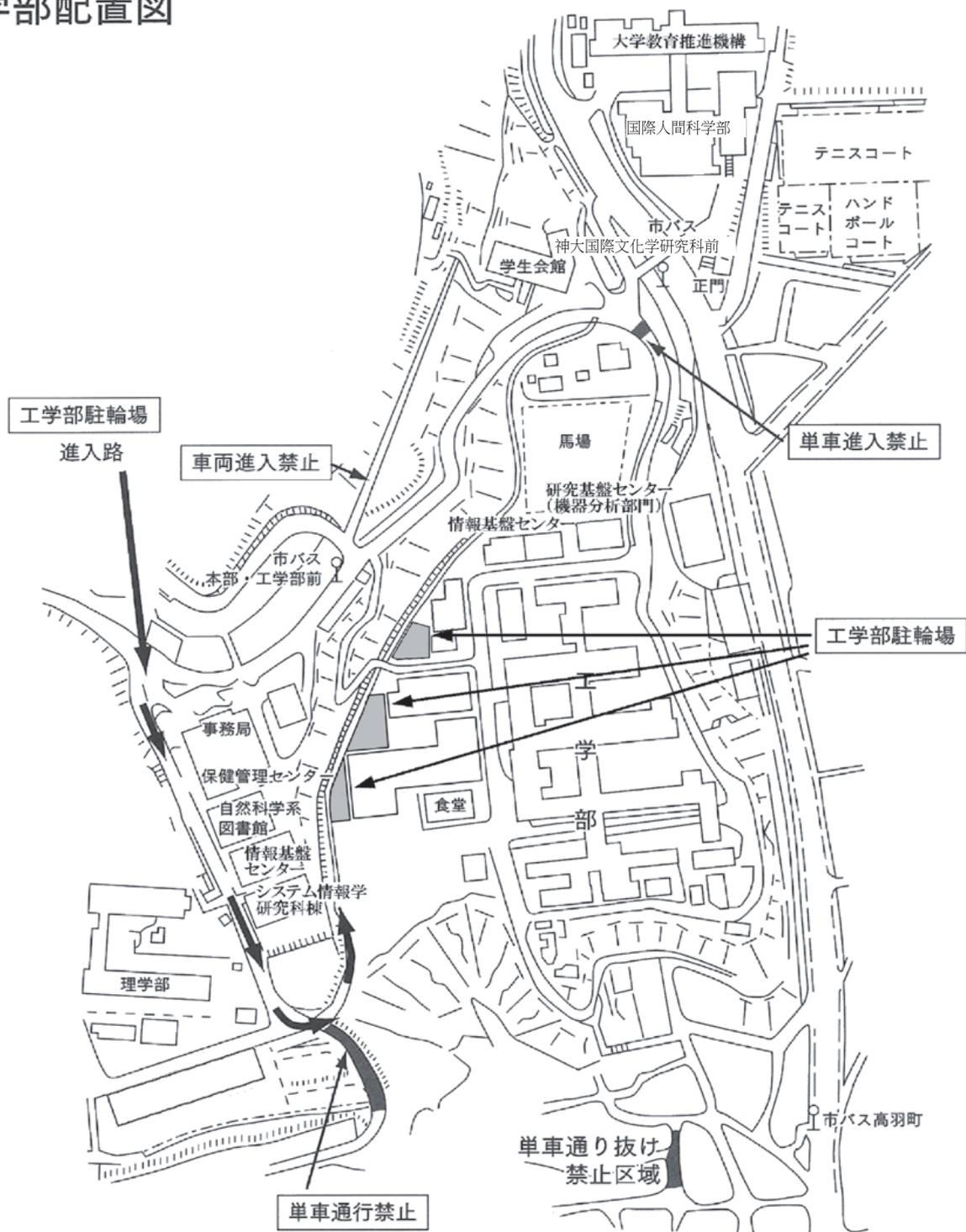
18 キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、学部・研究科と協働して必要に応じたサポートを検討します。

19 ラーニングcommons

ラーニングcommonsは、学内のどなたでも利用できる、創造的学習のためのスペースです。みんなで話し合いながらのグループ学習や、ゼミ・発表の準備、プレゼンテーションの練習、研究や活動の報告会などを行うことができます。工学部・工学研究科ラーニングcommonsは工学会館2階にあります。

工学部配置図



1. 奥からつめて順序よく駐輪すること。
2. 出入口付近では時速10km以下の徐行をすること。
3. 歩行者の安全に注意すること。
4. 必要以上にエンジン音や騒音を立てないこと。

VIII 學生關係規則等

1 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第 2 条 健康診断は、保健管理センターが行う。

(健康診断の種類)

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第 5 条 保健管理センター所長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規制又は治療を要する者があるときは、保健管理センター所長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理センター所長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第 8 条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別 表

判 定 区 分		
生活 規 正 の 面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健 康)	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健 康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

2 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定）第52条の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあつては，保育料。以下同じ。），入学料（幼稚園にあつては，入園料。以下同じ。）及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習料	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

- 2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第4項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 学部において，出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については，第1項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。
- 4 法学研究科実務法律専攻において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第1項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 5 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において，入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次

の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。ただし、編入学において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

9 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700円
	白鷗寮	月額 5,900円

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
	住吉寮, 女子寮, 国維寮, インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積15㎡未満), 国際交流会館(ユニット単身室)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積15㎡以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館(夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館(家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス(夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス(家族室)	月額 49,000 円

2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

3 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成16年4月1日制定)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第51条第2項及び第52条第2項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(対 象 者)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、本学の学部及び大学院の学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）並びに乗船実習科の学生とする。

(申請及び許可)

第3条 授業料の免除等を受けようとする者（授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、学生が行方不明であるときは、学生に代わる者）は、各期（教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。）ごとに学長に申請しなければならない。ただし、医学部（1年次生を除く。）、海事科学部（1年次生を除く。）、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科又は乗船実習科（以下「医学部等」という。）に所属する者は、医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会（以下「学生委員協議会」という。）の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

(免除実施可能額及び選考基準)

第4条 授業料の免除等の免除実施可能額及び選考基準は、別に定める。

(申請者に係る授業料)

第5条 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第6条 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

(特別な事情による免除)

第 7 条 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該理由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 各期ごとの授業料の納期前 6 月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前 1 年以内）において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。）

(4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書（災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。）

(5) その他本学において必要と認める書類

第 3 章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予)

第 8 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合。

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については 8 月末日まで、後期分については 2 月末日までとする。

(月割分納)

第 9 条 前条第 1 項第 1 号, 第 3 号又は第 4 号に該当する場合であつて, 特別の事情のあるときは, 授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は, 各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の月割分納額は, 授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)とし, 毎月5日までに納付するものとする。

第 4 章 許可の取消し

(許可の取消し)

第 10 条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは, 学長は, 学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。
- (2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。
- (3) 学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

第 11 条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は, 次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は, 月割計算額に, その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし, 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は, 当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は, 当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は, 未納の授業料

第 5 章 雑 則

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか, 授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程は, 平成23年4月1日から施行する。

4 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第2条 懲戒は、本学の規定に違反し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること(本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。)

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部又は研究科の教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部又は研究科に係わる場合の懲戒手続)

第5条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分決定)

第7条 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第9条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

第10条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

第11条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。
- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

5 神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，次の申し合わせを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならないが，学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。

- 3 申し合わせ第1項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

6 神戸大学学生表彰規程

平成17年2月17日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条第2項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事 務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

7 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(平成18年1月24日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止等に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからホに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ マタニティ・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産又は育児を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、先端融合研究環、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、医学部附属国際がん医療・研究センター、附属学校部、各基幹研究推進組織、農学研究科附属食資源教育研究センター、各学内共同基盤組織、戦略企画本部、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第18条第1項の規定により設置される室及び事務局(監査室及び内部統制室を含む。)をいう。

(防止委員会)

第3条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 学長が指名する理事

(2) 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) 保健管理センター所長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号，第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号，第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談への対応)

第4条 防止委員会は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へハラスメント調査委員会の設置を要請し、又は関係する部局の長へ対応に係る指示等を行うものとする。

2 前項の規定により、防止委員会から対応に係る指示を受けた部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止委員会委員長に報告するものとする。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長及び部局選出の評議員

(2) 神戸大学学生委員協議会規程（平成16年4月1日制定）第2条に定める者

(3) 部局の長から指名された職員

(4) 保健管理センターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

- 2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。
- 3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。
 - (2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。
 - (3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、次条に定めるハラスメントアドバイザリーボードの座長に報告すること。
 - (4) ハラスメントアドバイザリーボードから報告のあった措置等について、被害を訴えた人に適宜報告すること。
- 4 相談員は、学長が委嘱する。
- 5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、ハラスメントアドバイザリーボードの座長に報告するものとする。

(ハラスメントアドバイザリーボード)

第6条 大学にハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメントアドバイザリーボード（以下「ボード」という。）を置く。

- 2 ボードは、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 第3条第2項第1号に規定する理事
 - (2) 事務局長
 - (3) 保健管理センター所長
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 3 ボードに座長を置き、防止委員会の委員長をもって充てる。
- 4 ボードは、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、防止委員会の開催を要請し、又は部局の長に適切な指示等を行うものとする。
- 5 ボードの指示等を受けた部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかにボードの座長に報告するものとする。
- 6 ボードは、防止委員会等の措置について、必要に応じ、相談について報告のあった相談員等に報告する。

(調査委員会)

第7条 学長は、防止委員会委員長の要請に基づき、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、ハラスメントの生じた状況等を勘案して、防止委員会委員から2人及び学長が指名した職員3人以上の委員をもって組織する。
- 3 委員長は、学長が指名する。
- 4 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を速やかに学長に報

告するものとする。

- 5 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めるものとする。
- 6 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 7 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 8 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 9 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 10 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第8条 学長は、調査委員会の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、調査委員会の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
- 3 学長は、調査委員会の調査結果を、必要に応じて関係する部局の長に通知するものとし、通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

第9条 調査委員会の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事労務課又は学務部学生支援課において行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号の規定は、平成29年1月1日から適用し、改正後の第3条第2項の規定は、平成29年3月31日において在任する委員の後任者の選出から適用する。

IX システム情報学研究科
関係規則等

1 神戸大学工学部工作技術センター利用要項

(趣 旨)

第 1 条 神戸大学大学院工学研究科工作技術センター内規（以下「内規」という。）第10条に基づき、神戸大学大学院工学研究科工作技術センター（以下「センター」という。）の利用に関する必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(実習指導)

第 2 条 内規第 2 条第 1 項第 1 号に関する必要な事項は、担当講座責任者が、センター長と協議して定める。

第 3 条 内規第 2 条第 1 項第 2 号に関しては、次の手続きによる。

- (1) 神戸大学（以下「本学」という。）所属の職員が、実習又は研修会及び講習会の受講を希望する場合は、希望日より 2 週間以上前に、所定様式の申請書をセンター長に提出して許可を受けなければならない。
- (2) 本学に所属する学生が、実習を希望する場合は、希望日より 2 週間以上前に、所定様式の申請書を指導教員又は教室主任を通じてセンター長に提出して、許可を受けなければならない。
- (3) センターは、実施日より 1 月以上前に、実施要領を公示して、職員及び学生を対象とする講習会又は研修会を、実施することができる。
- (4) 前 2 号の学生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。

(工作依頼)

第 4 条 内規第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 仕事を依頼する職員は、所定様式の工作依頼伝票、製作図（必要部数）及び必要に応じて仕様書をセンター主任に提出しなければならない。
- (2) 依頼者は、依頼内容についてセンター主任（必要に応じて担当者）と打合せるものとする。センターは、製作図が著しく不完全なもの、大幅な変更を要するもの及び製作図の添付されていない依頼については、依頼者に必要な事項を説明して、依頼伝票を返還することができる。
- (3) 返還を受けた依頼者は、前 2 号の手続きを、再び取らなければならない。
- (4) センターは、原則として実習又は研修会及び講習会時以外、工作に関する相談に応ずる。
- (5) 簡単、かつ、工作時間が 2 時間程度以内の工作及び修理依頼については、前 4 号の手続によらず、所定様式の簡易依頼伝票を提出するものとする。
- (6) 1 件の工作所要日数が、3 月以上になると思われるものは、原則として、依頼できないものとする。
- (7) 作業は、原則として、受付順に実行する。
- (8) 比較的容易に自作できると思われるもの及び容易に入手し得る市販品で代えることができると判断される工作依頼は、受け付けないことがある。
- (9) 講座当りの年間依頼工作所要時間数に、制限を設けることがある。

この制限は、必要に応じて、神戸大学大学院工学研究科工作技術センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定するものとする。

- (10) 依頼手続きは、職員は職員が行うものとする。ただし、職員の命を受けた学生による手続きも可能とする。

第 5 条 依頼者は、次の義務を負うものとする。

- (1) センターが依頼工作物等に関して、工作内容等に関する意見，それを利用して行った研究題目，内容，発表学会誌，講演会名等について回答を求めた場合，原則としてそれに応ずること。
- (2) 依頼工作物等の関係した発表論文等の別刷又はコピーをセンターに提出すること。
- (3) 依頼工作物が当該研究において，重要な役割を果している場合は，発表論文中にセンターが行った旨明記すること。
- (4) 備品的性格を有する依頼工作物については，受理後速やかに，担当係（他部局の依頼者は所属部局の担当係）にその旨申し出ること。

（設備利用）

第 6 条 内規第 2 条第 1 項第 5 号に関しては，次のとおりとする。

- (1) 利用に供する機械器具等を，次のように分類する。
A 一般利用 B 持出利用 C 条件付利用 D 特定機械
- (2) 前号の分類に関する細目は，運営委員会が別に定める。
- (3) 設備利用時間は，土曜，日曜，祝日その他休業日を除く毎日午前 9 時より午後 5 時までとする。ただし，授業科目としての実習指導を行っているときは，原則として，C 及び D は利用できないものとし，A についても制限することがある。
- (4) 前号に規定する時間外に利用する必要があるときは，予め，所定様式の時間外利用許可申請書をセンター主任に提出して，許可を得なければならない。利用者が学生であるときは，指導教員が付添わなければならない。また，学生は，教務学生係にも別途届け出を要する。
- (5) A は，掲示された注意事項をよく守り，各自の責任において，第 3 号に示す利用時間内で適時利用できる。ただし，使用前に，センター職員にその旨知らせなければならない。また，必ず，センター設備利用申込書に，指定事項を記入し，利用後は，利用前の状態に復元しておかなければならない。
- (6) B，C 及び D を利用する者は，所定様式の使用前点検表による点検を行った後，使用しなければならない。
- (7) 学生は，B は原則として利用できないものとする。また，C 及び D を利用するときは，申込時に学生証を提示しなければならない。利用する学生は，学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。
- (8) C の利用者は，工作実習等を受け，又は指導者より操作方法の指導を受けて，操作に習熟した者でなければならない。
- (9) D の利用者は，当該機種に関する特定の講習又は特定の指導者より指導を受けた有資格者でなければならない。
- (10) 利用者が機械器具等を破損した場合は，直ちにセンター主任に届け出なければならない。

(負担金)

第7条 内規第8条第3号に関しては、次のとおりとする。

- (1) 実習指導、研修会及び講習会に関しては、職員の従事時間を基準として算定する。このほか、当該実習に特に要した経費については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (2) 工作依頼に関しては、作業工数を基準として算定する。このほか、特に要した材料費、工具費等については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (3) 設備利用に関しては、利用時間を基準として算定する。このほか特に要した材料費、工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (4) 研修会及び講習会に関しては、研修及び講習時間を基準として算定する。工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。
- (5) 第1号及び第4号の負担金は、当該年度予算において納めるものとする。第2号及び第3号の負担金は、当該年度予算において3月ごとに納めるものとする。
- (6) 第1号、第2号、第3号及び第4号の算定基準は、運営委員会において決定する。第3号の修理費のうち金額が10万円を超えるものについては、運営委員会で審議するものとする。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は運営委員会の議を経て、神戸大学大学院工学研究科教授会の議決による。

(その他)

第9条 この要項の実施上又は解釈上に問題があるときは、運営委員会がこれを決定する。

附 則

この規程は、平成21年7月17日から施行する。

利 用 案 内

工作技術センター利用方法

- | | |
|---------|--------------|
| 工 作 依 頼 | (利用要項第4条) |
| 設 備 利 用 | (利用要項第6条) |
| 時間外設備利用 | (利用要項第6条第4号) |
| 実 習 申 込 | (利用要項第3条) |

上記利用については、別紙の様式による。

利用案内の詳細については、センターレポートを参照のこと。

工作技術センター実習申請書

神戸大学大学院工学研究科工作技術センター長 殿					
申請年月日	年 月 日	実習希望日時	年 月 日 時		
申請者所属		氏 名	電話内線 印		
支払責任者所属		氏 名	印		
実習者所属		氏 名 ふ り が な		職員	学生
学生の場合保険加入の有無				有	無
実習目的					
希望実習内容					

工作技術センター実習許可書

殿 年 月 日 下記のとおり実習を許可します。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> センター長 印 </div>	
実習日時 実習内容 備考	

工 作 依 頼 伝 票

依頼者記入欄

依 頼 種 別	普通 簡易	依頼日	年 月 日		
依 頼 者 所 属		官 職	氏 名	印	電 話 内線()
支払責任者所属		官 職	氏 名	印	
図面作成者所属		官 職	氏 名		
完 成 希 望 日		特に急ぐ場合はその理由			
材 料 又 は 現 物	持参 持参しない	材	質		
品 名		図	番		
研究題目 使用目的と機能説明 そのほか特記事項					

センター記入欄

作 業 者 名							
所 要 工 数	機 械		仕 上		溶 接		鍛 造
所 要 経 費	材 料		消 耗 品		燃 料		計
受 領 証	年 月 日		受 領 者 氏 名		印		

記入要項領

製作図はJISによる機械製図を標準とすること。

製作図及び仕様書にも、依頼者、図面作成者の所属氏名、品名、図面、図番を明記すること。

なお製作図には、部品番号、品名、材質、個数等を示した部品表が必要である。

工作技術センター施設利用申込書

利用者所属氏名	印	電話内線 ()	教 職 員	学 生
指導者所属官職氏名	印	電話内線 ()		
支払責任者所属官職氏名		電話内線 ()		
申 込 年 月 日	年 月 日	使用時間		
使 用 機 械 名		作業目的		
必 要 工 具		センター内 備品工具	貸 出	持 出
材 料	品 質		寸法形状	
	持参 持参しない 1部持参 センター在庫品 要購入			左のいずれかに○を入れて下さい。
利 用 分 類	B	C	D	
	持 出 利 用	条 件 付 利 用	特 定 機 械	

C 認 定

上記利用者は、使用機械の操作に習熟しているものと認めます。

認定者 所属 氏 名

印

D 認 定

上記利用者は、使用機械に関する有資格者と認めます。

認定者 所属 氏 名

印

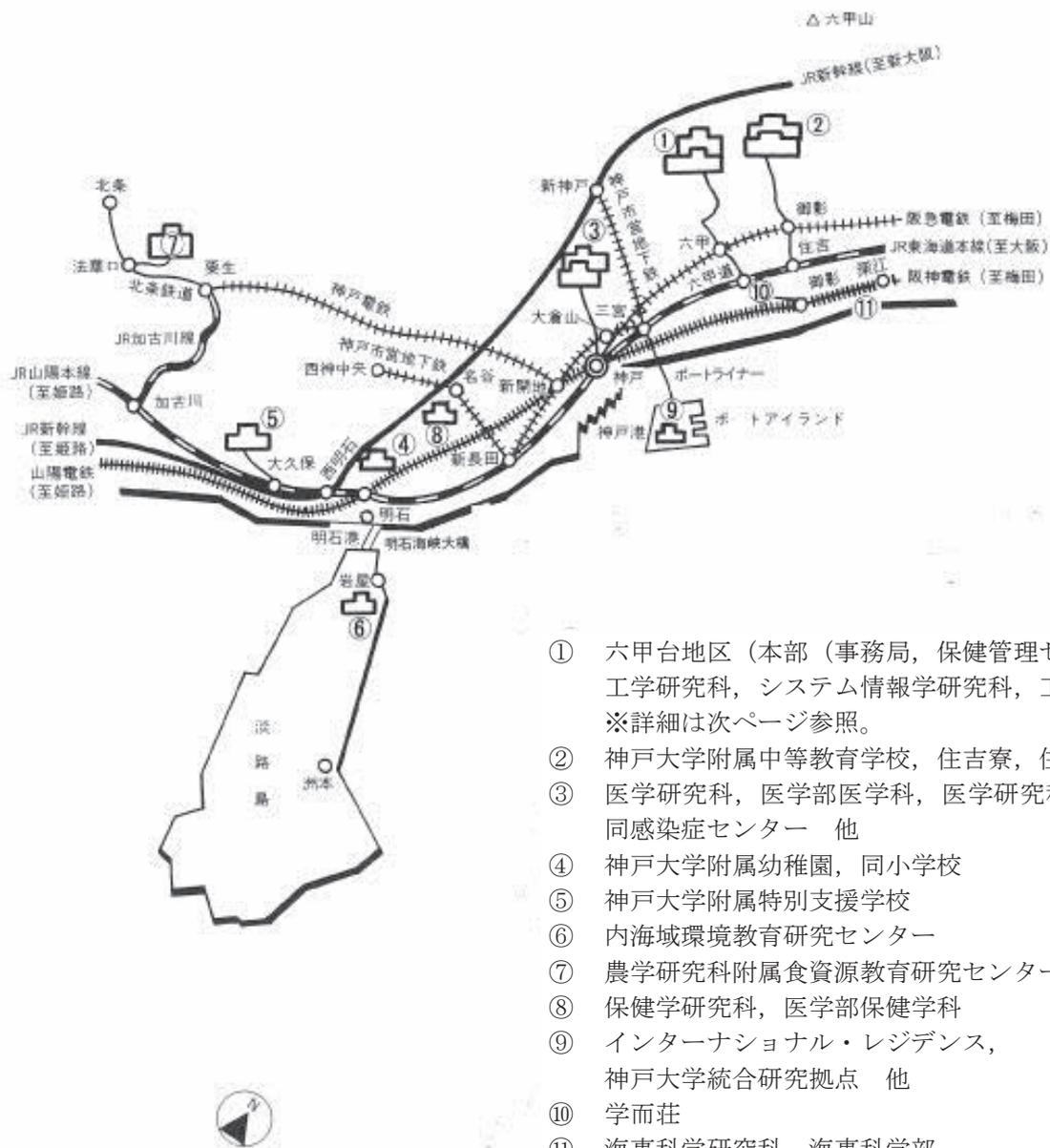
時間外利用者許可申請書

利用者希望時間	年	月	日	利用者名
必要理由	使用時間			
利用場所	機 械	仕 上	溶 接	鍛 造
利用機器名				
上記理由は妥当なものと認め私が付添います。				指導教官 所属氏名 印
時間外利用を許可します。				センター主任 氏 名 印

注意 時間外利用に対しては，火気，戸締りに特に留意すること。

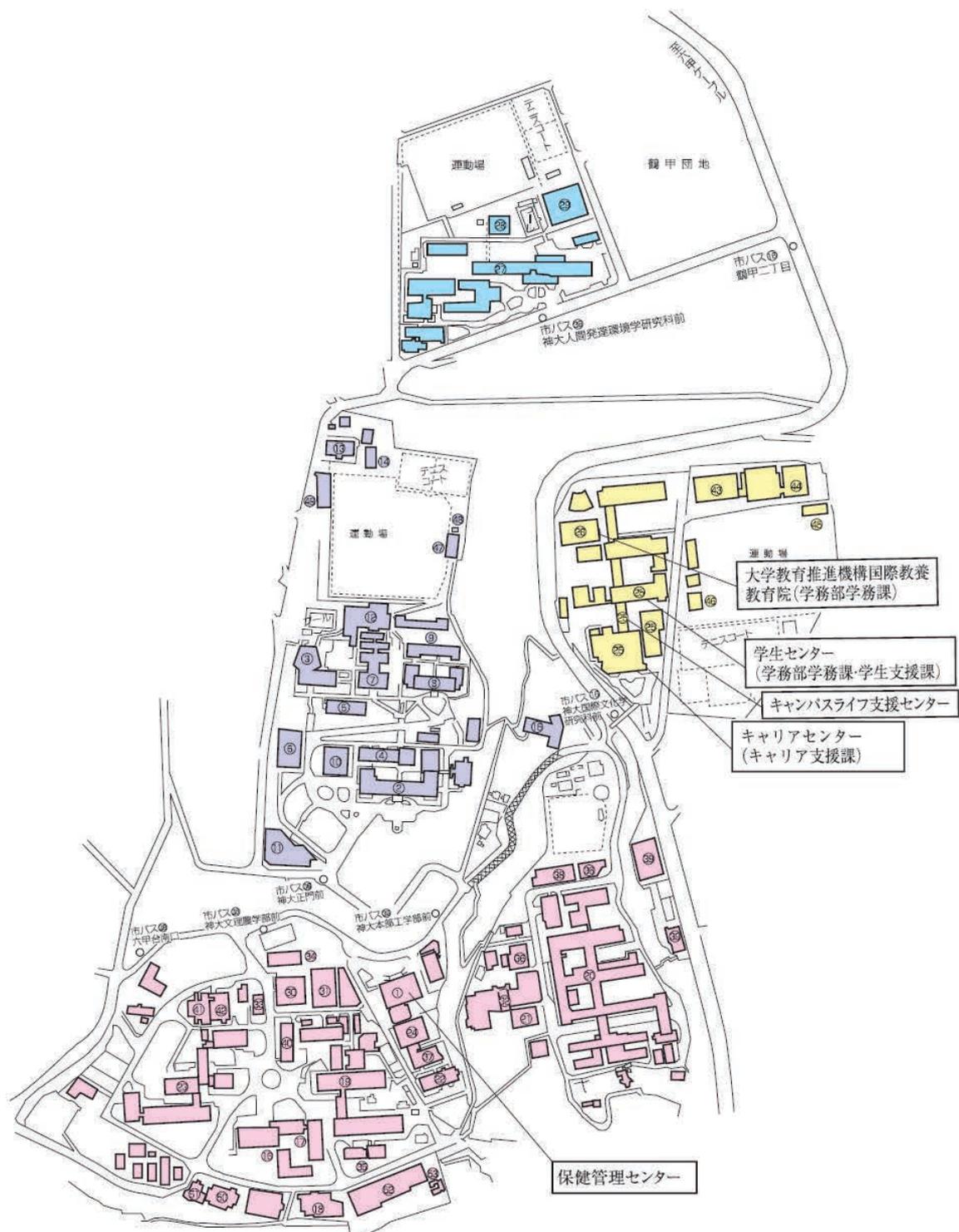
X 神戸大学配置図等

1 神戸大学配置図



- ① 六甲台地区（本部（事務局，保健管理センター），工学研究科，システム情報学研究科，工学部 他）
※詳細は次ページ参照。
- ② 神戸大学附属中等教育学校，住吉寮，住吉学生国際宿舎 他
- ③ 医学研究科，医学部医学科，医学研究科附属動物実験施設，同感染症センター 他
- ④ 神戸大学附属幼稚園，同小学校
- ⑤ 神戸大学附属特別支援学校
- ⑥ 内海域環境教育研究センター
- ⑦ 農学研究科附属食資源教育研究センター
- ⑧ 保健学研究科，医学部保健学科
- ⑨ インターナショナル・レジデンス，神戸大学統合研究拠点 他
- ⑩ 学而荘
- ⑪ 海事科学研究科，海事科学部

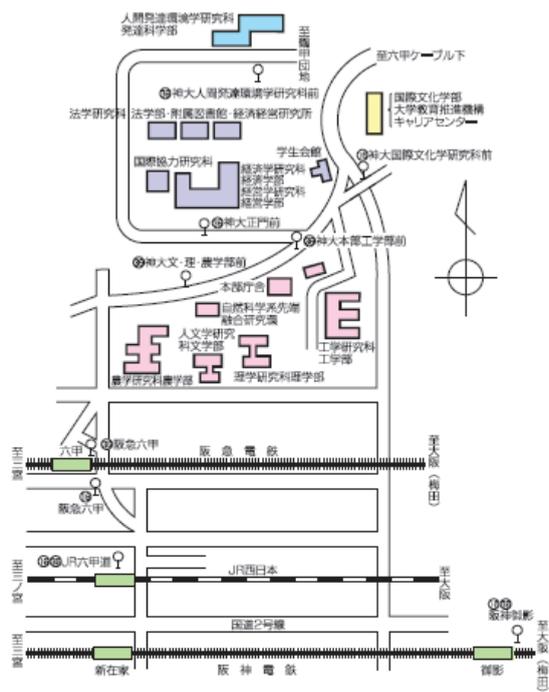
2 六甲台キャンパス案内



- ① 本部庁舎（事務局、保健管理センター）**AED**
- ② 六甲台本館（経済学研究科・経済学部、経営学研究科・経営学部）
- ③ 六甲台第二学舎（法学研究科・法学部）**AED**
- ④ 六甲台第三学舎 **AED**
- ⑤ 六甲台第四学舎（政策研究リエゾンセンターを含む。）
- ⑥ 六甲台第五学舎（国際協力研究科）
- ⑦ 社会科学系図書館 **AED**
- ⑧ 経済経営研究所
- ⑨ 同新館（経済経営研究所図書館）
- ⑩ 出光佐三記念六甲台講堂
- ⑪ 社会科学系アカデミア館
- ⑫ 社会科学系フロンティア館
- ⑬ 武道場
- ⑭ 弓道場
- ⑮ 学生会館 **AED**
- ⑯ 人文学研究科・文学部学舎 **AED**
- ⑰ 人文学研究科棟、人文科学図書館
- ⑱ 六甲台南食堂（ランスボックス）
- ⑲ 理学研究科・理学部学舎 **AED**
- ⑳ 工学研究科・工学部学舎 **AED**
- ㉑ 工学研究科・工学部食堂
- ㉒ システム情報学研究科
- ㉓ 農学研究科・農学部学舎 **AED**
- ㉔ 自然科学系図書館
- ㉕ 国際人間科学部・国際文化学研究科・国際文化学部・大学教育推進機構学舎、国際コミュニケーションセンター、学生センター（学務課、学生支援課、キャンパスライフ支援センター）、キャリアセンター、総合図書館、国際文化学図書館 **AED**
- ㉖ 国際人間科学部・国際文化学部・大学教育推進機構講義棟 **AED**
- ㉗ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・発達科学部学舎（本館）、人間科学図書館 **AED**
- ㉘ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・発達科学部食堂
- ㉙ 国際人間科学部・人間発達環境学研究科・発達科学部体育館 **AED**
- ㉚ 自然科学総合研究棟1号館 **AED**
- ㉛ 自然科学総合研究棟2号館
- ㉜ 自然科学総合研究棟3号館
- ㉝ 自然科学総合研究棟4号館
- ㉞ 連携創造本部先端研究推進部門
- ㉟ 研究基盤センター（極低温部門）
- ㊱ 研究基盤センター（機器分析部門）
- ㊲ 情報基盤センター（本館）
- ㊳ 情報基盤センター（分館）
- ㊴ 都市安全研究センター **AED**
- ㊵ バイオシグナル総合研究センター **AED**
- ㊶ 研究基盤センター（アイソトープ部門）
- ㊷ 連携創造本部

- ㊸ 大学教育推進機構体育館 **AED**
- ㊹ 大学教育推進機構武道場
- ㊺ 音楽練習室
- ㊻ 高井記念学生スポーツ会館 **AED**
- ㊼ 課外活動第一共用施設 **AED**
- ㊽ 課外活動第二共用施設
- ㊾ 課外活動第三共用施設
- ㊿ 瀧川記念学術交流会館
- ① 眺望館
- ② 神戸大学百年記念館・国際教育総合センター（国際部国際交流課）（神大会館）**AED**
- ③ 山口誓子記念館

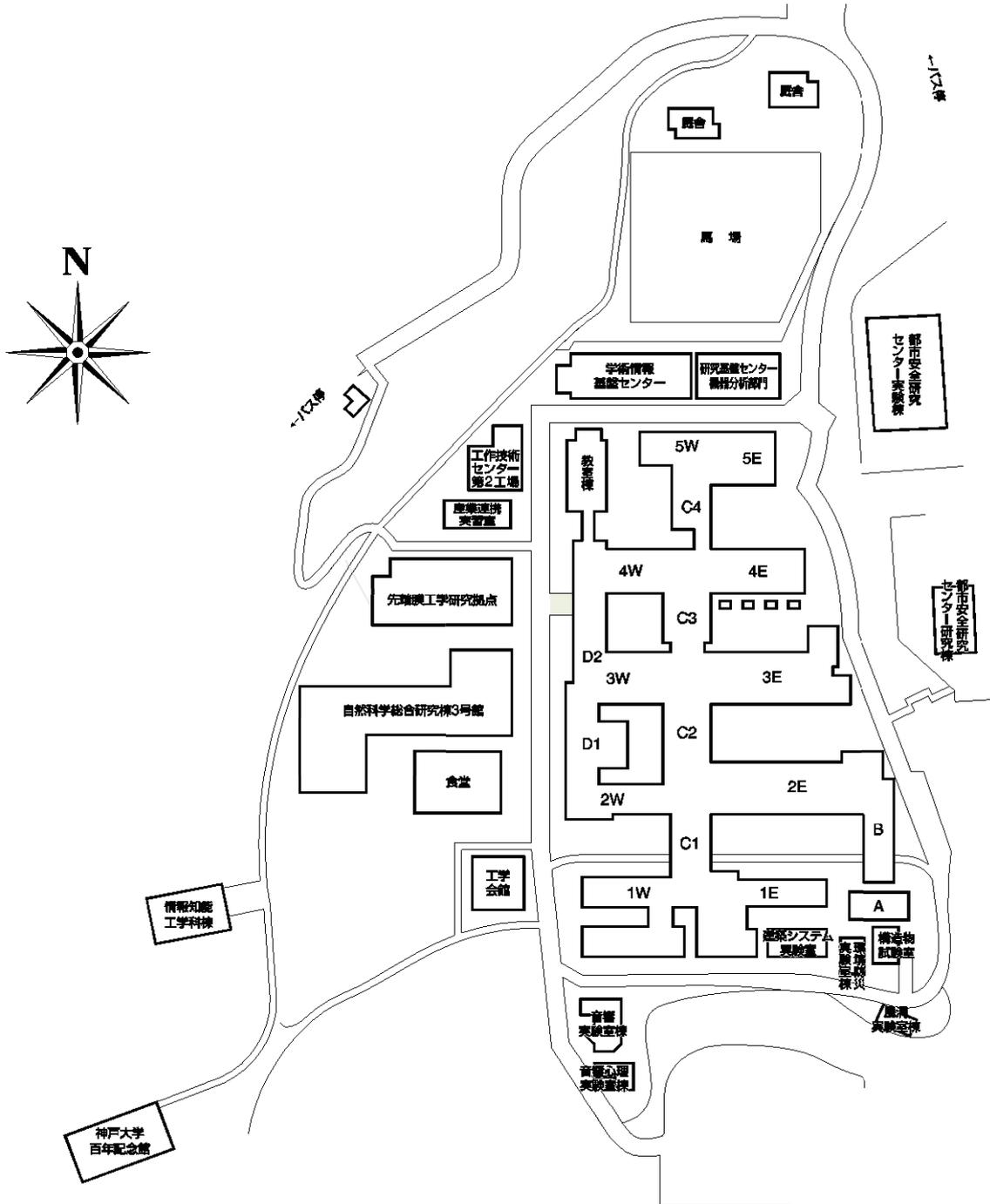
交通案内



(注) ③は、神戸市バス116系統六甲ケーブル下行
 ④は、36系統鶴甲団地行

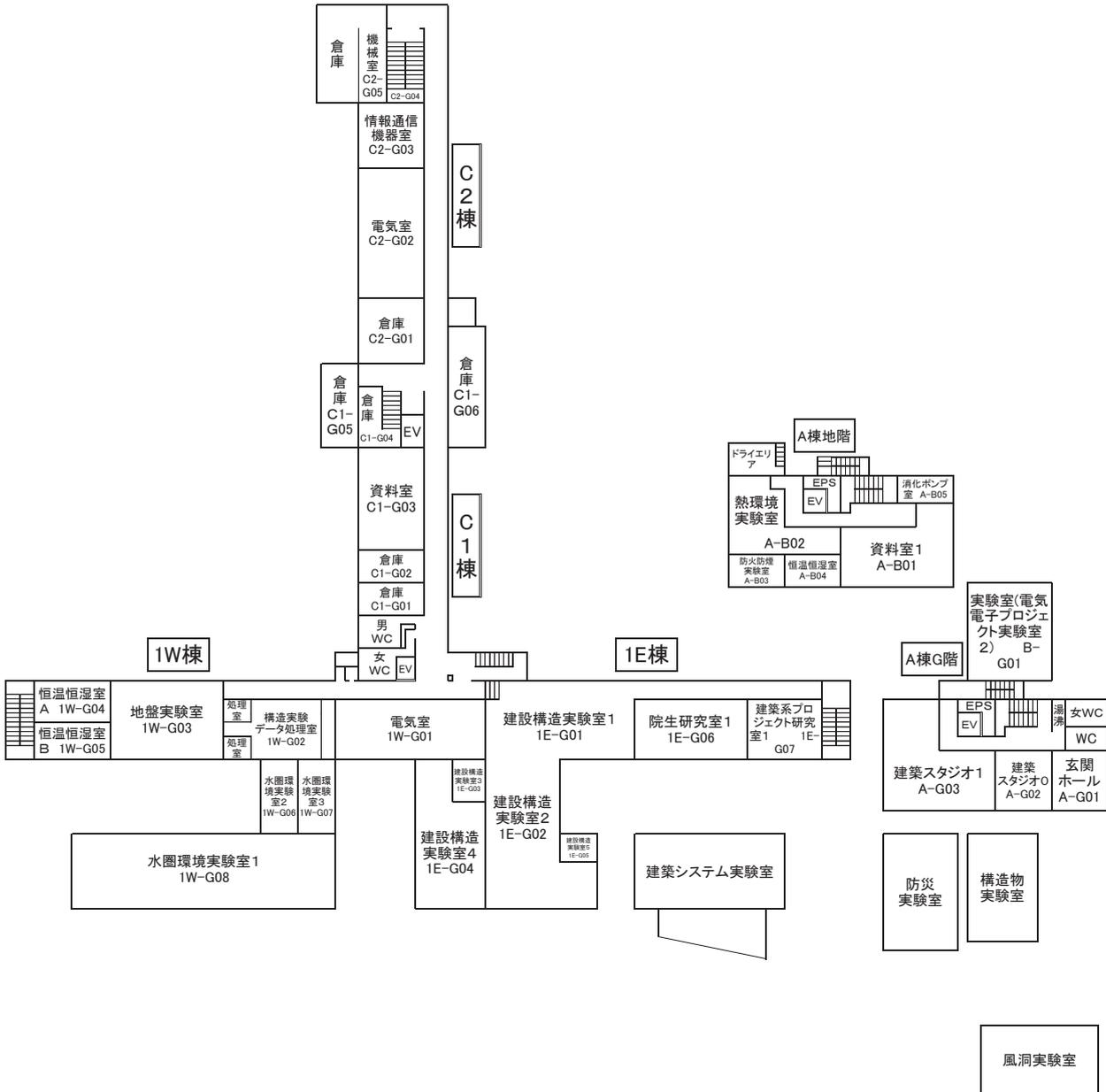
・AED（自動体外式除細動器）とは、「突然心臓が止まって倒れてしまった人」の心臓のリズムを、心臓に電気ショックを与えることにより再び正しいリズムに戻し、蘇生するための治療機器です。（**AED**マークのあるところに設置されています。）

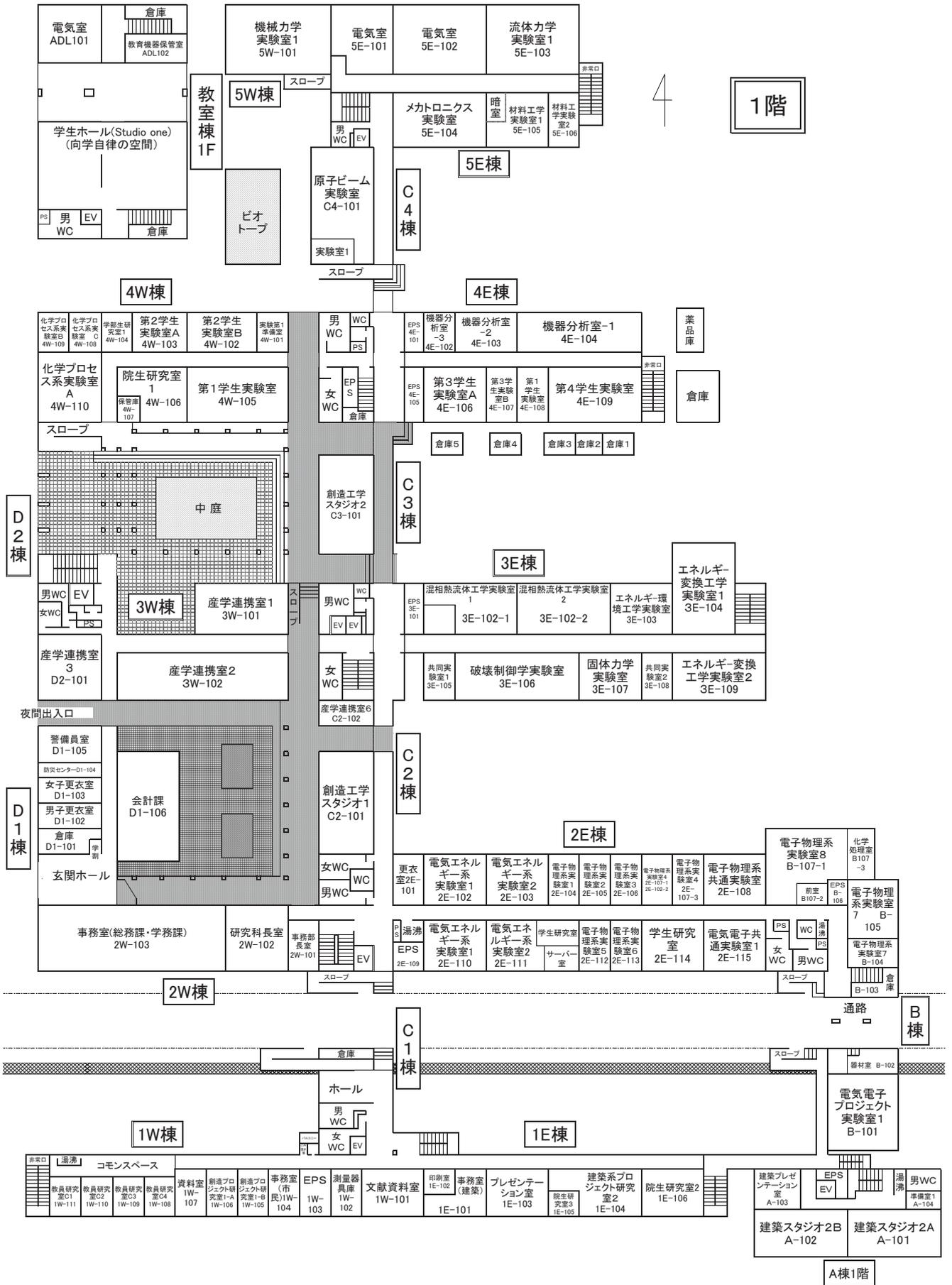
3 工学部・工学研究科・システム情報学研究科配置図

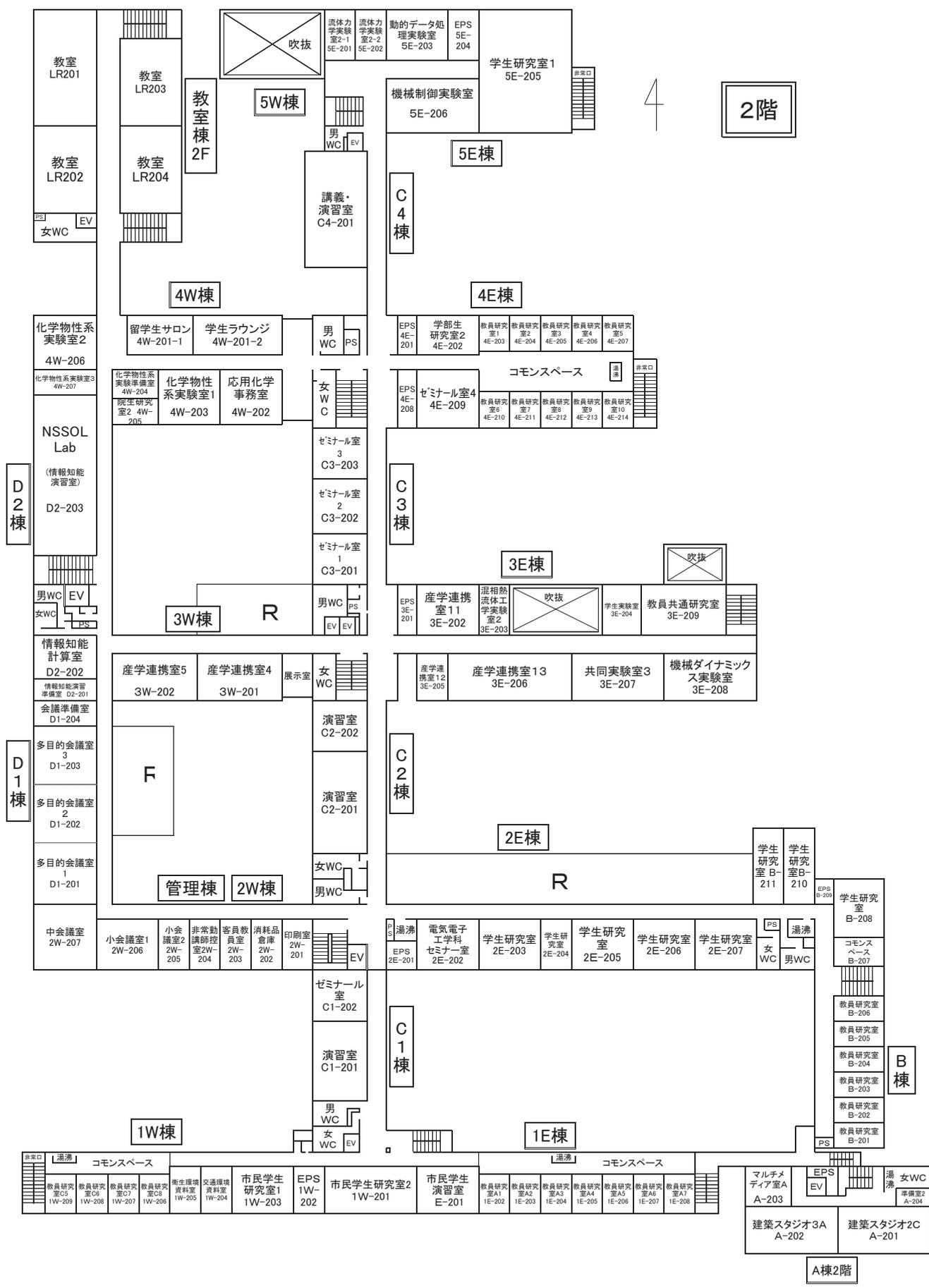


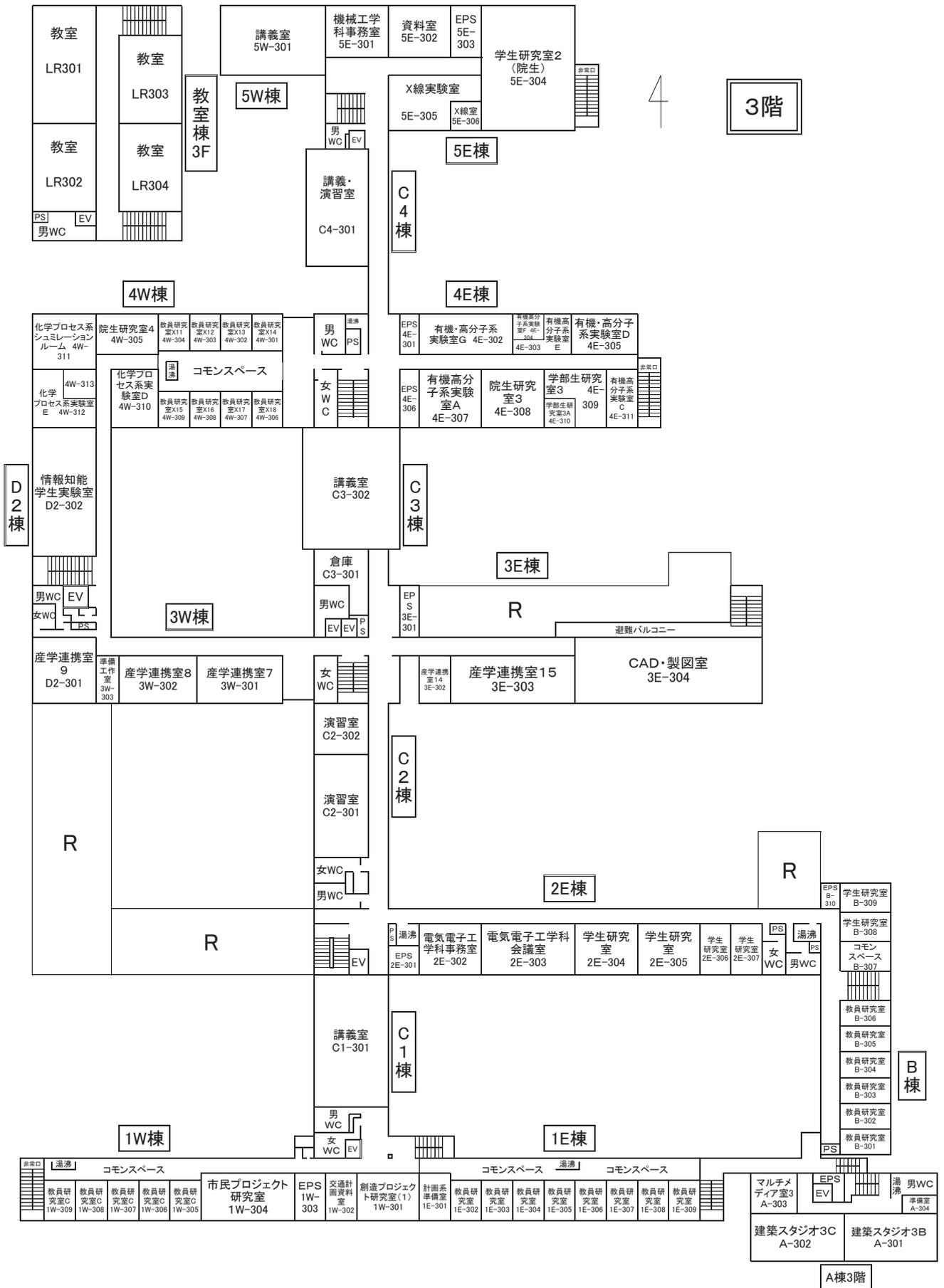
4 工学部学舎平面図

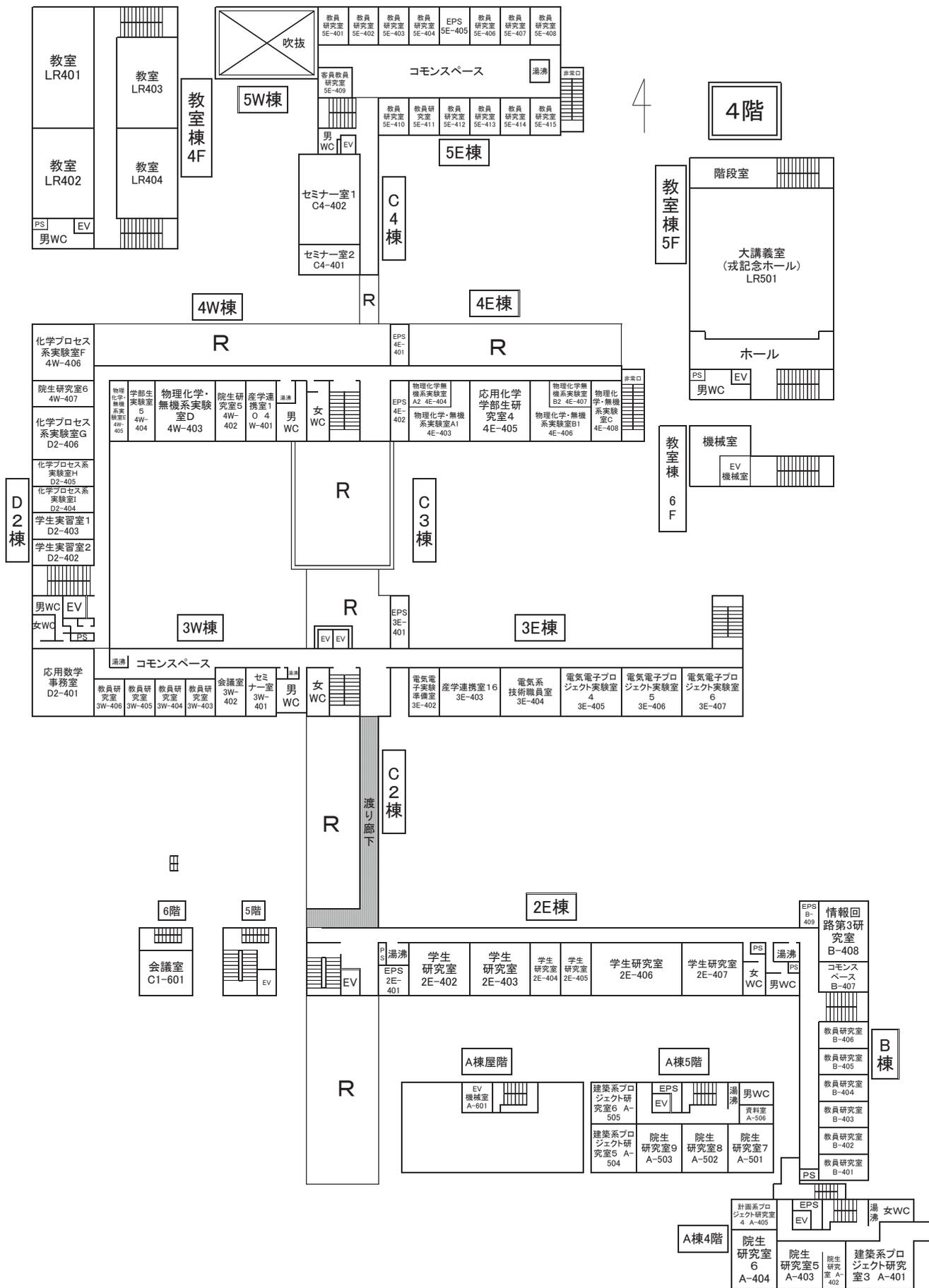
4 G階・地階



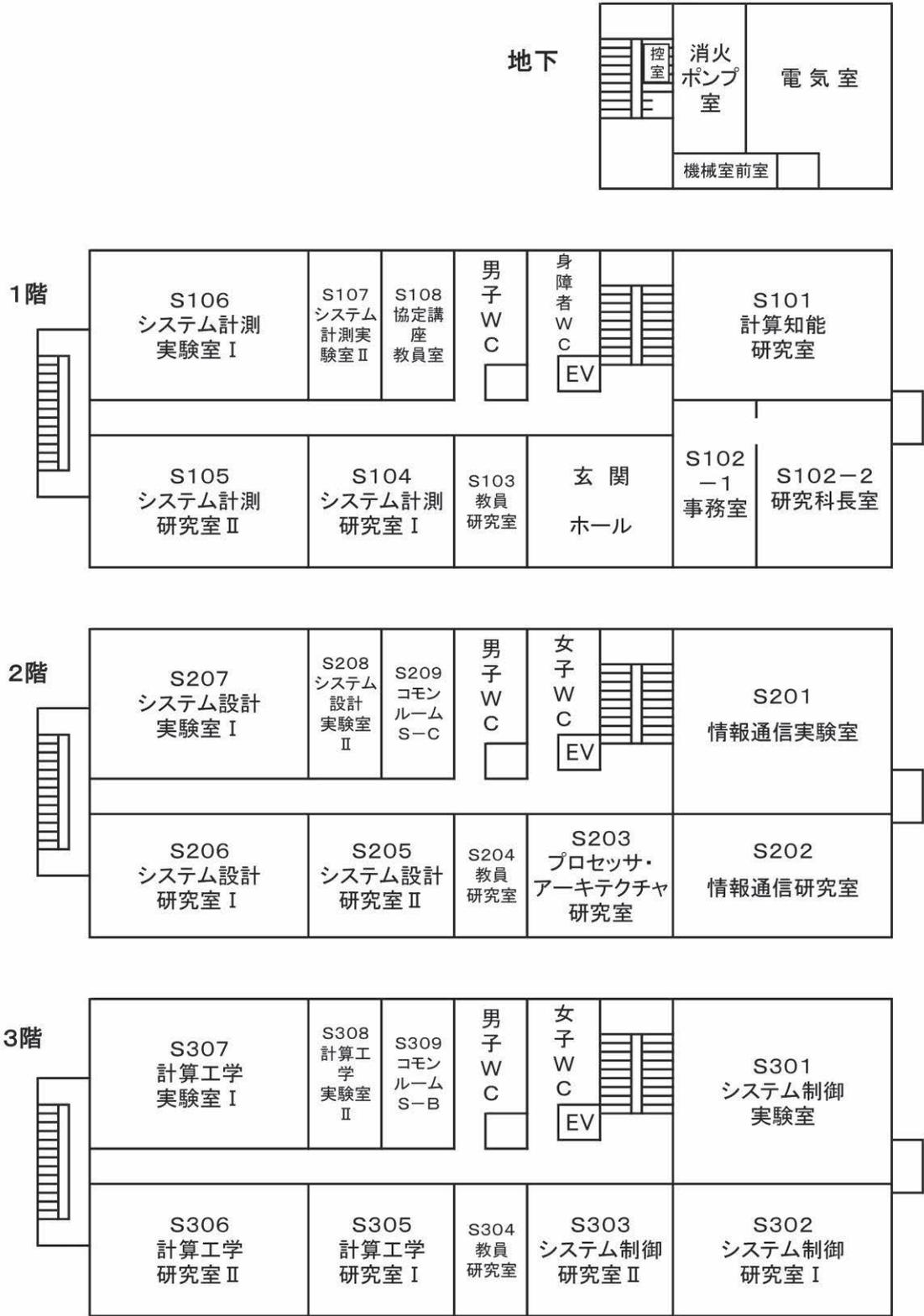


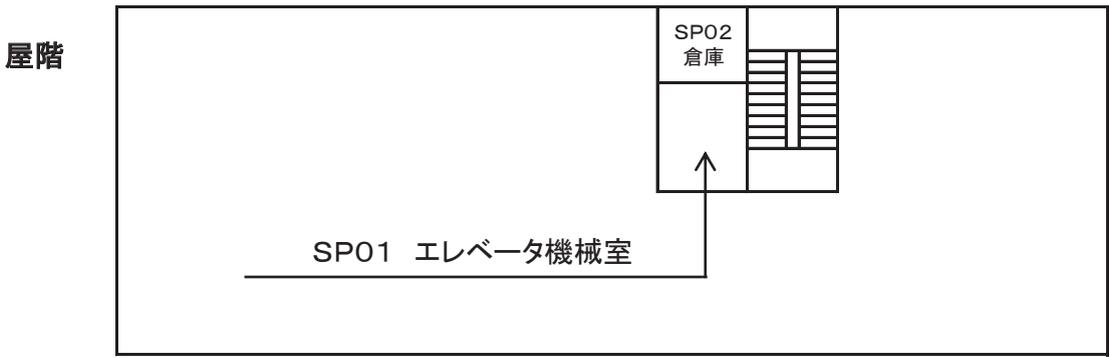
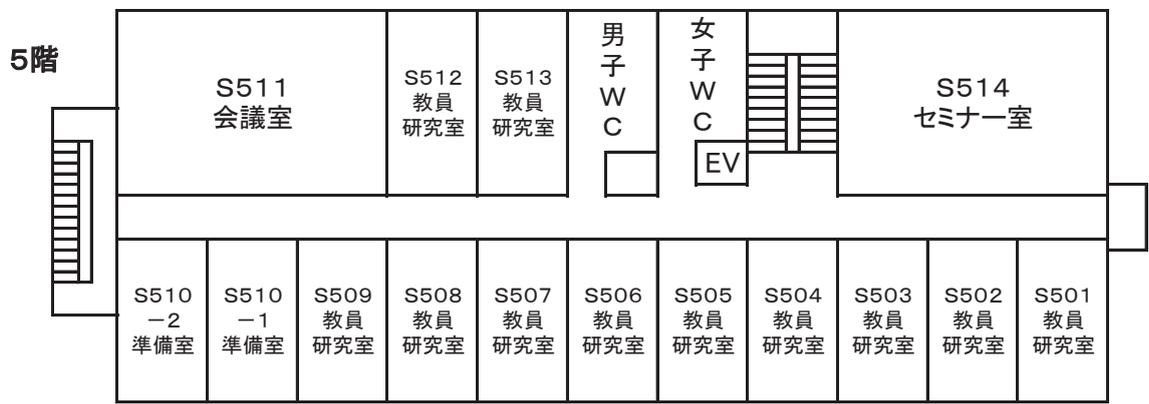




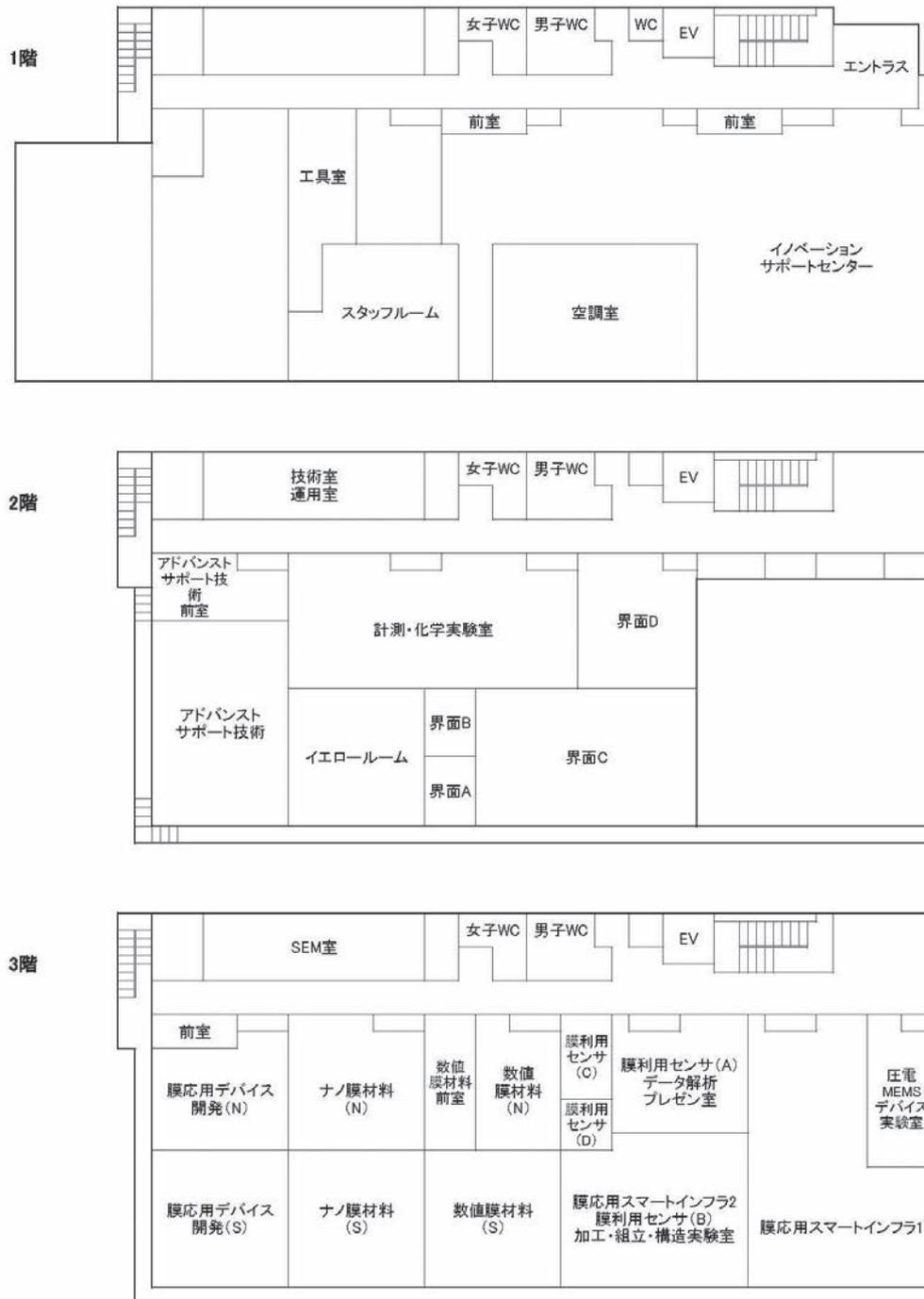


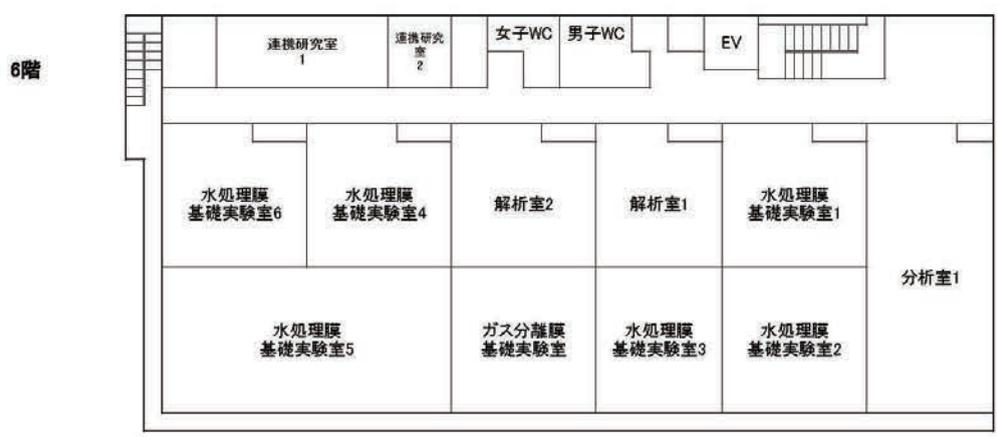
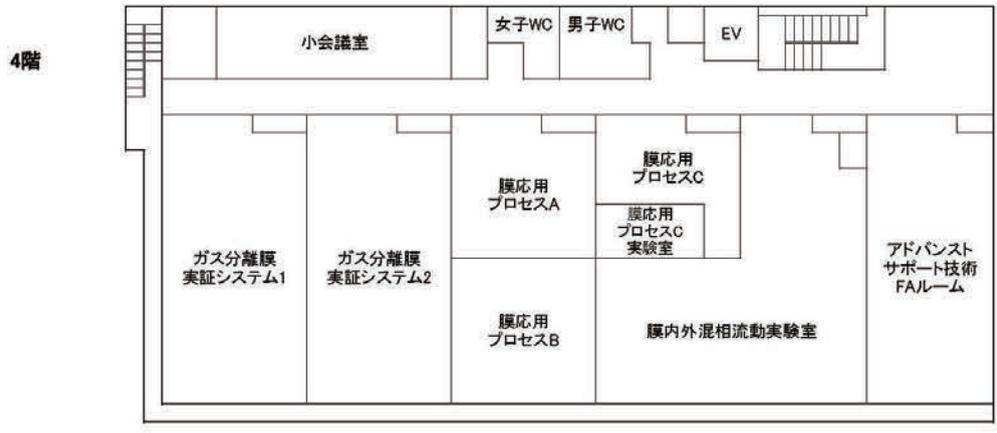
5 システム情報学研究科・工学部（情報知能工学科）学舎平面図





7 先端膜工学研究拠点平面図





8 教室設備等一覧表

教室No	収容人数	車椅子	マイク	教育機器	教室No	収容人数	車椅子	マイク	教育機器
LR201	150	可	○	PJ(天吊型), MP, OHP	※C1-201	38	可	○	PJ(天吊型), VHS, DVD
LR202	110	可	○	PJ(天吊型), OHP	C1-301	120	不可	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP
LR203	66	可	×	PJ(天吊型)	※C2-101	60	可	○	PJ(天吊型), VHS, DVD
LR204	66	可	×	PJ(天吊型)	※C2-201	75	可	○	PJ(天吊型), VHS, DVD
LR301	150	可	○	PJ(天吊型), MP, OHP	※C2-202	26	可	×	PJ(キャビン収納)
LR302	110	可	○	PJ(天吊型), OHP	※C2-301	75	可	○	PJ(天吊型), VHS, DVD
LR303	66	可	×	PJ(天吊型)	※C2-302	28	可	×	PJ(キャビン収納), OHP
LR304	66	可	×	PJ(天吊型)	※C3-101	70	可	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP
LR401	150	可	○	PJ(天吊型), MP, OHP	※C3-201 (ゼミナール室1)	16	可	×	PJ(キャビン収納)
LR402	110	不可	○	PJ(天吊型), OHP, VHS	※C3-202 (ゼミナール室2)	16	可	×	PJ(キャビン収納)
LR403	66	不可	×	PJ(天吊型)	※C3-203 (ゼミナール室3)	16	可	×	PJ(キャビン収納)
LR404	66	不可	×	PJ(天吊型)	C3-302	179	可 (補助机)	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP
LR501	300	可	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD(ボックス内), OHP	※C4-201	102	可	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP
5W-301	112	不可	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, VHS, DVD, OHP	※C4-301	102	可	○	PJ(天吊型), VHS, DVD, OHP

- ・ ※＝個人机又は長机（ほかはすべて連結机）。
- ・ 可＝一部可動椅子あり・教室に段差なしのため，車椅子使用可
不可＝完全固定座席等のため，車椅子使用不可
- ・ ○＝マイクあり，×＝マイクなし。
- ・ スクリーンは全教室完備
(機器名称略) PJ＝液晶プロジェクタ，MP＝マルチプロジェクタ，
OHP＝オーバーヘッドプロジェクタ

9 主な部局等所在地及び電話番号

部局等名	所在地	電話番号
学生センター	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	学務課 803-5210
		学生支援課 803-5221
キャリアセンター		キャリア支援課 803-5218
保健管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5245
経済経営研究所図書館	〒657-8501	803-7025
社会科学系図書館	神戸市灘区六甲台町2-1	803-7339
自然科学系図書館	〒657-8501	803-5306
人文科学図書館	神戸市灘区六甲台町1-1	803-5585
総合・国際文化学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	803-7351
人間科学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11	803-7951
附属図書館医学分館	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-1	382-5310
保健科学図書室	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7-10-2	796-4505
附属図書館海事科学分館	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	431-6239
情報基盤センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5370
連携創造本部		803-5945
遺伝子実験センター		803-5955
バイオシグナル研究センター		
留学生センター		803-5265
都市安全研究センター		803-6437
分子フォトサイエンス研究センター		803-5761
研究基盤センター		803-5398
内海域環境教育研究センター	〒656-2401 淡路市岩屋2746	事務室(0799)72-2374
環境管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5990
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		
文学部 人文学研究科		教務学生係 803-5595

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
国 際 人 間 科 学 部	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1	教務学生係 803-7530
国 際 人 間 科 学 部 人 間 発 達 環 境 学 研 究 科	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11	教務学生係 803-7924
附 属 中 等 教 育 学 校	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手5-11-1	811-0232
附 属 小 学 校 附 属 幼 稚 園	〒673-0878 明石市山下町3-4	小 学 校 912-1642 幼 稚 園 911-8288
附 属 特 别 支 援 学 校	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752-4	事 務 室 936-5683
法 学 部 法 学 研 究 科		教 務 係 803-7234
経 济 学 部 経 济 学 研 究 科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教 務 係 803-7250
経 营 学 部 経 营 学 研 究 科		教 務 係 803-7260
理 学 部 理 学 研 究 科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5767
医 学 部 医 学 科 医 学 研 究 科	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-1	教務学生係 382-5205 教務学生係 382-5193
附 属 病 院	〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-2	代 表 382-5111
医 学 部 保 健 学 科 保 健 学 研 究 科	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7-10-2	教務学生係 796-4504
工 学 部 工 学 研 究 科		教務学生係 803-6350
シ ス テ ム 情 報 学 研 究 科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	
農 学 部 農 学 研 究 科		教務学生係 803-5928
附属食資源教育研究センター	〒675-2103 加西市鶉野町1348	事 務 室 (0790)49-0341
海 事 科 学 部 海 事 科 学 研 究 科	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	教 務 係 431-6223 学 生 係 431-6225
国 際 協 力 研 究 科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教 務 係 803-7267
科学技術イノベーション研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5474

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
経 済 経 営 研 究 所 附 属 政 策 研 究 リ エ ゾ ン セ ン タ ー	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	事 務 803-7272
イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル ・ レ ジ デ ン ス	〒650-0046 神戸市中央区港島中町2-4-2	代 表 302-5335
住 吉 寮	〒658-0063	事 務 室 851-4075
住 吉 学 生 国 際 宿 舎	神戸市東灘区住吉山手7-3-1	
白 鷗 寮	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町1-4-50	事 務 室 411-6231
国 維 寮	〒657-0813 神戸市灘区高尾通3-2-33	事 務 室 803-2710
女 子 寮	保安上の理由により所在地・電話番号は掲載していません。	

学 生 便 覧 2019

神戸大学大学院システム情報学研究科

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

(078)803-6350

(078)803-6355

